```
Ø
                     Ø
Ø
                     Ø
Ø
                      Ø
Ø
                      Ø
Ø
                     Ø
Ø
                     Ø
   美濃加茂市議会
Ø
                     Ø
Ø
                     Ø
   第4回定例会議案
Ø
                     Ø
Ø
                     Ø
Ø
                     Ø
Ø
                     Ø
Ø
                      Ø
Ø
                      Ø
Ø
                     Ø
Ø
                     Ø
Ø
                     Ø
Ø
                     Ø
Ø
                     Ø
Ø
                     Ø
Ø
                     Ø
Ø
                     Ø
Ø
                     Ø
  令和5年11月29日
Ø
                     Ø
Ø
                     Ø
Ø
                     Ø
Ø
                     Ø
Ø
                     Ø
Ø
                     Ø
Ø
                      Ø
```

議案番号	議 案 名	ページ
承第6号	専決処分の承認を求めることについて(令和5年度美濃加	
	茂市介護保険会計補正予算(第2号))	1
議第69号	美濃加茂市監査委員条例及び美濃加茂市水道事業及び下水	
	道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例につい	
	7	1 3
議第70号	美濃加茂市部設置条例の一部を改正する条例について	1 5
議第71号	美濃加茂市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する	
	条例について	18
議第72号	美濃加茂市印鑑条例の一部を改正する条例について	2 2
議第73号	美濃加茂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一	
	部を改正する条例について	2 4
議第74号	美濃加茂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に	
	関する条例の一部を改正する条例について	2 7
議第75号	美濃加茂市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	
	について	2 9
議第76号	美濃加茂市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を	
	改正する条例について	4 2
議第77号	美濃加茂市会計年度任用職員の報酬及び費用弁償に関する	
	条例の一部を改正する条例について	4 4
議第78号	美濃加茂市手数料条例の一部を改正する条例について	4 6
議第79号	美濃加茂市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例の	
	一部を改正する条例について	4 7
議第80号	美濃加茂市国民健康保険条例の一部を改正する条例につい	
	7	5 1
議第81号	美濃加茂市水道事業給水条例の一部を改正する条例につい	
	7	6 7
議第82号	美濃加茂市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の	
	一部を改正する条例について	6 9

議第83号	令和5年度美濃加茂市一般会計補正予算(第5号)	7 2
議第84号	令和5年度美濃加茂市国民健康保険会計補正予算(第2号)	1 3 0
議第85号	令和5年度美濃加茂市介護保険会計補正予算(第3号)	1 4 2
議第86号	令和5年度美濃加茂市介護認定・障がい自立支援認定審査	
	会会計補正予算(第1号)	1 7 0
議第87号	令和5年度美濃加茂市水道事業会計補正予算(第3号)	187
議第88号	指定管理者の指定について (太田宿中山道会館)	1 9 2
議第89号	市道路線の認定について	193
議第90号	美濃加茂市教育委員会の委員の任命について	196

承第6号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、令和5年11月14日別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和5年11月29日提出

美濃加茂市長 藤井浩人

令和5年度美濃加茂市介護保険会計補正予算(第2号)

令和5年度美濃加茂市の介護保険会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,721千円を追加し、歳入歳 出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,282,985千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入 (単位:千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
9 繰越金		200, 679	1,721	202, 400
	1 繰越金	200, 679	1,721	202, 400
歳	合 計	4, 281, 264	1,721	4, 282, 985

2 歳 出 (単位:千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
6 諸支出金		117, 057	1,721	118, 778
	1 償還金及び還付加 算金	108, 588	1,721	110, 309
歳出	合 計	4, 281, 264	1,721	4, 282, 985

予算説明書

歳 入 歳 出 補 正 予 算 事 項 別 明 細 書

1 総 括

(歳 入) (単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計
9 繰越金	200, 679	1,721	202, 400
歩 1 人 割	4 001 004	1 701	4 909 005
歳 入 合 計	4, 281, 264	1,721	4, 282, 985

(歳 出)

款	補正前の額	補正額	計
6 諸支出金	117, 057	1,721	118, 778
			-
歳 出 合 計	4, 281, 264	1,721	4, 282, 985

	補 』	三 額	の	財	源	内	訳	
国庫支出金	県支出金				~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~	その他		保険料
						1,	721	
	_	_				1.	721	

2 歳 入

(款) 9 繰越金 (項) 1 繰越金

	款項	目	補正前の額	補正額	計
9	繰越金		200, 679	1, 721	202, 400
1	繰越金		200, 679	1,721	202, 400
-					

(介護保険会計)

(単位:千円)

<u></u>				±ν_		(中位・111)
区	分	金	額	説	明	
1 繰	越金		1,721	1 前年度繰越金		

3 歳 出

(款) 6 諸支出金 (項) 1 償還金及び還付加算金

歩 頂 日		項 目 補正前の額		補正額	14 T 45 31		才源内訳	
		款	項目	は 日		計	ſ	
6			諸支出金	117, 057	1,721	118, 778	1,721	
	1		償還金及び 還付加算金	108, 588	1, 721	110, 309	1,721	
		1	第1号被保 険者保険料 還付金	1, 500	1, 721	3, 221	繰越金 1,721	

(介護保険会計)

	節		⇒×	(中国:111)				
区	分	金	額	説	明		備	考
						_		
22 償	電金 利	_	1,721	保険料還付金		 第 1 号被(斗還付金 1,721
子科	電還金、利 -及び割引 -		1, .21	NOVI VELI TE		713 1 13 1001	KIDC LI PKIDCI	1, 721
		_						

議第69号

美濃加茂市監査委員条例及び美濃加茂市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

美濃加茂市監査委員条例及び美濃加茂市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和5年11月29日提出

美濃加茂市長 藤井浩人

記

美濃加茂市監査委員条例及び美濃加茂市水道事業及び下水道事業の設置等に 関する条例の一部を改正する条例

(美濃加茂市監査委員条例の一部改正)

第1条 美濃加茂市監査委員条例(昭和39年美濃加茂市条例第8号)の一部を次のように改正する。

のように以上する。 改正後 改正前 (請求又は要求による監査) (請求又は要求による監査)

第3条 監査委員は、法第75条第1項、第98条第2項、第242条第1項又は<u>第243条の2の8第3項</u>(地方公営企業法(昭和27年法律第292号。以下「公企法」という。)第34条の規定により準用する場合を含む。)の規定による監査の請求又は法第199条第6項若しくは第7項、第235条の2第2項又は公企法第27条の2第1項の規定による監査の要求があつたときは、当該監査の請求又は要求を受理した日から7日以内に監査に着手しなければならない。ただし、やむを得ない事情があると認められるときは、この限りでない。

第3条 監査委員は、法第75条第1項、第98条第2項、第242条第1項又は<u>第243条の2の2第3項</u>(地方公営企業法(昭和27年法律第292号。以下「公企法」という。)第34条の規定により準用する場合を含む。)の規定による監査の請求又は法第199条第6項若しくは第7項、第235条の2第2項又は公企法第27条の2第1項の規定による監査の要求があつたときは、当該監査の請求又は要求を受理した日から7日以内に監査に着手しなければならない。ただし、やむを得ない事情があると認められるときは、この限りでない。

(美濃加茂市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正) 第2条 美濃加茂市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例(昭和42年美 濃加茂市条例第5号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(議会の同意を要する賠償責任の免除)	(議会の同意を要する賠償責任の免除)
第6条 法第34条において準用する地方自	第6条 法第34条において準用する地方自
治法(昭和22年法律第67号) 第243条	治法(昭和22年法律第67号) 第243条
<u>の2の8第8項</u> の規定により水道事業及び	<u>の2の2第8項</u> の規定により水道事業及び
下水道事業の業務に従事する職員の賠償責	下水道事業の業務に従事する職員の賠償責
任の免除について議会の同意を得なければ	任の免除について議会の同意を得なければ
ならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額	ならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額
が5万円以上である場合とする。	が5万円以上である場合とする。

附則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議第70号

美濃加茂市部設置条例の一部を改正する条例について

美濃加茂市部設置条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和5年11月29日提出

美濃加茂市長 藤井浩人

記

美濃加茂市部設置条例の一部を改正する条例

美濃加茂市部設置条例(平成12年美濃加茂市条例第1号)の一部を次のように 改正する。

改正後	改正前			
(設置)	(設置)			
第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定により、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部を置く。 (1)~(4) (略)	第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定により、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部を置く。 (1)~(4) (略)			
<u>(5)∼(7)</u> (略) (事務分掌)	(5) 都市政策部 (6) ~ (8) (略) (事務分掌)			
第2条 部の主な事務分掌は、次のとおりとする。	第2条 部の主な事務分掌は、次のとおりとする。			
(1) • (2) (略)	(1) • (2) (略)			
(3) 市民福祉部	(3) 市民福祉部			
ア〜カ (略)	ア〜カ (略)			
<u>キ</u> 戸籍及び住民基本台帳に関すること。				
(4) (略)	(4) (略)			
	(5) 都市政策部			

	ア 都市計画に関すること。
	<u>イ</u> 立地適正化計画に関すること。
	<u>ウ</u> 住宅政策に関すること。
	<u>エ</u> 開発指導に関すること。
	オ 土地区画整理に関すること。
	<u>カ</u> 企業誘致に関すること。
(5) 建設水道部	<u>(6)</u> 建設水道部
ア・イ (略)	ア・イ (略)
ウ 都市計画に関すること。	
<u>エ</u> 立地適正化計画に関すること。	
オ 住宅政策に関すること。	
<u>カ</u> 開発指導に関すること。	
キ 土地区画整理に関すること。	
<u>ク</u> 企業誘致に関すること。	
(6) 総務部	<u>(7)</u> 総務部
ア〜ケ (略)	ア〜ケ (略)
	<u>コ</u> 戸籍及び住民基本台帳に関すること。
<u>(7)</u> (略)	<u>(8)</u> (略)

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
 - (美濃加茂市中部台地住居地域地区計画及び工業地域地区計画の区域内における 建築物の制限に関する条例の一部改正)
- 2 美濃加茂市中部台地住居地域地区計画及び工業地域地区計画の区域内における 建築物の制限に関する条例(平成13年美濃加茂市条例第13号)の一部を次の ように改正する。

改正後	改正前
(建築審議会)	(建築審議会)
第9条 (略)	第9条 (略)
2~12 (略)	2~12 (略)
13 建築審議会の庶務は、建設水道部都市計	13 建築審議会の庶務は、都市政策部都市計

画課において行う。

議第71号

美濃加茂市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例について

美濃加茂市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和5年11月29日提出

美濃加茂市長 藤井浩人

記

美濃加茂市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例 (美濃加茂市附属機関の設置に関する条例の一部改正)

第1条 美濃加茂市附属機関の設置に関する条例(平成23年美濃加茂市条例第2 号)の一部を次のように改正する。

	改	正後			T		改	正前		
別表(第1章	 条—第4条	関係)			t	 別表(第1条―第4条関係)				
1 市長	の附属機関	j				1 市長	の附属機関	j		
附属機製名	所掌事項	委員の	委員の	委員の		附属機製名	所掌事項	委員の	委員の	委員の
		構成	定数	任期				構成	定数	任期
(略)						(略)				
美濃加茂市	行政不服	(略)		審議事		美濃加茂市	行政不服	(略)		<u>2年</u>
行政不服審	審査法第			項の諮		行政不服審	審査法 <u>第</u>			
査会 (行政	81条第			間を受		查会 (行政	81条第			
不服審查法	2項の規			けてか		不服審查法	<u>1項</u> の規			
(平成26	定に基づ			ら答申		(平成26	定に基づ			
年法律第6	き、同法の			<u>を行う</u>		年法律第6	き、同法の			
8号) <u>第8</u>	規定によ			<u>まで</u>		8号) <u>第8</u>	規定によ			
1条第2項	りその権					<u>1条第1項</u>	りその権			
に基づく。)	限に属さ					に基づく。)	限に属さ			
	せられた						せられた			
	事項の処						事項の処			

理に関す	理に関す
ること。	ること。
(昭)	(略)
2 教育委員会の附属機関	2 教育委員会の附属機関
(略)	(略)

第2条 美濃加茂市附属機関の設置に関する条例の一部を次のように改正する。

改正後						改正前						
別表(第1条一第4条関係)						別表(第1条—第4条関係)						
1 市長の附属機関						1 市長の附属機関						
(略)						(略)						
2 教育	育委員会 <i>σ</i>	附属機関				2 教育	育委員会 <i>0</i>)附属機関				
附属機関	所掌事	委員の構	委員の	委員の		附属機関	所掌事	委員の構	委員の	委員の		
名	項	成	定数	任期		名	項	成	定数	任期		
(略)	1					(略)						
美濃加	(略)					美濃加	(略)					
茂市学						茂市学						
校給食						校給食						
食物ア						食物ア						
レルギ						レルギ						
一対応						一対応						
方針策						方針策						
定委員						定委員						
会						会						
美濃加	学校で	加茂医	3 人	3年								
茂市学	実施す	師会所	以内									
校検尿	る検尿	属の医										
判定委	の結果	<u>師</u>										
<u>員会</u>	判定に											
	関する											
	<u>こと。</u>											

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。ただし、第2条及び次項の規定は、令和6年4月1日から施行する。

(美濃加茂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 美濃加茂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和42年 美濃加茂市条例第10号)の一部を次のように改正する。

		改正後		改正前				
別表(第:	2条、第5	条関係)		別表(第2条、第5条関係)				
区分	根拠と	報酬の額	費用		区分	根拠と	報酬の額	費用
	なる法		弁償			なる法		弁償
	律、条					律、条		
	例等					例等		
(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)
美濃加					美濃加			
茂市学					茂市学			
校給食					校給食			
食物ア					食物ア			
レルギ					レルギ			
一対応					一対応			
方針策					方針策			
定委員					定委員			
会委員					会委員			
美濃加		日額 16,0						
茂市学		00円 (職務の						
校検尿		時間が2時間以						
判定委		上4時間未満の						
員会委		場合は8,00						
員		0円、2時間未						
		満の場合は4,						
		000円)。た						
		だし、仮判定を						
		行った委員につ						
		<u>いては、1件当</u>						
		たり500円を						
		加算する。						<u> </u>
美濃加		(略)			美濃加		(略)	
茂市高					茂市高			
齢者施					齢者施			

策等運	策等運	
営協議	営協議	
会委員	会委員	
(略)	(略)	

議第72号

美濃加茂市印鑑条例の一部を改正する条例について

美濃加茂市印鑑条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和5年11月29日提出

美濃加茂市長 藤井浩人

記

美濃加茂市印鑑条例の一部を改正する条例 美濃加茂市印鑑条例(昭和50年美濃加茂市条例第2号)の一部を次のように改

正する。

(多機能端末機による印鑑登録証明書の申

改正後

請及び交付)

第10条の2 前条の規定にかかわらず、印鑑 の登録を受けている者は、多機能端末機(地 方公共団体情報システム機構の使用に係る 電子計算機を経由して市の使用に係る電子 計算機と電気通信回線で接続された通信端 末機で、当該端末機の操作により証明書を発 行する機能を有するものをいう。) に、個人 番号カード (電子署名等に係る地方公共団体 情報システム機構の認証業務に関する法律 (平成14年法律第153号。以下「公的個 人認証法」という。) 第22条第1項に規定 する個人番号カード用利用者証明用電子証 明書が記録されているものに限る。) 又は移 動端末設備(電気通信事業法(昭和59年法 律第86号)第12条の2第4項第2号口に 規定する移動端末設備であって、公的個人認 証法第35条の2第1項に規定する移動端 改正前

(多機能端末機による印鑑登録証明書の申 請及び交付)

第10条の2 前条の規定にかかわらず、印鑑 の登録を受けている者は、多機能端末機(地 方公共団体情報システム機構の使用に係る 電子計算機を経由して市の使用に係る電子 計算機と電気通信回線で接続された通信端 末機で、当該端末機の操作により証明書を発 行する機能を有するものをいう。) に、個人 番号カード及び暗証番号(電子署名等に係る 地方公共団体情報システム機構の認証業務 に関する法律(平成14年法律第153号) 第2条第5項に規定する利用者証明利用者 符号を利用するために用いるものとして設 定された暗証番号をいう。) を使用して必要 な事項を入力することにより、印鑑登録証明 書の交付を申請し、その交付を受けることが できる。

末設備用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。)を使用し、暗証番号(公的個人認証法第2条第5項に規定する利用者証明利用者符号を利用するために用いるものとして設定された暗証番号をいう。)その他必要な事項を入力することにより、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。

附則

この条例は、令和6年1月1日から施行する。

議第73号

美濃加茂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について

美濃加茂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を下 記のとおり制定する。

令和5年11月29日提出

特定任期付職員給料表

美濃加茂市長 藤井浩人

記

美濃加茂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例 (美濃加茂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第1条 美濃加茂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成26年美濃加茂市条例第2号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(給与条例の適用除外等)	(給与条例の適用除外等)
第9条 (略)	第9条 (略)
2 特定任期付職員に対する給与条例第19	2 特定任期付職員に対する給与条例第19
条の2第1項及び第20条第2項の規定の	条の2第1項及び第20条第2項の規定の
適用については、給与条例第19条の2第1	適用については、給与条例第19条の2第1
項中「管理職員が」とあるのは「管理職員(美	項中「管理職員が」とあるのは「管理職員(美
濃加茂市一般職の任期付職員の採用等に関	濃加茂市一般職の任期付職員の採用等に関
する条例(平成26年美濃加茂市条例第2	する条例(平成26年美濃加茂市条例第2
号) 第7条第1項に規定する特定任期付職員	号) 第7条第1項に規定する特定任期付職員
を含む。)」と、給与条例第20条第2項中「1	を含む。)」と、給与条例第20条第2項中「1
00分の120」とあるのは「6月に支給す	00分の120」とあるのは「 <u>100分の1</u>
<u>る場合においては100分の165、12月</u>	<u>65</u> 」とする。
に支給する場合においては100分の17	
<u>5</u> 」とする。	
別表(第7条関係)	別表(第7条関係)

特定任期付職員給料表

号給	給料月額
1	380, 000
2	427,000
3	477,000
4	539, 000
5	615,000
6	718,000

00分の120」とあるのは「<u>100分の1</u>

号給	給料月額
1	376,000
2	422,000
3	472,000
4	533,000
5	608,000
6	710,000

00分の120」とあるのは「<u>6月に支給す</u>

<u>る場合においては100分の165、12月</u> に支給する場合においては100分の17

第2条 美濃加茂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように 改正する。

<i>y</i> - <i>y</i> - g					
改正後	改正前				
(給与条例の適用除外等)	(給与条例の適用除外等)				
第9条 (略)	第9条 (略)				
2 特定任期付職員に対する給与条例第19	2 特定任期付職員に対する給与条例第19				
条の2第1項及び第20条第2項の規定の	条の2第1項及び第20条第2項の規定の				
適用については、給与条例第19条の2第1	適用については、給与条例第19条の2第1				
項中「管理職員が」とあるのは「管理職員(美	項中「管理職員が」とあるのは「管理職員(美				
濃加茂市一般職の任期付職員の採用等に関	濃加茂市一般職の任期付職員の採用等に関				
する条例(平成26年美濃加茂市条例第2	する条例(平成26年美濃加茂市条例第2				
号) 第7条第1項に規定する特定任期付職員	号) 第7条第1項に規定する特定任期付職員				
を含む。)」と、給与条例第20条第2項中「1	を含む。)」と、給与条例第20条第2項中「1				

附則

70」とする。

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月 1日から施行する。

<u>5</u>」とする。

2 第1条の規定による改正後の美濃加茂市一般職の任期付職員の採用等に関する 条例(以下「任期付職員条例」という。)の規定は、令和5年4月1日から適用す る。

(給与の内払)

3 第1条の規定による改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合においては、 同条の規定による改正前の任期付職員条例の規定に基づいて支給された給与は、 同条の規定による改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

議第74号

美濃加茂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例 の一部を改正する条例について

美濃加茂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和5年11月29日提出

美濃加茂市長 藤井浩人

記

美濃加茂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

(美濃加茂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改 正)

第1条 美濃加茂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(昭和42年美濃加茂市条例第2号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前			
(期末手当)	(期末手当)			
第5条 (略)	第5条 (略)			

2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在(同項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散による任期終了の日現在)において同項に規定するものが受けるべき報酬月額及びその額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては100分の230を乗じた額に、基準日以前におけるその者の在職期間の区分に応じて、美濃加茂市職員の給与に関する条例(昭和29年美濃加茂市条例第23号)の規

2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在(同項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散による任期終了の日現在)において同項に規定するものが受けるべき報酬月額及びその額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、100分の220を乗じた額に、基準日以前におけるその者の在職期間の区分に応じて、美濃加茂市職員の給与に関する条例(昭和29年美濃加茂市条例第23号)の規定により期末手当を受ける職員(以下「一般職の職員」という。)の例により一定の割

定により期末手当を受ける職員(以下「一般 職の職員」という。)の例により一定の割合を 乗じて得た額とする。

合を乗じて得た額とする。

第2条 美濃加茂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一 部を次のように改正する。

改正前				
_				

在(同項後段に規定する者にあつては、任期 満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解 散による任期終了の日現在)において同項に 規定するものが受けるべき報酬月額及びそ の額に100分の20を乗じて得た額の合 計額に、100分の225を乗じた額に、基 準日以前におけるその者の在職期間の区分 に応じて、美濃加茂市職員の給与に関する条 例(昭和29年美濃加茂市条例第23号)の 規定により期末手当を受ける職員(以下「一 般職の職員」という。)の例により一定の割合 を乗じて得た額とする。

2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現 2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現 在(同項後段に規定する者にあつては、任期 満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解 散による任期終了の日現在)において同項に 規定するものが受けるべき報酬月額及びそ の額に100分の20を乗じて得た額の合 計額に、6月に支給する場合においては10 <u>0分の220、12月に支給する場合におい</u> ては100分の230を乗じた額に、基準日 以前におけるその者の在職期間の区分に応 じて、美濃加茂市職員の給与に関する条例 (昭和29年美濃加茂市条例第23号)の規 定により期末手当を受ける職員(以下「一般 職の職員」という。)の例により一定の割合を 乗じて得た額とする。

附則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月 1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の美濃加茂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期 末手当に関する条例(以下「議員報酬条例」という。)の規定は、令和5年12月 1日から適用する。

(期末手当の内払)

3 第1条の規定による改正後の議員報酬条例の規定を適用する場合においては、 同条の規定による改正前の議員報酬条例の規定に基づいて支給された期末手当は、 同条の規定による改正後の議員報酬条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議第75号

美濃加茂市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

美濃加茂市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和5年11月29日提出

美濃加茂市長 藤井浩人

記

美濃加茂市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 (美濃加茂市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 美濃加茂市職員の給与に関する条例(昭和29年美濃加茂市条例第23号) の一部を次のように改正する。

改正後	改正前				
(給料)	(給料)				
第2条 給料は、美濃加茂市職員の勤務時間、	第2条 給料は、美濃加茂市職員の勤務時間、				

第2条 給料は、美濃加茂市職員の勤務時間、 休暇等に関する条例(平成7年美濃加茂市条 例第2号。以下「勤務時間条例」という。)第 8条第1項に規定する正規の勤務時間(以下 単に「正規の勤務時間」という。)による勤務 に対する報酬であつて、この条例に定める初 任給調整手当、管理職手当、扶養手当、地域 手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、 特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手 当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特 別勤務手当、期末手当、勤勉手当、災害派遣 手当、武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型 インフルエンザ等対策派遣手当を除いたも のとする。

2 (略)

(期末手当)

第2条 給料は、美濃加茂市職員の勤務時間、 休暇等に関する条例(平成7年美濃加茂市条 例第2号。以下「勤務時間条例」という。)第 8条第1項に規定する正規の勤務時間(以下 単に「正規の勤務時間」という。)による勤務 に対する報酬であつて、この条例に定める初 任給調整手当、管理職手当、扶養手当、地域 手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、 特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手 当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特 別勤務手当、期末手当、勤勉手当、災害派遣 手当、武力攻撃災害等派遣手当及び新型イン フルエンザ等緊急事態派遣手当を除いたも のとする。

2 (略)

(期末手当)

第20条 (略)

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月 に支給する場合においては100分の12 0、12月に支給する場合においては100 分の125を乗じて得た額(給料表の適用を 受ける職員でその職務の級が6級以上であ るもの(これらの職員のうち、市の規則で定 める職員に限る。第21条において「特定管 理職員」という。)にあつては6月に支給する 場合においては100分の100、12月に 支給する場合においては100分の105 を乗じて得た額)に、基準日以前6月以内の 期間における当該職員の在職期間の次の各 号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割 合を乗じて得た額とする。

(1) \sim (4) (略)

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」と、「100分の125」とあるのは「100分の70.0」と、「100分の100」とあるのは「100分の57.5」、「100分の105」とあるのは「100分の60.0」とする。

4·5 (略)

(勤勉手当)

第21条 (略)

- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市の規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。
 - (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間

第20条 (略)

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、10 0分の120を乗じて得た額(給料表の適用 を受ける職員でその職務の級が6級以上で あるもの(これらの職員のうち、市の規則で 定める職員に限る。第21条において「特定 管理職員」という。)にあつては100分の1 00を乗じて得た額)に、基準日以前6月以 内の期間における当該職員の在職期間の次 の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定め る割合を乗じて得た額とする。

(1)~(4) (略)

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67. 5」と、「100分の100」とあるのは「100分の57.5」とする。

4·5 (略)

(勤勉手当)

第21条 (略)

- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命 権者が市の規則で定める基準に従つて定め る割合を乗じて得た額とする。この場合にお いて、任命権者が支給する勤勉手当の額の、 その者に所属する次の各号に掲げる職員の 区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定め る額を超えてはならない。
 - (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間

勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手 当基礎額に当該職員がそれぞれその基準 日現在(退職し、又は死亡した職員にあつ ては、退職し、又は死亡した日現在。次項 において同じ。)において受けるべき扶養 手当の月額及びこれに対する地域手当の 月額の合計額を加算した額に、6月に支給 する場合においては100分の100(特 定管理職員にあつては、100分の12 0)、12月に支給する場合においては1 00分の105(特定管理職員にあつて は、100分の125)を乗じて得た額の 総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間 勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務 職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する 場合においては100分の47.5 (特定 管理職員にあつては、100分の57. 5)、12月に支給する場合においては1 00分の50 (特定管理職員にあつては、 100分の60) を乗じて得た額の総額

 $3 \sim 5$ (略)

(災害派遣手当等)

第21条の2 (略)

2 (略)

3 第1項の規定は、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第26条の8に規定する特定新型インフルエンザ等対策の実施のため市に派遣された者について準用する。この場合において、同項中「災害派遣手当」とあるのは、「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」と読み替えるものとする。

(管理職手当等の支給方法)

第22条 管理職手当、扶養手当、地域手当、

勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手 当基礎額に当該職員がそれぞれその基準 日現在(退職し、又は死亡した職員にあつ ては、退職し、又は死亡した日現在。次項 において同じ。)において受けるべき扶養 手当の月額及びこれに対する地域手当の 月額の合計額を加算した額に、100分の 100(特定管理職員にあつては、100 分の120)を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間 勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務 職員の勤勉手当基礎額に100分の47. 5(特定管理職員にあつては、100分の 57.5)を乗じて得た額の総額

 $3 \sim 5$ (略)

(災害派遣手当等)

第21条の2 (略)

2 (略)

3 第1項の規定は、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第44条に規定する新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施のため市に派遣された者について準用する。この場合において、同項中「災害派遣手当」とあるのは、「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」と読み替えるものとする。

(管理職手当等の支給方法)

第22条 管理職手当、扶養手当、地域手当、

時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当、災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当の支給に関し必要な事項は、市の規則で定める。

別表第1 (第3条関係)

【別表第1(改正後)】

時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当、災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当及び新型 インフルエンザ等緊急事態派遣手当の支給 に関し必要な事項は、市の規則で定める。

別表第1 (第3条関係)

【別表第1(改正前)】

【別表第1(改正前)】 給料表

(単位:円)

							1)	单位:円)
職員	職務の	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
の区	級							
分	(略)							
定年	1	<u>150, 100</u>	198, 500	234, 400	266, 000	290, 700	319, 200	362, 900
前再	2	<u>151, 200</u>	200, 300	236, 000	267, 700	292, 900	321, 400	365, 500
任用	3	<u>152, 400</u>	202, 100	237, 500	269, 200	295, 000	323, 700	367, 900
短時	4	<u>153, 500</u>	203, 900	239, 000	271,000	297, 000	325, 900	370, 500
間勤	5	154, 600	205, 400	240, 300	272, 700	298, 800	328, 100	372, 400
務職	6	<u>155, 700</u>	207, 200	241, 900	274, 500	300, 800	330, 100	374, 900
員以	7	<u>156, 800</u>	209, 000	243, 400	276, 300	302,600	332, 300	377, 200
外の	8	<u>157, 900</u>	210, 800	244, 900	278, 300	304, 200	334, 500	379, 700
職員	9	158, 900	212, 400	246, 000	280, 200	306, 100	336, 400	382, 100
	1 0	160, 300	214, 200	247, 500	282, 200	308, 400	338, 600	384, 800
	1 1	161,600	216,000	249,000	284, 100	310,600	340,600	387, 400
	1 2	<u>162, 900</u>	<u>217, 800</u>	<u>250, 300</u>	<u>286, 000</u>	<u>312, 900</u>	342, 800	<u>390, 100</u>
	1 3	<u>164, 100</u>	219, 200	251,800	287, 900	315,000	344, 600	392, 500
	1 4	<u>165, 600</u>	221,000	253, 000	289, 700	317, 100	346,600	394, 800
	1 5	<u>167, 100</u>	222, 700	254, 300	291, 200	319, 300	348, 600	397, 000
	1 6	<u>168, 700</u>	224, 500	255, 500	292, 600	321, 400	350,600	399, 400
	1 7	<u>169, 800</u>	226, 100	256, 800	294, 400	323, 300	352, 300	401, 200
	1 8	<u>171, 200</u>	227, 800	258, 200	296, 400	325, 300	354, 300	403, 200
	1 9	<u>172, 600</u>	229, 400	259, 600	298, 500	327, 300	356, 100	405, 100
	2 0	<u>174, 000</u>	230, 900	261, 100	300, 500	329, 300	358,000	406, 900
	2 1	175, 300	232, 200	262, 700	302, 400	331,000	359, 900	408, 800
	2 2	177, 800	233, 800	264, 400	304, 500	333, 100	361,800	410,600

2 4 182,800 236,900 267,600 308,600 337,200 365,700 414,300 2 5 185,200 237,900 269,400 310,300 338,600 367,700 416,100 2 6 186,900 239,400 271,200 312,400 340,500 369,600 417,600 2 7 188,500 240,700 272,900 314,400 342,400 371,600 419,100 2 8 190,200 241,900 274,600 316,400 344,300 373,600 420,700 2 9 191,700 243,100 276,200 318,100 345,900 375,100 422,300 3 0 193,400 244,100 277,900 320,100 347,800 376,900 423,600 3 1 195,200 245,100 297,700 322,200 349,700 378,700 424,900 3 2 196,900 246,100 281,200 355,500 383,500 428,100 3 5 201,400 249,000 288,700 355,00			1	_				
2 5 185,200 237,900 269,400 310,300 338,600 367,700 416,100 2 6 186,900 239,400 271,200 312,400 340,500 369,600 417,600 2 7 188,500 240,700 272,900 314,400 342,400 371,600 419,100 2 8 190,200 241,900 274,600 316,400 344,300 373,600 420,700 2 9 191,700 243,100 276,200 318,100 345,900 375,100 422,300 3 0 193,400 244,100 277,900 320,100 347,800 376,900 423,600 3 1 195,200 245,100 281,200 324,300 351,500 380,300 426,100 3 2 196,900 246,100 281,200 355,500 353,400 382,100 427,300 3 4 199,900 248,100 284,100 357,500 355,200 383,500 428,600 3 5 201,400 249,000 285,700	2 3	180, 300	235, 400	266,000	306, 500	335, 100	363, 800	412, 400
2 6 186,900 239,400 271,200 312,400 340,500 369,600 417,600 2 7 188,500 240,700 272,900 314,400 342,400 371,600 419,100 2 8 190,200 241,900 274,600 316,400 344,300 373,600 420,700 2 9 191,700 243,100 276,200 318,100 345,900 375,100 422,300 3 0 193,400 244,100 277,900 320,100 347,800 376,900 423,600 3 1 195,200 245,100 279,700 322,200 349,700 378,700 424,900 3 2 196,900 246,100 281,200 324,300 351,500 383,300 426,100 3 4 199,900 248,100 284,100 327,500 355,200 383,500 428,600 3 5 201,400 249,000 285,700 329,400 357,000 385,000 429,900 3 6 202,900 250,900 289,000	2 4	<u>182, 800</u>	236, 900	267, 600	308,600	337, 200	365, 700	414, 300
2 7 188,500 240,700 272,900 314,400 342,400 371,600 419,100 2 8 190,200 241,900 274,600 316,400 344,300 373,600 420,700 2 9 191,700 243,100 276,200 318,100 345,900 375,100 422,300 3 0 193,400 244,100 277,900 320,100 347,800 376,900 423,600 3 1 195,200 245,100 279,700 322,200 349,700 378,700 424,900 3 2 196,900 246,100 281,200 324,300 351,500 380,300 426,100 3 4 199,900 248,100 284,100 327,500 355,200 383,500 428,600 3 5 201,400 249,000 285,700 329,400 357,000 386,600 431,100 3 6 202,900 250,000 287,400 331,500 358,700 386,600 431,100 3 7 204,200 252,200 290,700	2 5	<u>185, 200</u>	237, 900	269, 400	310, 300	338, 600	367, 700	416, 100
2 8 190, 200 241, 900 274, 600 316, 400 344, 300 373, 600 420, 700 2 9 191, 700 243, 100 276, 200 318, 100 345, 900 375, 100 422, 300 3 0 193, 400 244, 100 277, 900 320, 100 347, 800 376, 900 423, 600 3 1 195, 200 245, 100 279, 700 322, 200 349, 700 378, 700 424, 900 3 2 196, 900 246, 100 281, 200 324, 300 351, 500 380, 300 426, 100 3 3 198, 500 247, 200 282, 400 325, 500 353, 400 382, 100 427, 300 3 4 199, 900 248, 100 284, 100 327, 500 355, 200 383, 500 428, 600 3 5 201, 400 249, 000 285, 700 329, 400 357, 000 385, 000 429, 900 3 6 202, 900 250, 000 287, 400 331, 500 358, 600 431, 100 3 7 204, 200 250,	2 6	186, 900	239, 400	271, 200	312, 400	340, 500	369,600	417,600
2 9 191,700 243,100 276,200 318,100 345,900 375,100 422,300 3 0 193,400 244,100 277,900 320,100 347,800 376,900 423,600 3 1 195,200 245,100 279,700 322,200 349,700 378,700 424,900 3 2 196,900 246,100 281,200 324,300 351,500 380,300 426,100 3 3 198,500 247,200 282,400 325,500 353,400 382,100 427,300 3 4 199,900 248,100 284,100 327,500 355,200 383,500 429,900 3 5 201,400 249,000 285,700 329,400 357,000 385,000 429,900 3 6 202,900 250,000 287,400 331,500 358,700 386,600 431,100 3 7 204,200 250,900 299,000 335,300 361,400 389,200 433,100 3 8 205,500 252,200 290,700	2 7	<u>188, 500</u>	240, 700	272, 900	314, 400	342, 400	371,600	419, 100
3 0 193,400 244,100 277,900 320,100 347,800 376,900 423,600 3 1 195,200 245,100 279,700 322,200 349,700 378,700 424,900 3 2 196,900 246,100 281,200 324,300 351,500 380,300 426,100 3 3 198,500 247,200 282,400 325,500 353,400 382,100 427,300 3 4 199,900 248,100 284,100 327,500 355,200 383,500 429,900 3 5 201,400 249,000 285,700 329,400 357,000 385,000 429,900 3 6 202,900 250,000 287,400 331,500 358,700 386,600 431,100 3 7 204,200 250,900 289,000 335,300 361,400 389,000 433,100 3 8 205,500 252,200 290,700 335,300 364,200 391,500 437,00 4 0 208,000 254,700 294,300	2 8	<u>190, 200</u>	241, 900	274,600	316, 400	344, 300	373,600	420, 700
3 1 195,200 245,100 279,700 322,200 349,700 378,700 424,900 3 2 196,900 246,100 281,200 324,300 351,500 380,300 426,100 3 3 198,500 247,200 282,400 325,500 353,400 382,100 427,300 3 4 199,900 248,100 284,100 327,500 355,200 383,500 428,600 3 5 201,400 249,000 285,700 329,400 357,000 386,600 431,100 3 6 202,900 250,000 287,400 331,500 358,700 386,600 431,100 3 7 204,200 250,900 289,000 333,400 360,100 388,000 432,300 3 8 205,500 252,200 290,700 335,300 361,400 389,200 433,100 3 9 206,700 253,400 292,500 337,300 362,800 390,400 433,900 4 0 208,000 254,700 294,300	2 9	<u>191, 700</u>	243, 100	276, 200	318, 100	345, 900	375, 100	422, 300
3 2 196,900 246,100 281,200 324,300 351,500 380,300 426,100 3 3 198,500 247,200 282,400 325,500 353,400 382,100 427,300 3 4 199,900 248,100 284,100 327,500 355,200 383,500 428,600 3 5 201,400 249,000 285,700 329,400 357,000 386,600 431,100 3 6 202,900 250,000 287,400 331,500 358,700 386,600 431,100 3 7 204,200 250,900 289,000 333,400 360,100 388,000 432,300 3 8 205,500 252,200 290,700 335,300 361,400 389,200 433,100 3 9 206,700 253,400 292,500 337,300 362,800 390,400 433,900 4 0 208,000 254,700 294,300 339,200 364,200 391,500 436,700 4 1 209,300 256,600 295,800	3 0	193, 400	244, 100	277, 900	320, 100	347, 800	376, 900	423,600
3 3 198,500 247,200 282,400 325,500 353,400 382,100 427,300 3 4 199,900 248,100 284,100 327,500 355,200 383,500 428,600 3 5 201,400 249,000 285,700 329,400 357,000 385,000 429,900 3 6 202,900 250,000 287,400 331,500 358,700 386,600 431,100 3 7 204,200 250,900 289,000 333,400 360,100 388,000 432,300 3 8 205,500 252,200 290,700 335,300 361,400 389,200 433,100 3 9 206,700 253,400 292,500 337,300 362,800 390,400 433,900 4 0 208,000 254,700 294,300 339,200 364,200 391,500 437,700 4 1 209,300 256,000 295,800 341,100 365,500 392,600 435,300 4 2 210,600 257,400 297,500	3 1	<u>195, 200</u>	<u>245, 100</u>	279, 700	322, 200	349, 700	378, 700	424, 900
3 4 199,900 248,100 284,100 327,500 355,200 383,500 428,600 3 5 201,400 249,000 285,700 329,400 357,000 385,000 429,900 3 6 202,900 250,000 287,400 331,500 358,700 386,600 431,100 3 7 204,200 250,900 289,000 333,400 360,100 388,000 432,300 3 8 205,500 252,200 290,700 335,300 361,400 389,200 433,100 3 9 206,700 253,400 292,500 337,300 362,800 390,400 433,900 4 0 208,000 254,700 294,300 339,200 364,200 391,500 434,700 4 1 209,300 256,000 295,800 341,100 365,500 392,600 435,300 4 2 210,600 257,400 297,500 343,000 366,400 393,800 436,000 4 3 211,900 258,600 299,000	3 2	<u>196, 900</u>	246, 100	281, 200	324, 300	351, 500	380, 300	<u>426, 100</u>
3 5 201, 400 249,000 285,700 329,400 357,000 385,000 429,900 3 6 202,900 250,000 287,400 331,500 358,700 386,600 431,100 3 7 204,200 250,900 289,000 333,400 360,100 388,000 432,300 3 8 205,500 252,200 290,700 335,300 361,400 389,200 433,100 3 9 206,700 253,400 292,500 337,300 362,800 390,400 433,900 4 0 208,000 254,700 294,300 339,200 364,200 391,500 434,700 4 1 209,300 256,000 295,800 341,100 365,500 392,600 436,700 4 2 210,600 257,400 297,500 343,000 366,400 393,800 436,700 4 3 211,900 259,800 300,600 346,700 368,600 396,100 437,400 4 5 214,300 260,900 302,200	3 3	<u>198, 500</u>	247, 200	282, 400	325, 500	353, 400	382, 100	427, 300
3 6 202,900 250,000 287,400 331,500 358,700 386,600 431,100 3 7 204,200 250,900 289,000 333,400 360,100 388,000 432,300 3 8 205,500 252,200 290,700 335,300 361,400 389,200 433,100 3 9 206,700 253,400 292,500 373,300 362,800 390,400 433,900 4 0 208,000 254,700 294,300 339,200 364,200 391,500 434,700 4 1 209,300 256,000 295,800 341,100 365,500 392,600 435,300 4 2 210,600 257,400 297,500 343,000 366,400 393,800 436,000 4 3 211,900 258,600 299,000 344,800 367,500 395,000 436,700 4 4 213,200 259,800 300,600 346,700 368,600 396,100 437,400 4 5 214,300 260,900 302,200	3 4	<u>199, 900</u>	248, 100	284, 100	327, 500	355, 200	383, 500	428, 600
3 7 204, 200 250, 900 289, 000 333, 400 360, 100 388, 000 432, 300 3 8 205, 500 252, 200 290, 700 335, 300 361, 400 389, 200 433, 100 3 9 206, 700 253, 400 292, 500 337, 300 362, 800 390, 400 433, 900 4 0 208, 000 254, 700 294, 300 339, 200 364, 200 391, 500 434, 700 4 1 209, 300 256, 000 295, 800 341, 100 365, 500 392, 600 435, 300 4 2 210, 600 257, 400 297, 500 343, 000 366, 400 393, 800 436, 000 4 3 211, 900 258, 600 299, 000 344, 800 367, 500 395, 000 436, 700 4 4 213, 200 259, 800 300, 600 346, 700 368, 600 396, 100 437, 400 4 5 214, 300 260, 900 302, 200 348, 200 369, 400 396, 800 438, 200 4 7 216,	3 5	201, 400	249,000	<u>285, 700</u>	329, 400	357,000	385,000	<u>429, 900</u>
3 8 205,500 252,200 290,700 335,300 361,400 389,200 433,100 3 9 206,700 253,400 292,500 337,300 362,800 390,400 433,900 4 0 208,000 254,700 294,300 339,200 364,200 391,500 434,700 4 1 209,300 256,000 295,800 341,100 365,500 392,600 435,300 4 2 210,600 257,400 297,500 343,000 366,400 393,800 436,000 4 3 211,900 258,600 299,000 344,800 367,500 395,000 436,700 4 4 213,200 259,800 300,600 346,700 368,600 396,100 437,400 4 5 214,300 260,900 302,200 348,200 369,400 396,800 438,200 4 6 215,600 262,100 303,900 349,600 370,300 397,500 439,400 4 8 218,200 264,500 307,200	3 6	<u>202, 900</u>	<u>250, 000</u>	287, 400	331, 500	358, 700	386,600	431, 100
3 9 206, 700 253, 400 292, 500 337, 300 362, 800 390, 400 433, 900 4 0 208, 000 254, 700 294, 300 339, 200 364, 200 391, 500 434, 700 4 1 209, 300 256, 000 295, 800 341, 100 365, 500 392, 600 435, 300 4 2 210, 600 257, 400 297, 500 343, 000 366, 400 393, 800 436, 700 4 3 211, 900 258, 600 299, 000 344, 800 367, 500 395, 000 436, 700 4 4 213, 200 259, 800 300, 600 346, 700 368, 600 396, 100 437, 400 4 5 214, 300 260, 900 302, 200 348, 200 369, 400 396, 800 438, 200 4 6 215, 600 262, 100 303, 900 349, 600 370, 300 397, 500 439, 400 4 8 218, 200 264, 500 307, 200 352, 600 372, 100 398, 900 440, 600 5 0 220,	3 7	204, 200	<u>250, 900</u>	<u>289, 000</u>	333, 400	360, 100	388,000	432, 300
$\begin{array}{c ccccccccccccccccccccccccccccccccccc$	3 8	205, 500	<u>252, 200</u>	<u>290, 700</u>	335, 300	361, 400	389, 200	433, 100
4 1 209, 300 256, 000 295, 800 341, 100 365, 500 392, 600 435, 300 4 2 210, 600 257, 400 297, 500 343, 000 366, 400 393, 800 436, 000 4 3 211, 900 258, 600 299, 000 344, 800 367, 500 395, 000 436, 700 4 4 213, 200 259, 800 300, 600 346, 700 368, 600 396, 100 437, 400 4 5 214, 300 260, 900 302, 200 348, 200 369, 400 396, 800 438, 200 4 6 215, 600 262, 100 303, 900 349, 600 370, 300 397, 500 439, 900 4 7 216, 900 263, 400 305, 500 351, 100 371, 200 398, 200 439, 400 4 8 218, 200 264, 500 307, 200 352, 600 372, 100 398, 900 440, 600 5 0 220, 300 266, 600 309, 600 355, 000 373, 800 400, 600 441, 400 5 2 222,	3 9	206, 700	<u>253, 400</u>	<u>292, 500</u>	337, 300	362, 800	390, 400	433, 900
4 2 210,600 257,400 297,500 343,000 366,400 393,800 436,000 4 3 211,900 258,600 299,000 344,800 367,500 395,000 436,700 4 4 213,200 259,800 300,600 346,700 368,600 396,100 437,400 4 5 214,300 260,900 302,200 348,200 369,400 396,800 438,200 4 6 215,600 262,100 303,900 349,600 370,300 397,500 439,400 4 7 216,900 263,400 305,500 351,100 371,200 398,200 439,400 4 8 218,200 264,500 307,200 352,600 373,000 399,500 440,600 5 0 220,300 265,600 308,100 354,200 373,000 399,500 440,600 5 1 221,300 267,800 311,100 357,200 375,400 401,000 441,800 5 2 222,300 268,900 312,700 357,200 376,800 401,700 442,600 5 4 224,20	4 0	208,000	<u>254, 700</u>	294, 300	339, 200	364, 200	391, 500	434, 700
4 3 211,900 258,600 299,000 344,800 367,500 395,000 436,700 4 4 213,200 259,800 300,600 346,700 368,600 396,100 437,400 4 5 214,300 260,900 302,200 348,200 369,400 396,800 438,200 4 6 215,600 262,100 303,900 349,600 370,300 397,500 439,400 4 7 216,900 263,400 305,500 351,100 371,200 398,200 439,400 4 8 218,200 264,500 307,200 352,600 372,100 398,900 440,100 4 9 219,200 265,600 308,100 354,200 373,000 399,500 440,600 5 0 220,300 266,600 309,600 355,000 373,800 400,100 441,400 5 1 221,300 268,900 312,700 357,200 375,400 401,000 441,800 5 3 223,300 269,900 314,300	4 1	209, 300	<u>256, 000</u>	<u>295, 800</u>	341, 100	365, 500	392,600	435, 300
4 4 213, 200 259, 800 300, 600 346, 700 368, 600 396, 100 437, 400 4 5 214, 300 260, 900 302, 200 348, 200 369, 400 396, 800 438, 200 4 6 215, 600 262, 100 303, 900 349, 600 370, 300 397, 500 439, 000 4 7 216, 900 263, 400 305, 500 351, 100 371, 200 398, 200 439, 400 4 8 218, 200 264, 500 307, 200 352, 600 372, 100 398, 900 440, 100 4 9 219, 200 265, 600 308, 100 354, 200 373, 000 399, 500 440, 600 5 0 220, 300 266, 600 309, 600 355, 000 373, 800 400, 100 441, 400 5 1 221, 300 267, 800 311, 100 356, 200 374, 600 401, 000 441, 800 5 2 222, 300 268, 900 312, 700 357, 200 376, 100 401, 400 442, 200 5 4 224,	4 2	210,600	257, 400	297, 500	343,000	366, 400	393, 800	436,000
4 5 214,300 260,900 302,200 348,200 369,400 396,800 438,200 4 6 215,600 262,100 303,900 349,600 370,300 397,500 439,000 4 7 216,900 263,400 305,500 351,100 371,200 398,200 439,400 4 8 218,200 264,500 307,200 352,600 372,100 398,900 440,100 4 9 219,200 265,600 308,100 354,200 373,000 399,500 440,600 5 0 220,300 266,600 309,600 355,000 373,800 400,100 441,000 5 1 221,300 267,800 311,100 356,200 374,600 400,600 441,400 5 2 222,300 268,900 312,700 357,200 375,400 401,000 441,800 5 3 223,300 269,900 314,300 358,100 376,100 401,400 442,600 5 4 224,200 270,900 315,900 359,200 376,800 401,700 442,600 5 5 225,10	4 3	211, 900	258,600	299,000	344, 800	367, 500	395,000	436, 700
4 6 215,600 262,100 303,900 349,600 370,300 397,500 439,000 4 7 216,900 263,400 305,500 351,100 371,200 398,200 439,400 4 8 218,200 264,500 307,200 352,600 372,100 398,900 440,100 4 9 219,200 265,600 308,100 354,200 373,000 399,500 440,600 5 0 220,300 266,600 309,600 355,000 373,800 400,100 441,000 5 1 221,300 267,800 311,100 356,200 374,600 400,600 441,400 5 2 222,300 268,900 312,700 357,200 375,400 401,000 441,800 5 3 223,300 269,900 314,300 358,100 376,100 401,400 442,200 5 4 224,200 270,900 315,900 359,200 376,800 401,700 443,000 5 6 226,000 273,100 319,000 361,200 378,200 402,300 443,600 5 7 226,30	4 4	213, 200	<u>259, 800</u>	300,600	346, 700	368, 600	396, 100	437, 400
4 7 216,900 263,400 305,500 351,100 371,200 398,200 439,400 4 8 218,200 264,500 307,200 352,600 372,100 398,900 440,100 4 9 219,200 265,600 308,100 354,200 373,000 399,500 440,600 5 0 220,300 266,600 309,600 355,000 373,800 400,100 441,000 5 1 221,300 267,800 311,100 356,200 374,600 400,600 441,400 5 2 222,300 268,900 312,700 357,200 375,400 401,000 441,800 5 3 223,300 269,900 314,300 358,100 376,100 401,400 442,200 5 4 224,200 270,900 315,900 359,200 376,800 401,700 442,600 5 5 225,100 272,000 317,500 360,100 377,500 402,000 443,000 5 6 226,000 273,100 319,000 361,200 378,200 402,300 443,600 5 7 226,30	4 5	<u>214, 300</u>	<u>260, 900</u>	302, 200	348, 200	369, 400	396, 800	438, 200
4 8 218, 200 264, 500 307, 200 352, 600 372, 100 398, 900 440, 100 4 9 219, 200 265, 600 308, 100 354, 200 373, 000 399, 500 440, 600 5 0 220, 300 266, 600 309, 600 355, 000 373, 800 400, 100 441, 000 5 1 221, 300 267, 800 311, 100 356, 200 374, 600 400, 600 441, 400 5 2 222, 300 268, 900 312, 700 357, 200 375, 400 401, 000 441, 800 5 3 223, 300 269, 900 314, 300 358, 100 376, 100 401, 400 442, 200 5 4 224, 200 270, 900 315, 900 359, 200 376, 800 401, 700 442, 600 5 5 225, 100 272, 000 317, 500 360, 100 377, 500 402, 000 443, 000 5 6 226, 300 274, 000 320, 500 362, 100 378, 700 402, 600 443, 600	4 6	<u>215, 600</u>	<u>262, 100</u>	303, 900	349,600	370, 300	397, 500	439,000
4 9 219, 200 265, 600 308, 100 354, 200 373, 000 399, 500 440, 600 5 0 220, 300 266, 600 309, 600 355, 000 373, 800 400, 100 441, 000 5 1 221, 300 267, 800 311, 100 356, 200 374, 600 400, 600 441, 400 5 2 222, 300 268, 900 312, 700 357, 200 375, 400 401, 000 441, 800 5 3 223, 300 269, 900 314, 300 358, 100 376, 100 401, 400 442, 200 5 4 224, 200 270, 900 315, 900 359, 200 376, 800 401, 700 442, 600 5 5 225, 100 272, 000 317, 500 360, 100 377, 500 402, 000 443, 000 5 6 226, 000 273, 100 319, 000 361, 200 378, 200 402, 300 443, 600 5 7 226, 300 274, 000 320, 500 362, 100 378, 700 402, 600 443, 600	4 7	216, 900	263, 400	305, 500	351, 100	371, 200	398, 200	439, 400
5 0 220, 300 266, 600 309, 600 355, 000 373, 800 400, 100 441, 000 5 1 221, 300 267, 800 311, 100 356, 200 374, 600 400, 600 441, 400 5 2 222, 300 268, 900 312, 700 357, 200 375, 400 401, 000 441, 800 5 3 223, 300 269, 900 314, 300 358, 100 376, 100 401, 400 442, 200 5 4 224, 200 270, 900 315, 900 359, 200 376, 800 401, 700 442, 600 5 5 225, 100 272, 000 317, 500 360, 100 377, 500 402, 000 443, 000 5 6 226, 000 273, 100 319, 000 361, 200 378, 200 402, 300 443, 600 5 7 226, 300 274, 000 320, 500 362, 100 378, 700 402, 600 443, 600	4 8	<u>218, 200</u>	264, 500	307, 200	352,600	372, 100	398, 900	440, 100
5 1 221, 300 267, 800 311, 100 356, 200 374, 600 400, 600 441, 400 5 2 222, 300 268, 900 312, 700 357, 200 375, 400 401, 000 441, 800 5 3 223, 300 269, 900 314, 300 358, 100 376, 100 401, 400 442, 200 5 4 224, 200 270, 900 315, 900 359, 200 376, 800 401, 700 442, 600 5 5 225, 100 272, 000 317, 500 360, 100 377, 500 402, 000 443, 000 5 6 226, 000 273, 100 319, 000 361, 200 378, 200 402, 300 443, 300 5 7 226, 300 274, 000 320, 500 362, 100 378, 700 402, 600 443, 600	4 9	219, 200	265, 600	308, 100	354, 200	373,000	399, 500	440,600
5 2 222, 300 268, 900 312, 700 357, 200 375, 400 401, 000 441, 800 5 3 223, 300 269, 900 314, 300 358, 100 376, 100 401, 400 442, 200 5 4 224, 200 270, 900 315, 900 359, 200 376, 800 401, 700 442, 600 5 5 225, 100 272, 000 317, 500 360, 100 377, 500 402, 000 443, 000 5 6 226, 000 273, 100 319, 000 361, 200 378, 200 402, 300 443, 300 5 7 226, 300 274, 000 320, 500 362, 100 378, 700 402, 600 443, 600	5 0	220, 300	266, 600	309,600	355,000	373, 800	400, 100	441,000
5 3 223, 300 269, 900 314, 300 358, 100 376, 100 401, 400 442, 200 5 4 224, 200 270, 900 315, 900 359, 200 376, 800 401, 700 442, 600 5 5 225, 100 272, 000 317, 500 360, 100 377, 500 402, 000 443, 000 5 6 226, 000 273, 100 319, 000 361, 200 378, 200 402, 300 443, 300 5 7 226, 300 274, 000 320, 500 362, 100 378, 700 402, 600 443, 600	5 1	221, 300	267, 800	311, 100	356, 200	374,600	400,600	441, 400
5 4 224, 200 270, 900 315, 900 359, 200 376, 800 401, 700 442, 600 5 5 225, 100 272, 000 317, 500 360, 100 377, 500 402, 000 443, 000 5 6 226, 000 273, 100 319, 000 361, 200 378, 200 402, 300 443, 300 5 7 226, 300 274, 000 320, 500 362, 100 378, 700 402, 600 443, 600	5 2	222, 300	<u>268, 900</u>	312, 700	<u>357, 200</u>	375, 400	401,000	441,800
5 5 225, 100 272, 000 317, 500 360, 100 377, 500 402, 000 443, 000 5 6 226, 000 273, 100 319, 000 361, 200 378, 200 402, 300 443, 300 5 7 226, 300 274, 000 320, 500 362, 100 378, 700 402, 600 443, 600	5 3	223, 300	269, 900	314, 300	358, 100	376, 100	401, 400	442, 200
5 6 226,000 273,100 319,000 361,200 378,200 402,300 443,300 5 7 226,300 274,000 320,500 362,100 378,700 402,600 443,600	5 4	224, 200	270, 900	315, 900	359, 200	376, 800	401, 700	442,600
5 7 226, 300 274, 000 320, 500 362, 100 378, 700 402, 600 443, 600	5 5	225, 100	272, 000	317, 500	360, 100	377, 500	402, 000	443,000
	5 6	226,000	273, 100	319,000	361, 200	378, 200	402, 300	443, 300
5 8 227, 100 275, 000 321, 700 362, 800 379, 300 402, 900 444, 000	5 7	226, 300	274,000	320, 500	362, 100	378, 700	<u>402,</u> 600	443, 600
	5 8	227, 100	275, 000	321, 700	362, 800	379, 300	402, 900	444,000

5 9	227, 800	275, 900	322, 900	363, 500	379, 900	403, 200	444, 300
6 0	228, 500	277,000	324, 100	364, 200	380, 600	403, 500	444, 600
6 1	229, 200	278, 100	324, 800	364, 600	381,000	403, 800	444, 900
6 2	230,000	279, 100	325, 700	365, 200	381, 700	404, 100	
6 3	230, 700	280,000	326, 500	365, 900	382, 300	404, 400	
6 4	231, 300	281,000	327, 300	366, 600	382, 900	404, 700	
6 5	<u>231, 900</u>	281, 500	328, 200	366, 900	383, 300	405,000	
6 6	<u>232, 500</u>	282, 400	328,600	367, 600	383, 900	405, 300	
6 7	<u>233, 100</u>	283, 100	329, 300	368, 300	384, 500	405,600	
6 8	<u>233, 800</u>	284, 000	330, 100	369,000	<u>385, 100</u>	405, 900	
6 9	<u>234, 500</u>	285,000	330, 900	369, 300	385, 500	406, 100	
7 0	<u>235, 100</u>	285, 800	331,600	369, 900	386, 000	406, 400	
7 1	<u>235, 600</u>	286, 600	332, 300	370,600	386, 500	406, 700	
7 2	<u>236, 300</u>	287, 400	333,000	371, 200	387, 100	407,000	
7 3	<u>237, 000</u>	288, 200	333, 500	371, 500	387, 400	407, 200	
7 4	<u>237, 600</u>	288, 700	334, 100	372, 100	387, 800	407, 500	
7 5	<u>238, 200</u>	289, 100	334,600	372, 800	388, 200	407,800	
7 6	<u>238, 700</u>	289, 600	335, 200	373, 400	388, 600	408,000	
7 7	<u>239, 300</u>	289, 800	335, 500	373, 800	388, 900	408, 200	
7 8	240,000	290, 100	336,000	374, 300	389, 200	408, 500	
7 9	240, 700	290, 300	336, 400	374, 900	389, 500	408, 800	
8 0	241, 200	290, 700	336, 900	375, 400	389, 800	409,000	
8 1	241, 700	290, 900	337, 300	375, 900	390,000	409, 200	
8 2	<u>242, 300</u>	291, 100	337, 800	376, 500	390, 300	409, 500	
8 3	<u>242, 900</u>	291, 500	338, 300	377, 000	390, 600	409,800	
8 4	243, 400	291, 800	338, 800	377, 300	390, 800	410,000	
8 5	243, 900	292, 100	339, 100	377, 700	391,000	410, 200	
8 6	<u>244, 500</u>	292, 400	339, 500	378, 200	391, 300		
8 7	245, 100	292, 700	340,000	378, 600	391, 600		
8 8	245,600	293, 100	340, 400	379,000	391, 800		
8 9	246, 100	293, 400	340, 700	379, 400	392, 000		
9 0	246, 600	293, 800	341, 100	379, 900	392, 300		
9 1	246, 900	294, 100	341,600	380, 300	392, 600		
9 2	247, 300	294, 500	342,000	380, 700	392, 800		
9 3	247, 600	294, 700	342, 200	381,000	393, 000		
9 4		294, 900	342,600				

	9 5		295, 200	343, 100				
	9 6		295, 600	343, 500				
	9 7		295, 800	343, 700				
	9 8		296, 100	344, 100				
	9 9		296, 500	344, 500				
	1 0 0		296, 900	344, 800				
	1 0 1		297, 100	345, 100				
	102		297, 400	345, 500				
	103		297, 800	345, 900				
	1 0 4		298, 100	346, 300				
	1 0 5		298, 300	346, 800				
	1 0 6		298, 600	347, 200				
	107		299, 000	347, 600				
	1 0 8		299, 300	348, 000				
	1 0 9		299, 500	348, 500				
	1 1 0		299, 900	348, 900				
	1 1 1		300, 300	349, 200				
	1 1 2		300,600	349, 500				
	1 1 3		300, 800	350,000				
	1 1 4		301,000					
	1 1 5		301, 300					
	1 1 6		301, 700					
	1 1 7		301, 900					
	1 1 8		302, 100					
	1 1 9		302, 400					
	1 2 0		302, 700					
	1 2 1		303, 100					
	1 2 2		303, 300					
	1 2 3		303, 600					
	1 2 4		303, 900					
	1 2 5		304, 200					
定年		基準給料	基準給料	基準給料	基準給料	基準給料	基準給料	基準給料
前再		月額	月額	月額	月額	月額	月額	月額
任用								
短時		187, 700	215, 200	255, 200	274, 600	289, 700	315, 100	356, 800
間勤		101,100	210, 200	<u> </u>	<u>217,000</u>	<u> </u>	010, 100	550, 500

務職				
員				

【別表第1 (改正後)】 給料表

(単位:円)

職員	職務の	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
の区	級							
分	(略)	1	1	1	1	1	1	
定年	1	<u>162, 100</u>	208,000	240, 900	271,600	295, 400	323, 100	365, 500
前再	2	<u>163, 200</u>	209, 700	242, 400	273, 200	297, 500	325, 300	<u>368, 100</u>
任用	3	<u>164, 400</u>	211, 400	243, 800	274, 700	299, 500	327, 500	370, 500
短時	4	<u>165, 500</u>	212, 900	245, 200	276, 300	301, 400	329, 500	<u>372, 900</u>
間勤	5	<u>166, 600</u>	<u>214, 400</u>	246, 400	<u>277, 800</u>	303, 200	331, 500	374, 800
務職	6	<u>167, 700</u>	<u>216, 200</u>	248,000	<u>279, 500</u>	305,000	333, 500	377, 300
員以	7	<u>168, 800</u>	217, 900	249, 500	<u>281, 300</u>	306, 600	335, 400	379,600
外の	8	<u>169, 900</u>	219,600	<u>250, 900</u>	<u>283, 100</u>	308, 200	337, 300	382, 100
職員	9	<u>170, 900</u>	<u>221, 100</u>	<u>252, 000</u>	<u>284, 800</u>	309, 800	339, 200	384, 500
	1 0	<u>172, 300</u>	222,600	<u>253, 400</u>	286, 700	312,000	341, 200	387, 100
	1 1	<u>173, 600</u>	224, 100	254, 900	<u>288, 500</u>	314, 200	343, 200	389, 700
	1 2	<u>174, 900</u>	225, 600	<u>256, 200</u>	290, 300	316, 200	345, 200	392, 300
	1 3	<u>176, 100</u>	<u>226, 800</u>	<u>257, 500</u>	<u>292, 100</u>	318, 200	347, 000	394,600
	1 4	<u>177, 600</u>	228, 200	258, 700	<u>293, 700</u>	320, 200	349, 000	396, 900
	1 5	<u>179, 100</u>	229,600	<u>259, 900</u>	<u>295, 100</u>	322, 100	<u>350, 900</u>	399, 100
	1 6	<u>180, 700</u>	231,000	261, 100	<u>296, 500</u>	324, 000	<u>352, 800</u>	401, 400
	1 7	<u>181, 800</u>	232, 400	262, 300	<u>298, 000</u>	<u>325, 900</u>	354, 500	403, 200
	1 8	<u>183, 200</u>	<u>234, 000</u>	<u>263, 600</u>	300,000	<u>327, 900</u>	<u>356, 500</u>	405, 100
	1 9	<u>184, 600</u>	235, 500	264, 900	302,000	329, 800	<u>358, 300</u>	407,000
	2 0	<u>186, 000</u>	236, 900	266, 200	303, 800	331, 700	360, 200	408, 800
	2 1	<u>187, 300</u>	238, 100	267, 600	305, 500	333, 400	362, 100	410,600
	2 2	<u>189, 600</u>	239, 700	<u>269, 100</u>	307, 400	335, 400	364, 000	412, 400
	2 3	<u>191, 800</u>	241, 200	270, 700	309, 300	337, 400	365, 900	414, 200
	2 4	194,000	242,600	272, 200	311, 100	339, 300	367, 800	416,000
	2 5	196, 200	243,600	273, 800	312, 800	340, 700	369, 700	417,600
	2 6	197, 900	245, 100	275, 500	314, 800	342,600	371,600	419, 100
	2 7	199, 400	246, 400	277, 100	316, 800	344, 500	373, 500	420,600
	2 8	200, 900	247, 600	278, 700	318, 700	346, 400	375, 400	422, 100

3 0 203,800 249,700 281,800 322,400 349,900 378,700 424,900 3 1 205,200 250,600 283,300 324,400 351,700 380,500 426,200 3 2 206,600 251,500 284,800 326,400 353,500 382,100 427,400 3 3 208,000 252,400 285,900 327,600 355,300 383,800 428,600 3 4 209,300 253,300 287,500 329,600 357,100 385,200 429,900 3 6 211,900 254,900 290,500 333,500 360,500 388,000 432,400 3 7 213,200 255,600 291,900 335,400 361,900 389,400 433,600 3 8 214,400 256,700 293,500 37,300 363,200 390,600 434,400 3 9 215,600 257,900 295,100 339,200 364,500 391,800 435,200 4 0 216,700 259,000 296,700	2 9	202, 400	248, 700	280, 300	320, 400	348, 000	376, 900	423, 600
3 1 205, 200 250, 600 283, 300 324, 400 351, 700 380, 500 426, 200 3 2 206, 600 251, 500 284, 800 326, 400 353, 500 382, 100 427, 400 3 3 208, 000 252, 400 285, 900 327, 600 355, 300 383, 800 428, 600 3 4 209, 300 253, 300 287, 500 329, 600 357, 100 385, 200 429, 900 3 5 210, 600 254, 100 289, 000 331, 500 358, 800 386, 600 431, 200 3 6 211, 900 254, 900 290, 500 333, 500 360, 500 388, 000 432, 400 3 7 213, 200 255, 600 291, 900 335, 400 361, 900 389, 400 433, 600 3 8 214, 400 256, 700 293, 500 337, 300 363, 200 390, 600 434, 400 3 9 215, 600 257, 900 296, 700 341, 100 365, 900 392, 800 436, 600 4 1 217,						-		
3 2 206,600 251,500 284,800 326,400 353,500 382,100 427,400 3 3 208,000 252,400 285,900 327,600 355,300 383,800 428,600 3 4 209,300 253,300 287,500 329,600 357,100 385,200 429,900 3 5 210,600 254,100 289,000 331,500 366,500 388,000 432,400 3 6 211,900 254,900 290,500 335,400 361,900 389,400 433,600 3 7 213,200 255,600 291,900 335,400 361,900 389,400 433,600 3 8 214,400 256,700 293,500 337,300 363,200 390,600 434,400 3 9 215,600 257,900 295,100 339,200 364,500 391,800 435,200 4 0 216,700 259,000 296,700 341,100 365,900 392,800 436,600 4 2 218,900 261,400 299,800								
3 3 208,000 252,400 285,900 327,600 355,300 383,800 428,600 3 4 209,300 253,300 287,500 329,600 357,100 385,200 429,900 3 5 210,600 254,100 289,000 331,500 388,800 386,600 431,200 3 6 211,900 254,900 290,500 335,400 361,900 389,400 432,400 3 7 213,200 255,600 291,900 335,400 361,900 389,400 433,600 3 8 214,400 256,700 293,500 337,300 363,200 390,600 434,400 3 9 215,600 257,900 295,100 339,200 364,500 391,800 435,200 4 0 216,700 259,000 296,700 341,100 365,900 392,800 436,600 4 2 218,900 261,400 299,800 344,800 367,900 395,100 437,300 4 3 219,900 263,600 302,800								
3 4 209, 300 253, 300 287, 500 329, 600 357, 100 385, 200 429, 900 3 5 210, 600 254, 100 289, 000 331, 500 358, 800 386, 600 431, 200 3 6 211, 900 254, 900 290, 500 333, 500 360, 500 388, 000 432, 400 3 7 213, 200 255, 600 291, 900 335, 400 361, 900 389, 400 433, 600 3 8 214, 400 256, 700 293, 500 337, 300 363, 200 390, 600 434, 400 3 9 215, 600 257, 900 295, 100 339, 200 364, 500 391, 800 435, 200 4 0 216, 700 259, 000 296, 700 341, 100 365, 900 392, 800 436, 600 4 1 217, 800 260, 200 298, 200 342, 900 367, 000 393, 900 436, 600 4 2 218, 900 261, 400 299, 800 344, 800 367, 900 395, 100 437, 300 4 2 218,				_	-	-		
3 5 210,600 254,100 289,000 331,500 358,800 386,600 431,200 3 6 211,900 254,900 290,500 333,500 360,500 388,000 432,400 3 7 213,200 255,600 291,900 335,400 361,900 389,400 433,600 3 8 214,400 256,700 293,500 337,300 363,200 390,600 434,400 3 9 215,600 257,900 295,100 339,200 364,500 391,800 436,600 4 0 216,700 259,000 296,700 341,100 365,900 392,800 436,600 4 1 217,800 260,200 298,200 342,900 367,000 395,100 437,300 4 2 218,900 261,400 299,800 344,800 367,900 395,100 437,300 4 3 219,900 263,600 302,800 348,400 370,000 397,300 438,000 4 4 220,900 263,600 302,800								
3 6 211,900 254,900 290,500 333,500 360,500 388,000 432,400 3 7 213,200 255,600 291,900 335,400 361,900 389,400 433,600 3 8 214,400 256,700 293,500 337,300 363,200 390,600 434,400 3 9 215,600 257,900 295,100 339,200 364,500 391,800 435,200 4 0 216,700 259,000 296,700 341,100 365,900 392,800 436,000 4 1 217,800 260,200 298,200 342,900 367,900 395,100 437,300 4 2 218,900 261,400 299,800 344,800 367,900 395,100 437,300 4 3 219,900 263,600 302,800 348,400 370,000 397,300 438,700 4 5 221,800 264,700 304,400 349,900 370,800 398,000 439,500 4 7 223,600 266,900 307,600				-	-			
3 7 213,200 255,600 291,900 335,400 361,900 389,400 433,600 3 8 214,400 256,700 293,500 337,300 363,200 390,600 434,400 3 9 215,600 257,900 295,100 339,200 364,500 391,800 435,200 4 0 216,700 259,000 296,700 341,100 365,900 392,800 436,600 4 1 217,800 260,200 298,200 342,900 367,000 393,900 436,600 4 2 218,900 261,400 299,800 344,800 367,900 395,100 437,300 4 3 219,900 262,500 301,300 346,600 368,900 396,200 438,000 4 5 221,800 264,700 304,400 349,900 370,800 398,000 439,500 4 6 222,700 265,800 306,000 351,300 371,700 398,700 440,300 4 7 223,600 266,900 307,600				-				
3 8 214,400 256,700 293,500 337,300 363,200 390,600 434,400 3 9 215,600 257,900 295,100 339,200 364,500 391,800 435,200 4 0 216,700 259,000 296,700 341,100 365,900 392,800 436,600 4 1 217,800 260,200 298,200 342,900 367,000 393,900 436,600 4 2 218,900 261,400 299,800 344,800 367,900 395,100 437,300 4 3 219,900 262,500 301,300 346,600 368,900 396,200 438,000 4 4 220,900 263,600 302,800 348,400 370,000 397,300 438,700 4 5 221,800 264,700 304,400 349,900 370,800 398,000 439,500 4 6 222,700 265,800 306,000 351,300 371,700 398,700 440,700 4 8 224,500 267,900 309,100								
$\begin{array}{c ccccccccccccccccccccccccccccccccccc$					-			
4 0 216,700 259,000 296,700 341,100 365,900 392,800 436,000 4 1 217,800 260,200 298,200 342,900 367,000 393,900 436,600 4 2 218,900 261,400 299,800 344,800 367,900 395,100 437,300 4 3 219,900 263,600 302,800 348,400 370,000 397,300 438,700 4 4 220,900 263,600 302,800 348,400 370,000 397,300 438,700 4 5 221,800 264,700 304,400 349,900 370,800 398,000 439,500 4 6 222,700 265,800 306,000 351,300 371,700 398,700 440,300 4 7 223,600 266,900 307,600 352,700 372,600 399,400 440,700 4 8 224,500 268,900 310,000 355,700 374,200 400,700 441,900 5 0 226,300 269,900 311,500		-						
$\begin{array}{c ccccccccccccccccccccccccccccccccccc$					-	-		
4 2 218,900 261,400 299,800 344,800 367,900 395,100 437,300 4 3 219,900 262,500 301,300 346,600 368,900 396,200 438,000 4 4 220,900 263,600 302,800 348,400 370,000 397,300 438,700 4 5 221,800 264,700 304,400 349,900 370,800 398,000 439,500 4 6 222,700 265,800 306,000 351,300 371,700 398,700 440,300 4 7 223,600 266,900 307,600 352,700 372,600 399,400 440,700 4 8 224,500 267,900 309,100 354,200 373,400 400,100 441,400 4 9 225,400 268,900 310,000 355,700 374,200 400,700 441,900 5 0 226,300 269,900 311,500 356,500 375,800 401,800 442,300 5 1 227,200 270,900 313,000			259, 000	-	341, 100		392, 800	436, 000
4 3 219,900 262,500 301,300 346,600 368,900 396,200 438,000 4 4 220,900 263,600 302,800 348,400 370,000 397,300 438,700 4 5 221,800 264,700 304,400 349,900 370,800 398,000 439,500 4 6 222,700 265,800 306,000 351,300 371,700 398,700 440,300 4 7 223,600 266,900 307,600 352,700 372,600 399,400 440,700 4 8 224,500 267,900 309,100 354,200 373,400 400,100 441,400 4 9 225,400 268,900 310,000 355,700 374,200 400,700 441,900 5 0 226,300 269,900 311,500 356,500 375,000 401,300 442,300 5 1 227,200 270,900 313,000 357,500 375,800 401,800 442,700 5 2 228,100 271,800 314,600	4 1	217, 800	260, 200	298, 200	342, 900	367, 000	393, 900	436, 600
4 4 220,900 263,600 302,800 348,400 370,000 397,300 438,700 4 5 221,800 264,700 304,400 349,900 370,800 398,000 439,500 4 6 222,700 265,800 306,000 351,300 371,700 398,700 440,300 4 7 223,600 266,900 307,600 352,700 372,600 399,400 440,700 4 8 224,500 267,900 309,100 354,200 373,400 400,100 441,400 4 9 225,400 268,900 310,000 355,700 374,200 400,700 441,900 5 0 226,300 269,900 311,500 356,500 375,000 401,300 442,300 5 1 227,200 270,900 313,000 357,500 375,800 401,800 442,700 5 2 228,100 271,800 316,200 359,400 377,200 402,900 443,500 5 4 229,800 273,600 317,800	4 2	218, 900	261, 400	299, 800	344, 800	367, 900	395, 100	437, 300
4 5 221,800 264,700 304,400 349,900 370,800 398,000 439,500 4 6 222,700 265,800 306,000 351,300 371,700 398,700 440,300 4 7 223,600 266,900 307,600 352,700 372,600 399,400 440,700 4 8 224,500 267,900 309,100 354,200 373,400 400,700 441,400 4 9 225,400 268,900 310,000 355,700 374,200 400,700 441,900 5 0 226,300 269,900 311,500 356,500 375,000 401,300 442,300 5 1 227,200 270,900 313,000 357,500 375,800 401,800 442,700 5 2 228,100 271,800 314,600 358,500 376,500 402,200 443,100 5 3 228,900 273,600 317,800 360,500 377,900 402,000 443,500 5 4 229,800 273,600 319,300	4 3	<u>219, 900</u>	<u>262, 500</u>	301, 300	346,600	368, 900	396, 200	438,000
4 6 222,700 265,800 306,000 351,300 371,700 398,700 440,300 4 7 223,600 266,900 307,600 352,700 372,600 399,400 440,700 4 8 224,500 267,900 309,100 354,200 373,400 400,100 441,400 4 9 225,400 268,900 310,000 355,700 374,200 400,700 441,900 5 0 226,300 269,900 311,500 356,500 375,000 401,300 442,300 5 1 227,200 270,900 313,000 357,500 376,500 401,800 442,700 5 2 228,100 271,800 314,600 358,500 376,500 402,200 443,100 5 3 228,900 272,700 316,200 359,400 377,200 402,600 443,500 5 4 229,800 273,600 317,800 360,500 377,900 402,900 443,900 5 5 230,700 274,500 319,300	4 4	220, 900	263, 600	302, 800	348, 400	370,000	397, 300	438, 700
4 7 223,600 266,900 307,600 352,700 372,600 399,400 440,700 4 8 224,500 267,900 309,100 354,200 373,400 400,100 441,400 4 9 225,400 268,900 310,000 355,700 374,200 400,700 441,900 5 0 226,300 269,900 311,500 356,500 375,000 401,300 442,300 5 1 227,200 270,900 313,000 357,500 375,800 401,800 442,700 5 2 228,100 271,800 314,600 358,500 376,500 402,200 443,100 5 3 228,900 272,700 316,200 359,400 377,200 402,600 443,500 5 4 229,800 273,600 317,800 360,500 377,900 402,900 443,900 5 5 230,700 274,500 319,300 361,400 378,600 403,200 444,600 5 7 231,800 276,300 322,200 363,300 379,800 403,800 444,600 5 8 232,60	4 5	221, 800	264, 700	304, 400	349, 900	370, 800	398,000	439, 500
4 8 224,500 267,900 309,100 354,200 373,400 400,100 441,400 4 9 225,400 268,900 310,000 355,700 374,200 400,700 441,900 5 0 226,300 269,900 311,500 356,500 375,000 401,300 442,300 5 1 227,200 270,900 313,000 357,500 375,800 401,800 442,700 5 2 228,100 271,800 314,600 358,500 376,500 402,200 443,100 5 3 228,900 272,700 316,200 359,400 377,200 402,600 443,500 5 4 229,800 273,600 317,800 360,500 377,900 402,900 443,900 5 5 230,700 274,500 319,300 361,400 378,600 403,200 444,600 5 7 231,800 276,300 322,200 363,300 379,800 403,800 444,900 5 8 232,600 277,200 323,400	4 6	222, 700	<u>265, 800</u>	306,000	351, 300	371, 700	398, 700	440, 300
4 9 225, 400 268, 900 310, 000 355, 700 374, 200 400, 700 441, 900 5 0 226, 300 269, 900 311, 500 356, 500 375, 000 401, 300 442, 300 5 1 227, 200 270, 900 313, 000 357, 500 375, 800 401, 800 442, 700 5 2 228, 100 271, 800 314, 600 358, 500 376, 500 402, 200 443, 100 5 3 228, 900 272, 700 316, 200 359, 400 377, 200 402, 600 443, 500 5 4 229, 800 273, 600 317, 800 360, 500 377, 900 402, 900 443, 900 5 5 230, 700 274, 500 319, 300 361, 400 378, 600 403, 200 444, 300 5 6 231, 500 275, 400 320, 800 362, 400 379, 300 403, 800 444, 900 5 8 232, 600 277, 200 323, 400 364, 000 380, 400 404, 100 445, 600 6 0 233,	4 7	223, 600	<u>266, 900</u>	307,600	352, 700	372,600	399, 400	440, 700
5 0 226, 300 269, 900 311, 500 356, 500 375, 000 401, 300 442, 300 5 1 227, 200 270, 900 313, 000 357, 500 375, 800 401, 800 442, 700 5 2 228, 100 271, 800 314, 600 358, 500 376, 500 402, 200 443, 100 5 3 228, 900 272, 700 316, 200 359, 400 377, 200 402, 600 443, 500 5 4 229, 800 273, 600 317, 800 360, 500 377, 900 402, 900 443, 900 5 5 230, 700 274, 500 319, 300 361, 400 378, 600 403, 200 444, 300 5 6 231, 500 275, 400 320, 800 362, 400 379, 300 403, 500 444, 600 5 7 231, 800 276, 300 322, 200 363, 300 379, 800 403, 800 444, 900 5 8 232, 600 277, 200 323, 400 364, 700 381, 000 404, 400 445, 600 6 0 233,	4 8	224, 500	<u>267, 900</u>	309, 100	354, 200	373, 400	400, 100	441, 400
5 1 227, 200 270, 900 313, 000 357, 500 375, 800 401, 800 442, 700 5 2 228, 100 271, 800 314, 600 358, 500 376, 500 402, 200 443, 100 5 3 228, 900 272, 700 316, 200 359, 400 377, 200 402, 600 443, 500 5 4 229, 800 273, 600 317, 800 360, 500 377, 900 402, 900 443, 900 5 5 230, 700 274, 500 319, 300 361, 400 378, 600 403, 200 444, 300 5 6 231, 500 275, 400 320, 800 362, 400 379, 300 403, 500 444, 600 5 7 231, 800 276, 300 322, 200 363, 300 379, 800 403, 800 444, 900 5 8 232, 600 277, 200 323, 400 364, 700 381, 000 404, 400 445, 600 6 0 233, 900 279, 000 325, 600 365, 300 381, 700 404, 700 445, 900 6 1 234,	4 9	225, 400	<u>268, 900</u>	310,000	<u>355, 700</u>	374, 200	400, 700	441, 900
5 2 228, 100 271, 800 314, 600 358, 500 376, 500 402, 200 443, 100 5 3 228, 900 272, 700 316, 200 359, 400 377, 200 402, 600 443, 500 5 4 229, 800 273, 600 317, 800 360, 500 377, 900 402, 900 443, 900 5 5 230, 700 274, 500 319, 300 361, 400 378, 600 403, 200 444, 300 5 6 231, 500 275, 400 320, 800 362, 400 379, 300 403, 500 444, 600 5 7 231, 800 276, 300 322, 200 363, 300 379, 800 403, 800 444, 900 5 8 232, 600 277, 200 323, 400 364, 000 380, 400 404, 100 445, 300 5 9 233, 300 278, 100 324, 500 364, 700 381, 000 404, 400 445, 600 6 0 233, 900 279, 000 325, 600 365, 300 381, 700 404, 700 445, 900 6 1 234, 500 281, 000 327, 200 366, 300 382, 100 405, 000 <td>5 0</td> <td>226, 300</td> <td><u>269, 900</u></td> <td>311, 500</td> <td><u>356, 500</u></td> <td>375,000</td> <td>401, 300</td> <td><u>442, 300</u></td>	5 0	226, 300	<u>269, 900</u>	311, 500	<u>356, 500</u>	375,000	401, 300	<u>442, 300</u>
5 3 228,900 272,700 316,200 359,400 377,200 402,600 443,500 5 4 229,800 273,600 317,800 360,500 377,900 402,900 443,900 5 5 230,700 274,500 319,300 361,400 378,600 403,200 444,300 5 6 231,500 275,400 320,800 362,400 379,300 403,500 444,600 5 7 231,800 276,300 322,200 363,300 379,800 403,800 444,900 5 8 232,600 277,200 323,400 364,000 380,400 404,100 445,300 5 9 233,300 278,100 324,500 364,700 381,000 404,400 445,600 6 0 233,900 279,000 325,600 365,300 381,700 404,700 445,900 6 1 234,500 280,000 326,300 365,700 382,100 405,000 446,200 6 2 235,200 281,000 328,000	5 1	227, 200	270, 900	313,000	357, 500	375, 800	401,800	442, 700
5 4 229, 800 273, 600 317, 800 360, 500 377, 900 402, 900 443, 900 5 5 230, 700 274, 500 319, 300 361, 400 378, 600 403, 200 444, 300 5 6 231, 500 275, 400 320, 800 362, 400 379, 300 403, 500 444, 600 5 7 231, 800 276, 300 322, 200 363, 300 379, 800 403, 800 444, 900 5 8 232, 600 277, 200 323, 400 364, 000 380, 400 404, 100 445, 300 5 9 233, 300 278, 100 324, 500 364, 700 381, 000 404, 400 445, 600 6 0 233, 900 279, 000 325, 600 365, 300 381, 700 404, 700 445, 900 6 1 234, 500 280, 000 326, 300 365, 700 382, 100 405, 000 446, 200 6 2 235, 200 281, 900 328, 000 367, 000 383, 400 405, 600	5 2	228, 100	271,800	314,600	358, 500	376, 500	402, 200	443, 100
5 5 230,700 274,500 319,300 361,400 378,600 403,200 444,300 5 6 231,500 275,400 320,800 362,400 379,300 403,500 444,600 5 7 231,800 276,300 322,200 363,300 379,800 403,800 444,900 5 8 232,600 277,200 323,400 364,000 380,400 404,100 445,300 5 9 233,300 278,100 324,500 364,700 381,000 404,400 445,600 6 0 233,900 279,000 325,600 365,300 381,700 404,700 445,900 6 1 234,500 280,000 326,300 365,700 382,100 405,000 446,200 6 2 235,200 281,000 327,200 366,300 383,400 405,600 6 3 235,800 281,900 328,000 367,000 383,400 405,600	5 3	228, 900	272, 700	316, 200	359, 400	377, 200	402,600	443, 500
5 6 231,500 275,400 320,800 362,400 379,300 403,500 444,600 5 7 231,800 276,300 322,200 363,300 379,800 403,800 444,900 5 8 232,600 277,200 323,400 364,000 380,400 404,100 445,300 5 9 233,300 278,100 324,500 364,700 381,000 404,400 445,600 6 0 233,900 279,000 325,600 365,300 381,700 404,700 445,900 6 1 234,500 280,000 326,300 365,700 382,100 405,000 446,200 6 2 235,200 281,000 327,200 366,300 382,800 405,300 6 3 235,800 281,900 328,000 367,000 383,400 405,600	5 4	229, 800	273,600	317, 800	360, 500	377, 900	402, 900	443, 900
5 7 231,800 276,300 322,200 363,300 379,800 403,800 444,900 5 8 232,600 277,200 323,400 364,000 380,400 404,100 445,300 5 9 233,300 278,100 324,500 364,700 381,000 404,400 445,600 6 0 233,900 279,000 325,600 365,300 381,700 404,700 445,900 6 1 234,500 280,000 326,300 365,700 382,100 405,000 446,200 6 2 235,200 281,000 327,200 366,300 382,800 405,300 6 3 235,800 281,900 328,000 367,000 383,400 405,600	5 5	230, 700	274, 500	319, 300	361, 400	378, 600	403, 200	444, 300
5 8 232,600 277,200 323,400 364,000 380,400 404,100 445,300 5 9 233,300 278,100 324,500 364,700 381,000 404,400 445,600 6 0 233,900 279,000 325,600 365,300 381,700 404,700 445,900 6 1 234,500 280,000 326,300 365,700 382,100 405,000 446,200 6 2 235,200 281,000 327,200 366,300 382,800 405,300 6 3 235,800 281,900 328,000 367,000 383,400 405,600	5 6	231, 500	275, 400	320, 800	362, 400	379, 300	403, 500	444,600
5 9 233, 300 278, 100 324, 500 364, 700 381, 000 404, 400 445, 600 6 0 233, 900 279, 000 325, 600 365, 300 381, 700 404, 700 445, 900 6 1 234, 500 280, 000 326, 300 365, 700 382, 100 405, 000 446, 200 6 2 235, 200 281, 000 327, 200 366, 300 382, 800 405, 300 6 3 235, 800 281, 900 328, 000 367, 000 383, 400 405, 600	5 7	231, 800	276, 300	322, 200	363, 300	379, 800	403, 800	444, 900
6 0 233, 900 279, 000 325, 600 365, 300 381, 700 404, 700 445, 900 6 1 234, 500 280, 000 326, 300 365, 700 382, 100 405, 000 446, 200 6 2 235, 200 281, 000 327, 200 366, 300 382, 800 405, 300 6 3 235, 800 281, 900 328, 000 367, 000 383, 400 405, 600	5 8	232, 600	277, 200	323, 400	364,000	380, 400	404, 100	445, 300
6 1 234,500 280,000 326,300 365,700 382,100 405,000 446,200 6 2 235,200 281,000 327,200 366,300 382,800 405,300 6 3 235,800 281,900 328,000 367,000 383,400 405,600	5 9	233, 300	278, 100	324, 500	364, 700	381, 000	404, 400	445, 600
6 2 235, 200 281, 000 327, 200 366, 300 382, 800 405, 300 6 3 235, 800 281, 900 328, 000 367, 000 383, 400 405, 600	6 0	233, 900	279, 000	325, 600	365, 300	381, 700	404, 700	445, 900
6 3 235, 800 281, 900 328, 000 367, 000 383, 400 405, 600	6 1	234, 500	280, 000	326, 300	365, 700	382, 100	405, 000	446, 200
6 3 235,800 281,900 328,000 367,000 383,400 405,600	6 2	235, 200	281, 000	327, 200	366, 300	382, 800	405, 300	
	6 3			328, 000	367, 000		405, 600	
	6 4	236, 300						

6 5	236, 800	283, 300	329, 600	368, 000	384, 400	406, 200	
6 6	237, 300	284, 000	330, 000	368, 700	385, 000	406, 500	
6 7	237, 800	284, 700	330, 600	369, 400	385, 600	406, 800	
6 8	238, 400	285, 600	331, 300	370,000	386, 200	407, 100	
6 9	238, 900	286, 600	332, 100	370, 300	386, 600	407, 300	
7 0	239, 400	287, 400	332, 800	370, 900	387, 100	407,600	
7 1	239, 900	288, 200	333, 500	371,600	387, 600	407, 900	
7 2	240, 400	289,000	334, 100	372, 200	388, 200	408, 100	
7 3	240, 900	289, 700	334, 600	372, 500	388, 500	408, 300	
7 4	241, 400	290, 200	335, 200	373, 100	388, 900	408,600	
7 5	<u>241, 800</u>	290,600	335, 700	373, 800	389, 300	408, 900	
7 6	<u>242, 300</u>	291,000	336, 300	374, 400	389, 700	409, 100	
7 7	242, 800	291, 200	336,600	374, 800	390,000	409, 300	
7 8	243, 300	291, 500	337, 100	375, 300	390, 300	409,600	
7 9	243, 800	291, 700	337, 500	375, 900	390,600	409, 900	
8 0	244, 300	292,000	337, 900	376, 400	390, 800	410, 100	
8 1	244, 700	<u>292, 200</u>	338, 300	376, 900	391,000	410, 300	
8 2	245, 200	292, 400	338, 800	377, 500	391, 300	410,600	
8 3	245,600	<u>292, 700</u>	339, 300	378,000	391,600	410, 900	
8 4	246,000	292, 900	339, 800	378, 300	391, 800	411, 100	
8 5	246, 400	<u>293, 200</u>	340, 100	378, 700	392,000	411, 300	
8 6	246, 800	<u>293, 500</u>	340, 500	379, 200	392, 300		
8 7	247, 200	<u>293, 800</u>	341,000	379,600	392, 600		
8 8	247,600	<u>294, 100</u>	341, 400	380,000	<u>392, 800</u>		
8 9	248,000	294, 400	341, 700	380, 400	393,000		
9 0	248, 500	<u>294, 800</u>	342, 100	380, 900	<u>393, 300</u>		
9 1	248, 800	<u>295, 100</u>	342,600	381, 300	<u>393, 600</u>		
9 2	249, 100	<u>295, 500</u>	343,000	381, 700	393, 800		
9 3	249, 400	<u>295, 700</u>	343, 200	382,000	394, 000		
9 4		295, 900	343,600				
9 5		296, 200	344, 100				
9 6		296, 600	344, 500				
9 7		296, 800	344, 700				
9 8		297, 100	345, 100				
9 9		297, 500	345, 500				
1 0 0		297, 900	345, 800				

	1	0	1		<u>298, 100</u>	346, 100				
	1	0	2		<u>298, 400</u>	346, 500				
	1	0	3		<u>298, 800</u>	346, 900				
	1	0	4		<u>299, 100</u>	347, 300				
	1	0	5		<u>299, 300</u>	347, 800				
	1	0	6		<u>299, 600</u>	348, 200				
	1	0	7		300,000	<u>348, 600</u>				
	1	0	8		300, 300	349,000				
	1	0	9		300, 500	<u>349, 500</u>				
	1	1	О		300, 900	349, 900				
	1	1	1		301, 300	<u>350, 200</u>				
	1	1	2		301,600	<u>350, 500</u>				
	1	1	3		301, 800	<u>351, 000</u>				
	1	1	4		302,000					
	1	1	5		302, 300					
	1	1	6		302, 700					
	1	1	7		302, 900					
	1	1	8		303, 100					
	1	1	9		303, 400					
	1	2	0		303, 700					
	1	2	1		304, 100					
	1	2	2		304, 300					
	1	2	3		304, 600					
	1	2	4		304, 900					
	1	2	5		305, 200					
定年				基準給料	基準給料	基準給料	基準給料	基準給料	基準給料	基準給料
前再				月額	月額	月額	月額	月額	月額	月額
任用										
短時				188, 700	216, 200	256, 200	275, 600	290, 700	316, 200	358, 000
間勤				100, 100	<u> 210, 200</u>	<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>	510, 200	550,000
務職										
員										
				中中共 → 1 55 !	·	- HH. L. フタ	to the s			

第2条 美濃加茂市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(期末手当)	(期末手当)

第20条 (略)

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>10</u>0分の122.5を乗じて得た額(給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの(これらの職員のうち、市の規則で定める職員に限る。第21条において「特定管理職員」という。)にあつては<u>100</u>分の102.5を乗じて得た額)に、基準日以前6月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)~(4) (略)

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中<u>「100</u>分の122.5」とあるのは「100分の68.75」と、「100分の102.5」とあるのは「100分の58.75」とする。

4·5 (略)

(勤勉手当)

第21条 (略)

- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命 権者が市の規則で定める基準に従つて定め る割合を乗じて得た額とする。この場合にお いて、任命権者が支給する勤勉手当の額の、 その者に所属する次の各号に掲げる職員の 区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定め る額を超えてはならない。
 - (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間

第20条 (略)

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月 に支給する場合においては100分の12 0、12月に支給する場合においては100 分の125を乗じて得た額(給料表の適用を 受ける職員でその職務の級が6級以上であ るもの(これらの職員のうち、市の規則で定 める職員に限る。第21条において「特定管 理職員」という。)にあつては6月に支給する 場合においては100分の100、12月に 支給する場合においては100分の105 を乗じて得た額)に、基準日以前6月以内の 期間における当該職員の在職期間の次の各 号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割 合を乗じて得た額とする。

(1)~(4) (略)

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67. 5」と、「100分の125」とあるのは「1 00分の70.0」と、「100分の100」 とあるのは「100分の57.5」、「100分の105」とあるのは「100分の57.5」、「100分の60.0」とする。

4·5 (略)

(勤勉手当)

第21条 (略)

- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命 権者が市の規則で定める基準に従つて定め る割合を乗じて得た額とする。この場合にお いて、任命権者が支給する勤勉手当の額の、 その者に所属する次の各号に掲げる職員の 区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定め る額を超えてはならない。
 - (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間

勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手 当基礎額に当該職員がそれぞれその基準 日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養 手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、100分の102.5 (特定管理職員にあつては、100分の122.5)を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間 勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務 職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の48.</u> 75(特定管理職員にあつては、100分 の58.7<u>5)</u>を乗じて得た額の総額 勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手 当基礎額に当該職員がそれぞれその基準 日現在(退職し、又は死亡した職員にあつ ては、退職し、又は死亡した日現在。次項 において同じ。)において受けるべき扶養 手当の月額及びこれに対する地域手当の 月額の合計額を加算した額に、6月に支 給する場合においては100分の100 (特定管理職員にあつては、100分の 120)、12月に支給する場合において は100分の105 (特定管理職員にあ つては、100分の125)を乗じて得た 額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間 勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務 職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する 場合においては100分の47.5 (特定 管理職員にあつては、100分の57. 5)、12月に支給する場合においては1 00分の50 (特定管理職員にあつては、 100分の60) を乗じて得た額の総額

 $3 \sim 5$ (略)

 $3 \sim 5$ (略)

附則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月 1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の美濃加茂市職員の給与に関する条例第20条第2項及び第3項、第21条第2項並びに別表第1の規定は、令和5年4月1日から適用する。

(給与の内払)

3 第1条の規定による改正後の美濃加茂市職員の給与に関する条例第20条第2項及び第3項、第21条第2項並びに別表第1の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の美濃加茂市職員の給与に関する条例第20条第2項及び第3項、第21条第2項並びに別表第1の規定に基づいて支給された給与は、第1条の規定による改正後の美濃加茂市職員の給与に関する条例第20条第2項及び第3項、第21条第2項並びに別表第1の規定による給与の内払とみなす。

議第76号

美濃加茂市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

美濃加茂市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を下記の とおり制定する。

令和5年11月29日提出

美濃加茂市長 藤井浩人

記

美濃加茂市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 (美濃加茂市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 美濃加茂市常勤の特別職職員の給与に関する条例(昭和41年美濃加茂市 条例第21号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(期末手当)	(期末手当)
第5条 (略)	第5条 (略)
2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現	2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現
在(同項後段に規定する者にあつては、任期	在(同項後段に規定する者にあつては、任期
満了、退職、失職又は死亡の日現在)におい	満了、退職、失職又は死亡の日現在)におい
て職員が受けるべき給料月額及びその額に	て職員が受けるべき給料月額及びその額に
100分の20を乗じて得た額の合計額に、	100分の20を乗じて得た額の合計額に、
6月に支給する場合においては100分の	100分の220を乗じた額に、基準日以前
220 <u>、12月に支給する場合においては1</u>	におけるその者の在職期間の区分に応じて
00分の230を乗じた額に、基準日以前に	一般職の職員の例により一定の割合を乗じ
おけるその者の在職期間の区分に応じて一	て得た額とする。
般職の職員の例により一定の割合を乗じて	
得た額とする。	

第2条 美濃加茂市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(期末手当)	(期末手当)
第5条 (略)	第5条 (略)
2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現	2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現
在(同項後段に規定する者にあつては、任期	在(同項後段に規定する者にあつては、任期
満了、退職、失職又は死亡の日現在)におい	満了、退職、失職又は死亡の日現在)におい
て職員が受けるべき給料月額及びその額に	て職員が受けるべき給料月額及びその額に
100分の20を乗じて得た額の合計額に、	100分の20を乗じて得た額の合計額に、
100分の225を乗じた額に、基準日以前	6月に支給する場合においては100分の
におけるその者の在職期間の区分に応じて	<u>220、12月に支給する場合においては1</u>
一般職の職員の例により一定の割合を乗じ	00分の230を乗じた額に、基準日以前に
て得た額とする。	おけるその者の在職期間の区分に応じて一
	般職の職員の例により一定の割合を乗じて
	得た額とする。

附則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月 1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の美濃加茂市常勤の特別職職員の給与に関する条例 (以下「特別職給与条例」という。)の規定は、令和5年12月1日から適用する。 (期末手当の内払)
- 3 第1条の規定による改正後の特別職給与条例の規定を適用する場合においては、 同条の規定による改正前の特別職給与条例の規定に基づいて支給された期末手当 は、同条の規定による改正後の特別職給与条例の規定による期末手当の内払とみ なす。

議第77号

美濃加茂市会計年度任用職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部 を改正する条例について

美濃加茂市会計年度任用職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する 条例を下記のとおり制定する。

令和5年11月29日提出

美濃加茂市長 藤井浩人

記

美濃加茂市会計年度任用職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

美濃加茂市会計年度任用職員の報酬及び費用弁償に関する条例(令和元年美濃加茂市条例第3号)の一部を次のように改正する。

改正後 改正前 (期末手当)

第8条 美濃加茂市職員の給与に関する条例 (昭和29年美濃加茂市条例第23号。以下 「給与条例」という。)第20条から第20条 の3までの規定は、任期の定めが6箇月以上 のパートタイム会計年度任用職員(1週間当 たりの勤務時間が著しく少ない者として規 則で定めるものを除く。以下この条において 同じ。)について準用する。この場合において、給与条例第20条第2項中「100分の120」とあるのは「6月に支給する場合においては100分の67.5、12月に支給する場合においては100分の67.5、12月に支給する場合においては100分の70.0」と、 給与条例第20条第4項中「職員が受けるべき給料(育児短時間勤務職員等にあつては、 給料の月額を算出率で除して得た額)及び扶

第8条 美濃加茂市職員の給与に関する条例 (昭和29年美濃加茂市条例第23号。以下 「給与条例」という。)第20条から第20条 の3までの規定は、任期の定めが6箇月以上 のパートタイム会計年度任用職員(1週間当 たりの勤務時間が著しく少ない者として規 則で定めるものを除く。以下この条において 同じ。)について準用する。この場合において、給与条例第20条第2項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」 と、給与条例第20条第4項中「職員が受けるべき給料(育児短時間勤務職員等にあつて は、給料の月額を算出率で除して得た額)及 び扶養手当の月額並びにこれらに対する地 域手当の月額の合計額」とあるのは「パート 養手当の月額並びにこれらに対する地域手 当の月額の合計額」とあるのは「パートタイ ム会計年度任用職員が受けるべき報酬の月 額(日額又は時間額で報酬が定められたパー トタイム会計年度任用職員にあつては、前基 準日の翌日からそれぞれその基準日(退職 し、又は死亡した職員にあつては、退職し、 又は死亡した日)までの在職期間における報 酬(第4条から第6条までの規定により支給 された報酬を除く。)の1月当たりの平均 額)」とする。 タイム会計年度任用職員が受けるべき報酬の月額(日額又は時間額で報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員にあつては、前基準日の翌日からそれぞれその基準日(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日)までの在職期間における報酬(第4条から第6条までの規定により支給された報酬を除く。)の1月当たりの平均額)」とする。

 $2 \sim 4$ (略)

 $2 \sim 4$ (略)

附則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の美濃加茂市会計年度任用職員の報酬及び費用弁償に関する条例(以下「会計年度任用職員条例」という。)の規定は、令和5年12月1日から適用する。

(期末手当の内払)

2 この条例による改正後の会計年度任用職員条例の規定を適用する場合において は、この条例による改正前の会計年度任用職員条例の規定に基づいて支給された 期末手当は、この条例による改正後の会計年度任用職員条例の規定による期末手 当の内払とみなす。

議第78号

美濃加茂市手数料条例の一部を改正する条例について

美濃加茂市手数料条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和5年11月29日提出

美濃加茂市長 藤井浩人

記

美濃加茂市手数料条例の一部を改正する条例 美濃加茂市手数料条例(平成12年美濃加茂市条例第5号)の一部を次のように 改正する。

改正後	改正前
附則	附則
(多機能端末機を利用した場合の特例)	(多機能端末機を利用した場合の特例)
3 多機能端末機(地方公共団体情報システム	3 令和2年11月1日から令和6年3月31
機構の使用に係る電子計算機を経由して市の	<u>日までの間、</u> 多機能端末機(地方公共団体情
使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続	報システム機構の使用に係る電子計算機を経
された通信端末機で、当該端末機の操作によ	由して市の使用に係る電子計算機と電気通信
り証明書を発行する機能を有するものをい	回線で接続された通信端末機で、当該端末機
う。) を利用した交付にあっては、別表の規定	の操作により証明書を発行する機能を有する
にかかわらず、次の表の左欄に掲げる手数料	ものをいう。) を利用した交付にあっては、別
については、それぞれ同表の右欄に掲げる金	表の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げ
額とする。	る手数料については、それぞれ同表の右欄に
	掲げる金額とする。
(略) 200円	(略) 200円
印鑑登録証明書交付手数料	印鑑登録証明書交付手数料
戸籍記録事項証明書交付手数料	

附則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議第79号

美濃加茂市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例の一部を改正 する条例について

美濃加茂市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例の一部を改正する条例を 下記のとおり制定する。

令和5年11月29日提出

美濃加茂市長 藤井浩人

記

美濃加茂市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例(平成24年美濃加茂市条例第28号)の一部を改正する条例

⊒b-∓'4%	<i>ા.</i>				
改正後	改正前				
(事業の対象者)	(事業の対象者)				
第6条 事業の対象となる児童(以下「対象児	第6条 事業の対象となる児童(以下「対象児				
キール・ミール 土中の工学技に共党ナブ田	キール、ミール 土中の工学技に執券より田				

第6条 事業の対象となる児童(以下「対象児童」という。)は、市内の小学校に就学する児童であって、保護者等(親権を行う者、後見人又はこれらに準ずるもので、現にその児童を養育し、世帯を同じくしているものをいう。以下同じ。)が次の各号に掲げるいずれかの事由により、昼間(おおむね午前7時30分から午後6時30分までをいう。以下同じ。)の保育を1月のうち15日以上行うことができず、かつ、その状態が相当程度継続すると認められる児童とする。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。

- (1) (略)
- (2) 妊娠中(産前6週間<u>に該当する日が属する月の初日。ただし、多胎妊娠の場合にあっては、14週間に該当する日が属する月</u>の初日とする。) 又は出産後(8週間を経

電」という。)は、市内の小学校に就学する児童 しという。)は、市内の小学校に就学する児童であって、保護者等(親権を行う者、後見人又はこれらに準ずるもので、現にその児童を養育し、世帯を同じくしているものをいう。以下同じ。)が次の各号に掲げるいずれかの事由により、昼間(おおむね午前7時30分から午後6時30分までをいう。以下同じ。)の保育を1月のうち15日以上行うことができず、かつ、その状態が相当程度継続すると認められる児童とする。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。

- (1) (略)
- (2) 妊娠中(産前6週間<u>以内</u>)又は出産後(8 週間以内)であるとき。

過する日の翌日が属する月の末日)である とき。

(3)~(6) (略)

(利用の制限)

- 第8条 児童又は保護者等は、市長が次の各号 | 第8条 次の各号のいずれかに該当する対象 のいずれかに該当すると認めるときは、事業 を利用することができない。
 - (1) 身体虚弱等のため保育に堪えない、又は 適当でないとき。
 - (2) 当該児童につき保育料を3月滞納した とき。
 - (3) その他放課後児童クラブの管理運営上 又は生活指導上支障があるとき。

(保育料)

第11条 市長は、事業に係る費用のうち次の 第11条 市長は、事業に係る費用のうち次の 表に定める額(以下「保育料」という。)を保 護者等から徴収する。

利用区分		保育料	
通年(1年間)利用	(略)	5,000円(月	
		額) の範囲内に	
		おいて、別に規	
		則で定める額	
		6,500円(月	
		額)の範囲内に	
		おいて、別に規	
		則で定める額	
夏季休業日(美濃		8,000円(定	
加茂市立小中学校		額)の範囲内に	
管理規則(平成1		おいて、別に規	
2年美濃加茂市教		則で定める額	
育委員会規則第2		10,000円	
号)第4条第2項		(定額) の範囲	
の夏季休業日をい		内において、別	

(3)~(6) (略)

(利用の制限)

- 児童は、事業を利用することができない。
 - (1) 身体虚弱等のため保育に堪えない、又は 適当でないと認められる者
 - (2) その他放課後児童クラブの管理運営上 又は生活指導上支障があり、市長が不適当 と認めた者

(保育料)

表に定める額(以下「保育料」という。)を保 護者から徴収する。

利用区分		保育料		
通年(1年間)利用	(略)	5,000円(月	
		額)		
		6,500円(月	
		額)		
夏季休業日(美濃		8,000円(定	
加茂市立小中学校		額)		
管理規則(平成1				
2年美濃加茂市教				
育委員会規則第2		10,000	円	
号)第4条第2項		(定額)		
の夏季休業日をい				

う。以下同じ)のみ	に規則で定める	う。以下同じ) の	Dみ	
利用	額	利用		
長期休業(夏季休	10,000円	長期休業(夏季	≦休 10,	000円
業日、冬季休業日	(定額)の範囲	業日、冬季休業	(定額))
(美濃加茂市立小	内において、別	(美濃加茂市豆	江小	
中学校管理規則第	に規則で定める	中学校管理規則	川第	
4条第2項の冬季	<u>額</u>	4条第2項の名	冬季	
休業日をいう。) 及	13,000円	休業日をいう。	及 13,	000円
び学年末及び学年	(定額) <u>の範囲</u>	び学年末及び常	全年 (定額))
始休業日(美濃加	内において、別	始休業日(美源	豊力 ロ	
茂市立小中学校管	に規則で定める	茂市立小中学村	交管	
理規則第4条第2	<u>額</u>	理規則第4条第	等 2	
項の学年末及び学		項の学年末及び	が学 ー	
年始休業日をい		年始休業日を	· V)	
う。)) のみ利用] う。)) のみ利用		

2 · 3 (略)

(保育料の減免)

り、所得に著しい変動が生じ、保育料を納付 することが困難と認められる保護者等につ いては、その保育料を減額し、又は免除する ことができる。

2 · 3 (略)

(保育料の減免)

- 第12条 市長は、災害その他特別の理由によ 第12条 市長は、次の各号に掲げる世帯の区 分に応じ、当該各号に定める保育料の額を減 額し、又は保育料を免除することができる。
 - (1) 生活保護法(昭和25年法律第144 号)による保護を受けている世帯 免除
 - (2) 前号の世帯に準じる世帯 保育料の2 分の1の額
 - (3) その他申し出があったもののうち、世帯 の収入等の状況から審査し、市長が減免す るに適当と判断した世帯 市長が別に定 める額
 - 2 · 3 (略)

(督促及び遅延損害金)

第12条の2 (略)

2 保護者等は、納期限までにその納付すべき 2 保護者は、納期限までにその納付すべき金

2·3 (略)

(督促及び遅延損害金)

第12条の2 (略)

金額を納付しないときは、納付すべき金額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、納期限の翌日における民法(明治29年法律第89号)第404条の規定による法定利率を乗じて計算した金額に相当する遅延損害金を加算して納付しなければならない。

$3 \sim 5$ (略)

6 市長は、<u>保護者等</u>が納期限までに保育料を 納付しなかったことについてやむを得ない 事由があると認められる場合においては、第 2項の遅延損害金を減額し、又は免除するこ とができる。 額を納付しないときは、納付すべき金額に、 その納期限の翌日から納付の日までの期間 の日数に応じ、納期限の翌日における民法 (明治29年法律第89号)第404条の規 定による法定利率を乗じて計算した金額に 相当する遅延損害金を加算して納付しなけ ればならない。

$3 \sim 5$ (略)

6 市長は、<u>保護者</u>が納期限までに保育料を納付しなかったことについてやむを得ない事由があると認められる場合においては、第2項の遅延損害金を減額し、又は免除することができる。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の美濃加茂市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例の規定は、令和6年度以降の事業について適用し、令和5年度分までの事業については、なお従前の例による。

議第80号

美濃加茂市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

美濃加茂市国民健康保険条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和5年11月29日

美濃加茂市長 藤井浩人

記

美濃加茂市国民健康保険条例の一部を改正する条例 美濃加茂市国民健康保険条例(平成12年美濃加茂市条例第9号)の一部を次のように改正する。

(新型コロナウイルス感染症に感染した被 保険者等に係る傷病手当金)

第6条の2 給与等(所得税法(昭和40年法 律第33号)第28条第1項に規定する給与 等をいい、賞与(健康保険法第3条第6項に 規定する賞与をいう。)を除く。以下同じ) の支払を受けている被保険者が療養のため 労務に服することができないとき (新型コロ ナウイルス感染症 (病原体がベータコロナウ イルス属のコロナウイルス(令和2年1月 に、中華人民共和国から世界保健機関に対し て、人に伝染する能力を有することが新たに 報告されたものに限る。) である感染症をい う。以下同じ。) に感染したとき、又は発熱 等の症状があり当該感染症の感染が疑われ るときに限る。)は、その労務に服すること ができなくなった日から起算して3日を経 過した日から労務に服することができない 期間のうち労務に就くことを予定していた (新型コロナウイルス感染症に感染した被 保険者等に係る傷病手当金)

第6条の2 給与等(所得税法(昭和40年法 律第33号)第28条第1項に規定する給与 等をいい、賞与(健康保険法(大正11年法 律第70号)第3条第6項に規定する賞与を いう。)を除く。以下同じ)の支払いを受け ている被保険者が療養のため労務に服する ことができないとき (新型コロナウイルス感 染症 (病原体がベータコロナウイルス属のコ ロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共 和国から世界保健機関に対して、人に伝染す る能力を有することが新たに報告されたも のに限る。)である感染症をいう。以下同じ。) に感染したとき、又は発熱等の症状があり当 該感染症の感染が疑われるときに限る。) は、 その労務に服することができなくなった日 から起算して3日を経過した日から労務に 服することができない期間のうち労務に就 日について、傷病手当金を支給する。

2 · 3 (略)

(一般被保険者に係る基礎賦課総額)

- 第11条 保険料の賦課額のうち一般被保険者(法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等(以下「退職被保険者等」という。)以外の被保険者をいう。以下同じ。)に係る基礎賦課額(第32条、第32条の3及び第32条の4の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することになる額を含む。)の総額(以下「基礎賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。
 - (1) 当該年度における次に掲げる額の合算額

イ・ロ (略)

- ハ 法<u>第81条の2第5項</u>の財政安定化 基金拠出金の納付に要する費用の額
- 二 法第81条の2第10項第2号に規 定する財政安定化基金事業借入金の償 還に要する費用の額

ホ・ヘ (略)

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

イ~ハ (略)

二 その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。)のための収入(法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項<u>第</u>72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1

くことを予定していた日について、傷病手当 金を支給する。

2 · 3 (略)

(一般被保険者に係る基礎賦課総額)

- 第11条 保険料の賦課額のうち一般被保険者(法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等(以下「退職被保険者等」という。)以外の被保険者をいう。以下同じ。)に係る基礎賦課額(第32条及び第32条の3の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することになる額を含む。)の総額(以下「基礎賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。
 - (1) 当該年度における次に掲げる額の合算額

イ・ロ (略)

- ハ 法<u>第81条の2第4項</u>の財政安定化 基金拠出金の納付に要する費用の額
- ニ 法<u>第81条の2第9項第2号</u>に規定 する財政安定化基金事業借入金の償還 に要する費用の額

ホ・ヘ (略)

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

イ~ハ (略)

二 その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。)のための収入(法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項及び第72条の3の2第1項の規定による繰入金及

項の規定による繰入金並びに国民健康 保険保険給付費等交付金(退職被保険者 等の療養の給付等に要する費用に係る ものに限る。)を除く。)の額

(一般被保険者に係る基礎賦課額の所得割額の算定)

第13条 前条の所得割額は、一般被保険者に 係る賦課期日の属する年の前年の所得に係 る地方税法(昭和25年法律第226号)第 314条の2第1項に規定する総所得金額 及び山林所得金額並びに他の所得と区分し て計算される所得の金額(同法附則第33条 の2第5項に規定する上場株式等に係る配 当所得等の金額(同法附則第35条の2の6 第8項又は第11項の規定の適用がある場 合には、その適用後の金額)、同法附則第3 3条の3第5項に規定する土地等に係る事 業所得等の金額、同法附則第34条第4項に 規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置 法(昭和32年法律第26号)第33条の4 第1項若しくは第2項、第34条第1項、第 34条の2第1項、第34条の3第1項、第 35条第1項、第35条の2第1項、第35 条の3第1項又は第36条の規定の適用が ある場合には、これらの規定の適用により同 法第31条第1項に規定する長期譲渡所得 の金額から控除する金額を控除した金額)、 地方税法附則第35条第5項に規定する短 期譲渡所得の金額(租税特別措置法第33条 の4第1項若しくは第2項、第34条第1 項、第34条の2第1項、第34条の3第1 項、第35条第1項又は第36条の規定の適 用がある場合には、これらの規定の適用によ り同法第32条第1項に規定する短期譲渡 所得の金額から控除する金額を控除した金 額)、地方税法附則第35条の2第5項に規 び国民健康保険保険給付費等交付金(退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。)を除く。)の額

(一般被保険者に係る基礎賦課額の所得割額の算定)

第13条 前条の所得割額は、一般被保険者に 係る賦課期日の属する年の前年の所得に係 る地方税法(昭和25年法律第226号)第 314条の2第1項に規定する総所得金額 及び山林所得金額並びに他の所得と区分し て計算される所得の金額(同法附則第33条 の2第5項に規定する上場株式等に係る配 当所得等の金額(同法附則第35条の2の6 第11項又は第15項の規定の適用がある 場合には、その適用後の金額)、同法附則第 33条の3第5項に規定する土地等に係る 事業所得等の金額、同法附則第34条第4項 に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措 置法(昭和32年法律第26号)第33条の 4第1項若しくは第2項、第34条第1項、 第34条の2第1項、第34条の3第1項、 第35条第1項、第35条の2第1項、第3 5条の3第1項又は第36条の規定の適用 がある場合には、これらの規定の適用により 同法第31条第1項に規定する長期譲渡所 得の金額から控除する金額を控除した金 額)、地方税法附則第35条第5項に規定す る短期譲渡所得の金額(租税特別措置法第3 3条の4第1項若しくは第2項、第34条第 1項、第34条の2第1項、第34条の3第 1項、第35条第1項又は第36条の規定の 適用がある場合には、これらの規定の適用に より同法第32条第1項に規定する短期譲 渡所得の金額から控除する金額を控除した 金額)、地方税法附則第35条の2第5項に 定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額 (同法附則第35条の3第15項の規定の 適用がある場合には、その適用後の金額)、 同法附則第35条の2の2第5項に規定す る上場株式等に係る譲渡所得等の金額(同法 附則第35条の2の6第11項又は第35 条の3第13項若しくは第15項の規定の 適用がある場合には、その適用後の金額)、 同法附則第35条の4第4項に規定する先 物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第3 5条の4の2第7項の規定の適用がある場 合には、その適用後の金額)、外国居住者等 の所得に対する相互主義による所得税等の 非課税等に関する法律(昭和37年法律第1 44号)第8条第2項(同法第12条第5項 及び第16条第2項において準用する場合 を含む。第32条第1項第1号において同 じ。) に規定する特例適用利子等の額、同法 第8条第4項(同法第12条第6項及び第1 6条第3項において準用する場合を含む。同 号において同じ。) に規定する特例適用配当 等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、 法人税法及び地方税法の特例等に関する法 律(昭和44年法律第46号。第32条にお いて「租税条約等実施特例法」という。)第 3条の2の2第10項に規定する条約適用 利子等の額及び同条第12項に規定する条 約適用配当等の額をいう。以下この条におい て同じ。)の合計額から地方税法第314条 の2第2項の規定による控除をした後の総 所得金額及び山林所得金額並びに他の所得 と区分して計算される所得の金額の合計額 (以下「基礎控除後の総所得金額等」とい う。) に、第15条の所得割の保険料率を乗 じて算定する。

2 (略)

規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金 額(同法附則第35条の3第15項の規定の 適用がある場合には、その適用後の金額)、 同法附則第35条の2の2第5項に規定す る上場株式等に係る譲渡所得等の金額(同法 附則第35条の2の6第15項又は第35 条の3第13項若しくは第15項の規定の 適用がある場合には、その適用後の金額)、 同法附則第35条の4第4項に規定する先 物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第3 5条の4の2第7項の規定の適用がある場 合には、その適用後の金額)、外国居住者等 の所得に対する相互主義による所得税等の 非課税等に関する法律(昭和37年法律第1 44号)第8条第2項(同法第12条第5項 及び第16条第2項において準用する場合 を含む。第32条第1項第1号において同 じ。) に規定する特例適用利子等の額、同法 第8条第4項(同法第12条第6項及び第1 6項第3項において準用する場合を含む。同 号において同じ。) に規定する特例適用配当 等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、 法人税法及び地方税法の特例等に関する法 律(昭和44年法律第46号。第32条にお いて「租税条約等実施特例法」という。)第 3条の2の2第10項に規定する条約適用 利子等の額及び同条第12項に規定する条 約適用配当等の額をいう。以下この条におい て同じ。)の合計額から地方税法第314条 の2第2項の規定による控除をした後の総 所得金額及び山林所得金額並びに他の所得 と区分して計算される所得の金額の合計額 (以下「基礎控除後の総所得金額等」とい う。) に、第15条の所得割の保険料率を乗 じて算定する。

2 (略)

- (一般被保険者に係る後期高齢者支援金等 賦課総額)
- 第20条の2 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額(第32条、第32条の3及び第32条の4の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することになる額を含む。)の総額(以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。
 - (1) (略)
 - (2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

イ (略)

ロ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。)の額

(介護納付金賦課総額)

第21条 保険料の賦課額のうち介護納付金 賦課額(第32条<u>及び第32条の4</u>の規定に より介護納付金賦課額を減額するものとし た場合にあっては、その減額することになる 額を含む。)の総額(以下「介護納付金賦課 総額」という。)は、第1号に掲げる額の見 込額から第2号に掲げる額の見込額を控除 した額を基準として算定した額とする。

(1) (略)

- (一般被保険者に係る後期高齢者支援金等 賦課総額)
- 第20条の2 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額(第32条及び第32条の3の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することになる額を含む。)の総額(以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。
 - (1) (略)
 - (2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

イ (略)

ロ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項<u>及び</u>第72条の3の2第1項の規定による繰入金を除く。)の額

(介護納付金賦課総額)

第21条 保険料の賦課額のうち介護納付金 賦課額(第32条の規定により介護納付金賦 課額を減額するものとした場合にあっては、 その減額することになる額を含む。)の総額 (以下「介護納付金賦課総額」という。)は、 第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲 げる額の見込額を控除した額を基準として 算定した額とする。

(1) (略)

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

イ (略)

ロ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。)の額

(賦課期日後において納付義務の発生、消滅 又は被保険者数の異動等があった場合)

第29条 保険料の賦課期日後に納付義務が 発生した場合、一世帯に属する被保険者数が 増加若しくは減少した場合、一世帯に属する 被保険者が介護納付金賦課被保険者となっ た若しくは介護納付金賦課被保険者でなく なった場合又は国民健康保険法施行令第2 9条の7の2第2項に規定する特例対象被 保険者等(以下「特例対象被保険者等」とい う。)となった若しくは特例対象被保険者等 でなくなった場合における当該納付義務者 に係る第12条若しくは第16条の額、第2 0条の3若しくは第20条の7の額(被保険 者数が増加若しくは減少した場合(特定同一 世帯所属者に該当することにより被保険者 数が減少した場合を除く。) 又は特例対象被 保険者等となった場合における当該納付義 務者に係る世帯別平等割額を除く。)、第2 2条の額又は第32条第1項各号に定める 額、同条第3項若しくは第4項の規定により 読み替えて準用する同条第1項各号に定め る額、第32条の3第1項(同条第3項の規 定により読み替えて準用する場合を含む。次 項において同じ。) に定める第15条若しく は第19条の基礎賦課額の被保険者均等割 (2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

イ (略)

ロ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項及び第72条の3の2第1項の規定による繰入金を除く。)の額

(賦課期日後において納付義務の発生、消滅 又は被保険者数の異動等があった場合)

第29条 保険料の賦課期日後に納付義務が 発生した場合、一世帯に属する被保険者数が 増加若しくは減少した場合、一世帯に属する 被保険者が介護納付金賦課被保険者となっ た若しくは介護納付金賦課被保険者でなく なった場合又は国民健康保険法施行令第2 9条の7の2第2項に規定する特例対象被 保険者等(以下「特例対象被保険者等」とい う。)となった若しくは特例対象被保険者等 でなくなった場合における当該納付義務者 に係る第12条若しくは第16条の額、第2 0条の3若しくは第20条の7の額(被保険 者数が増加若しくは減少した場合(特定同一 世帯所属者に該当することにより被保険者 数が減少した場合を除く。) 又は特例対象被 保険者等となった場合における当該納付義 務者に係る世帯別平等割額を除く。)、第2 2条の額又は第32条第1項各号に定める 額、同条第3項若しくは第4項の規定により 読み替えて準用する同条第1項各号に定め る額の算定は、それぞれ、その納付義務が発 生した日、一世帯に属する被保険者数が増加 若しくは減少した日(法第6条第1号から第 8号までの規定のいずれかに該当したこと

の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて 得た額、第32条の3第4項第1号(同条第 6項の規定により読み替えて準用する場合 を含む。次項において同じ。) に定める額、 第32条の4第1項各号(同条第3項又は第 4項の規定により読み替えて準用する場合 を含む。次項において同じ。) に定める額若 しくは同条第5項各号(同条第7項又は第8 項の規定により読み替えて準用する場合を 含む。次項において同じ。) に定める額の算 定は、それぞれ、その納付義務が発生した日、 一世帯に属する被保険者数が増加若しくは 減少した日(法第6条第1号から第8号まで の規定のいずれかに該当したことにより被 保険者数が減少した場合においては、その減 少した日が月の初日であるときに限り、その 前日とする。)、一世帯に属する被保険者が 介護納付金賦課被保険者となった若しくは 介護納付金賦課被保険者でなくなった日又 は特例対象被保険者等となった日若しくは 特例対象被保険者等ではなくなった日の属 する月から、月割りをもって行う。

2 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した場合における当該納付義務者に係る第12条若しくは第16条の額、第20条の3若しくは第20条の7の額、第22条の額又は第32条第1項各号に定める額、同条第3項若しくは第4項の規定により読み替えて準用する同条第1項各号に定める額、第32条の3第1項に定める第15条若しくは第19条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、第32条の3第4項第1号に定める額、第32条の4第1項各号に定める額若しくは同条第5項各号に定める額の算定は、その納付義務が消滅した日(法第6条第1号から第8

により被保険者数が減少した場合においては、その減少した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。)、一世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった日又は特例対象被保険者等となった日の属する月から、月割りをもって行う。

2 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した場合における当該納付義務者に係る第1 2条若しくは第16条の額、第20条の3若しくは第20条の7の額、第22条の額又は第32条第1項各号に定める額、同条第3項若しくは第4項の規定により読み替えて準用する同条第1項各号に定める額の算定は、その納付義務が消滅した日(法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅した場合においては、その消滅した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。)の属する月の前月まで、月割りをもって行う。 号までの規定のいずれかに該当したことに より納付義務が消滅した場合においては、そ の消滅した日が月の初日であるときに限り、 その前日とする。)の属する月の前月まで、 月割りをもって行う。

(低所得者の保険料の減額)

- 第32条 次の各号に該当する納付義務者に 対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦 課額は、第12条又は第16条の基礎賦課額 から、それぞれ、当該各号に定める額を減額 して得た額(当該減額して得た額が65万円 を超える場合には、65万円)とする。
 - (1) 世帯主、当該年度の保険料賦課期日 (賦 課期日後に保険料の納付義務が発生した 場合には、その発生した日とする。) 現在 においてその世帯に属する被保険者及び 特定同一世帯所属者につき算定した地方 税法第314条の2第1項に規定する総 所得金額(青色専従者給与額又は事業専従 者控除額については、同法第313条第3 項、第4項又は第5項の規定を適用せず、 所得税法第57条第1項、第3項又は第4 項の規定の例によらないものとし、山林所 得金額及び他の所得と区分して計算され る所得の金額(地方税法附則第33条の2 第5項に規定する上場株式等に係る配当 所得等の金額(同法附則第35条の2の6 第8項又は第11項の規定の適用がある 場合には、その適用後の金額)、同法附則 第33条の3第5項に規定する土地等に 係る事業所得等の金額、同法附則第34条 第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同 法附則第35条第5項に規定する短期譲 渡所得の金額、同法附則第35条の2第5 項に規定する一般株式等に係る譲渡所得 等の金額(同法附則第35条の3第15項

(低所得者の保険料の減額)

- 第32条 次の各号に該当する納付義務者に 対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦 課額は、第12条又は第16条の基礎賦課額 から、それぞれ、当該各号に定める額を減額 して得た額(当該減額して得た額が65万円 を超える場合には、65万円)とする。
 - (1) 世帯主、当該年度の保険料賦課期日 (賦 課期日後に保険料の納付義務が発生した 場合には、その発生した日とする。) 現在 においてその世帯に属する被保険者及び 特定同一世帯所属者につき算定した地方 税法第314条の2第1項に規定する総 所得金額(青色専従者給与額又は事業専従 者控除額については、同法第313条第3 項、第4項又は第5項の規定を適用せず、 所得税法(昭和40年法律第33号)第5 7条第1項、第3項又は第4項の規定の例 によらないものとし、山林所得金額並びに 他の所得と区分して計算される所得の金 額(地方税法附則第33条の2第5項に規 定する上場株式等に係る配当所得等の金 額(同法附則第35条の2の6第11項又 は第15項の規定の適用がある場合には、 その適用後の金額)、同法附則第33条の 3第5項に規定する土地等に係る事業所 得等の金額、同法附則第34条第4項に規 定する長期譲渡所得の金額、同法附則第3 5条第5項に規定する短期譲渡所得の金 額、同法附則第35条の2第5項に規定す る一般株式等に係る譲渡所得等の金額(同

の規定の適用がある場合には、その適用後 の金額)、同法附則第35条の2の2第5 項に規定する上場株式に係る譲渡所得等 の金額(同法附則第35条の2の6第11 項又は第35条の3第13項若しくは第 15項の規定の適用がある場合には、その 適用後の金額)、同法附則第35条の4第 4項に規定する先物取引に係る雑所得等 の金額(同法附則第35条の4の2第7項 の規定の適用がある場合には、その適用後 の金額)、外国居住者等の所得に対する相 互主義による所得税等の非課税等に関す る法律第8条第2項に規定する特例適用 利子等の額及び同条第4項に規定する特 例適用配当等の額、租税条約等実施特例法 第3条の2の2第10項に規定する条約 適用利子等の額及び同条第12項に規定 する条約適用配当等の額をいう。以下この 項において同じ。) の算定についても同様 とする。以下同じ。) 及び山林所得金額並 びに他の所得と区分して計算される所得 の金額の合算額が、地方税法第314条の 2第2項第1号に定める金額(世帯主並び に当該世帯主の世帯に属する被保険者及 び特定同一世帯所属者(次号及び第3号に おいて「世帯主等」という。) のうち給与 所得を有する者(前年中に同条第1項に規 定する総所得金額に係る所得税法第28 条第1項に規定する給与所得について同 条第3項に規定する給与所得控除額の控 除を受けた者(同条第1項に規定する給与 等の収入金額が55万円を超える者に限 る。)をいう。以下この号において同じ。) の数及び公的年金等に係る所得を有する 者(前年中に地方税法第314条の2第1 項に規定する総所得金額に係る所得税法

法附則第35条の3第15項の規定の適 用がある場合には、その適用後の金額)、 同法附則第35条の2の2第5項に規定 する上場株式に係る譲渡所得等の金額(同 法附則第35条の2の6第15項又は第 35条の3第13項若しくは第15項の 規定の適用がある場合には、その適用後の 金額)、同法附則第35条の4第4項に規 定する先物取引に係る雑所得等の金額(同 法附則第35条の4の2第7項の規定の 適用がある場合には、その適用後の金額)、 外国居住者等の所得に対する相互主義に よる所得税等の非課税等に関する法律第 8条第2項に規定する特例適用利子等の 額、同法第8条第4項に規定する特例適用 配当等の額、租税条約等実施特例法第3条 の2の2第10項に規定する条約適用利 子等の額及び同条第12項に規定する条 約適用配当等の額をいう。以下この項にお いて同じ。) の算定についても同様とする。 以下同じ。)及び山林所得金額並びに他の 所得と区分して計算される所得の金額の 合算額が、地方税法第314条の2第2項 第1号に定める金額(世帯主並びに当該世 帯主の世帯に属する被保険者及び特定同 一世帯所属者(次号及び第3号において 「世帯主等」という。) のうち給与所得を 有する者(前年中に同条第1項に規定する 総所得金額に係る所得税法第28条第1 項に規定する給与所得について同条第3 項に規定する給与所得控除額の控除を受 けた者(同条第1項に規定する給与等の収 入金額が55万円を超える者に限る。)を いう。以下この号において同じ。)の数及 び公的年金等に係る所得を有する者(前年 中に地方税法第314条の2第1項に規 第35条第3項に規定する公的年金等に 係る所得について同条第4項に規定する 公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢 65歳未満の者にあっては当該公的年金 等の収入金額が60万円を超える者に限 り、年齢65歳以上の者にあっては当該公 的年金等の収入金額が110万円を超え る者に限る。)をいい、給与所得を有する 者を除く。)の数の合計数(次号及び第3 号において「給与所得者等の数」という。) が2以上の場合にあっては、地方税法第3 14条の2第2項第1号に定める金額に 当該給与所得者等の数から1を減じた数 に10万円を乗じて得た金額を加えた金 額)を超えない世帯に係る保険料の納付義 務者

イに掲げる額に当該世帯に属する被保 険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被 保険者均等割額の算定の対象とされるも のの数を乗じて得た額と口に掲げる額と を合算した額

イ・ロ (略)

(2) • (3) (略)

2 第15条第2項及び第3項の規定は、前項各号イ及び口に規定する額(同項に規定する 第1号の1人当たり軽減額、第2号の1人当たり軽減額及び第3号の1人当たり軽減額)の決定について準用する。この場合において、同条第2項及び第3項の規定中「保険料率」とあるのは「額」(「第1号の1人当たり軽減額、第2号の1人当たり軽減額及び第3号の1人当たり軽減額」)と読み替えるものとする。

3 • 4 (略)

(未就学児の被保険者均等割額の軽減)

定する総所得金額に係る所得税法第35 条第3項に規定する公的年金等に係る所 得について同条第4項に規定する公的年 金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳 未満の者にあっては当該公的年金等の収 入金額が60万円を超える者に限り、年齢 65歳以上の者にあっては当該公的年金 等の収入金額が110万円を超える者に 限る。)をいい、給与所得を有する者を除 く。)の数の合計数(次号及び第3号にお いて「給与所得者等の数」という。)が2 以上の場合にあっては、地方税法第314 条の2第2項第1号に定める金額に当該 給与所得者等の数から1を減じた数に1 0万円を乗じて得た金額を加えた金額)を 超えない世帯に係る保険料の納付義務者

イに掲げる額に当該世帯に属する被保 険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被 保険者均等割額の算定の対象とされるも のの数を乗じて得た額と口に掲げる額と を合算した額

イ・ロ (略)

(2) • (3) (略)

2 第15条第2項及び第3項の規定は、前項各号イ及び口に規定する額(前項に規定する 第1号の1人当たり軽減額、第2号の1人当たり軽減額及び第3号の1人当たり軽減額)の決定について準用する。この場合において第15条第2項及び第3項の規定中「保険料率」とあるのは「額」(「第1号の1人当たり軽減額、第2号の1人当たり軽減額及び第3号の1人当たり軽減額」)と読み替えるものとする。

3 • 4 (略)

(未就学児の被保険者均等割額の軽減)

第32条の3 当該年度において、その世帯に 6歳に達する日以後の最初の3月31日以 前である被保険者(以下「未就学児」という。) がある場合における当該被保険者に係る当 該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額 は、第15条又は第19条の基礎賦課額の被 保険者均等割の保険料率から、当該保険料率 に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額(第 15条第2項の規定により端数の<u>切上げ</u>を 行った後の額とする。)を控除して得た額と する(第4項に掲げる場合を除く。)。

2 · 3 (略)

- 4 当該年度において、第32条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に未就学児がある場合における当該未就学児に係る当該年度の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額とする。
 - (1) 第15条又は第19条の基礎賦課額の 被保険者均等割の保険料率から、当該保険 料率に第32条第1項各号に規定する場 合に応じてそれぞれ同項各号イに掲げる 割合を乗じて得た額(同条第2項において 準用する第15条第2項の規定により端 数の<u>切上げ</u>を行った後の額とする。)を控 除して得た額
 - (2) 前号に掲げる額に、それぞれ10分の5 を乗じて得た額(第15条第2項の規定に より端数の<u>切上げ</u>を行った後の額とす る。)

5 • 6 (略)

(出産被保険者の保険料の減額)

第32条の4 <u>当該年度において、世帯に出産</u> 被保険者(国民健康保険法施行令第29条の 第32条の3 当該年度において、その世帯に 6歳に達する日以後の最初の3月31日以 前である被保険者(以下「未就学児」という。) がある場合における当該被保険者に係る当 該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額 は、第15条又は第19条の基礎賦課額の被 保険者均等割の保険料額から、当該保険料額 に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額(第 15条第2項の規定により端数の切り上げ を行った後の額とする。)を控除して得た額 とする(第4項に掲げる場合を除く)。

2 · 3 (略)

- 4 当該年度において、第32条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に未就学児がある場合における当該未就学児に係る当該年度の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額とする。
 - (1) 第15条又は第19条の基礎賦課額の 被保険者均等割の保険料額から、当該保険 料額に第32条第1項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号イに掲げる 割合を乗じて得た額(同条第2項において 準用する第15条第2項の規定により端 数の切り上げを行った後の額とする。)を 控除して得た額
 - (2) 前号に掲げる額に、それぞれ10分の5 を乗じて得た額(第15条第2項の規定に より端数の<u>切り上げ</u>を行った後の額とす る。)

5 • 6 (略)

7第5項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。)がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第12条又は第16条の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額(当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円)とする(第5項に掲げる場合を除く。)。

- (1) 当該出産被保険者に係る基礎控除後の 総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額 の所得割の保険料率を乗じて得た額に1 2分の1を乗じて得た額に、当該出産被保 険者の出産の予定日(国民健康保険法施行 規則第32条の10の2で定める場合に は、出産の日。第37条の3第1項及び第 2項において同じ。)の属する月(以下こ の号において「出産予定月」という。)の 前月(多胎妊娠の場合には、3月前)から 出産予定月の翌々月までの期間(以下「産 前産後期間」という。)のうち当該年度に 属する月数を乗じて得た額
- (2) 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均 等割の保険料率に12分の1を乗じて得 た額に、当該出産被保険者の産前産後期間 のうち当該年度に属する月数を乗じて得 た額
- 2 第15条第2項の規定は、前項各号に定めるところにより算定した額の決定について準用する。この場合において、同条第2項の規定中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。
- 3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課 額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第12条又は第16条」とあるのは「第20条の3又は

- 第20条の7」と、「65万円」とあるのは 「22万円」と、第2項中「第15条」とあ るのは「第20条の6」と読み替えるものと する。
- 4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「規定する出産被保険者をいう。以下同じ。」とあるのは「規定する出産被保険者(介護納付金賦課被保険者である者に限る。)をいう。以下この項において同じ。」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第12条又は第16条」とあるのは「第22条」と、「65万円」とあるのは「17万円」と、第2項中「第15条」とあるのは「第25条」と読み替えるものとする。
- 5 当該年度において、第32条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に出産被保険者がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該減額後の第12条又は第16条の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額(当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円)とする。
 - (1) 当該出産被保険者に係る基礎控除後の 総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額 の所得割の保険料率を乗じて得た額に1 2分の1を乗じて得た額に、当該出産被保 険者の産前産後期間のうち当該年度に属 する月数を乗じて得た額
 - (2) 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に第3 2条第1項各号に規定する場合に応じて それぞれ同項各号イに掲げる割合を乗じて得た額を控除して得た額に12分の1

を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産 前産後期間のうち当該年度に属する月数 を乗じて得た額

- 6 第15条第2項の規定は、前項各号に定めるところにより算定した額の決定について準用する。この場合において、同条第2項の規定中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。
- 7 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第12条又は第16条」とあるのは「第20条の7」と、「65万円」とあるのは「22万円」と、第6項中「第15条」とあるのは「第20条の6」と読み替えるものとする。
- 8 第5項及び第6項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「出産被保険者」とあるのは「出産被保険者(介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この項において同じ。)」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第12条又は第16条」とあるのは「第22条」と、「65万円」とあるのは「17万円」と、第6項中「第15条」とあるのは「17万円」と、第6項中「第15条」とあるのは「第25条」と読み替えるものとする。

(保険料の額の通知)

第33条 (略)

(特例対象被保険者等に係る届出)

第37条の2 (略)

(出産被保険者に関する届出)

第37条の3 出産被保険者の属する世帯の

(保険料の額の通知)

第33条 (略)

(特例対象被保険者等に係る届出)

第37条の2 (略)

世帯主は、次に掲げる事項を記載した届書を市長に提出しなければならない。

- (1) 世帯主の氏名、住所、生年月日及び個人 番号
- (2) <u>出産被保険者の氏名、住所、生年月日及</u> び個人番号
- (3) 出産の予定日
- (4) 単胎妊娠又は多胎妊娠の別
- 2 <u>前項の届書には、次に掲げる書類を添えな</u> ければならない。
 - (1) 出産の予定日を明らかにすることができる書類
 - (2) 多胎妊娠の場合にあっては、その旨を明 らかにすることができる書類
 - (3) 出産後に前項の規定による届出を行う 場合にあっては、出産した被保険者と当該 出産に係る子との身分関係を明らかにす ることができる書類
- 3 第1項の規定による届出は、出産被保険者 の出産の予定日の6月前から行うことができる。
- 4 第1項の規定にかかわらず、市長が、出産 被保険者について同項各号に掲げる事項及 び第2項各号に掲げる書類において明らか にすべき事項を確認することができるとき は、第1項の規定による届出を省略させるこ とができる。

(保険料に関する申告)

(保険料に関する申告)

第38条 (略)

第38条 (略)

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。 (経過措置)
- 2 この条例による改正後の第32条の4の規定は、令和5年度分の保険料のうち

令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度分の保険料のうち令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度分までの保険料については、なお従前の例による。

議第81号

美濃加茂市水道事業給水条例の一部を改正する条例について

美濃加茂市水道事業給水条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和5年11月29日提出

美濃加茂市長 藤井浩人

記

美濃加茂市水道事業給水条例の一部を改正する条例

美濃加茂市水道事業給水条例(昭和33年美濃加茂市条例第7号)の一部を次の ように改正する。 改正後

(工事の申込み)

第10条 給水装置の新設、増設、改造、修繕 (水道法(昭和32年法律第177号。以下 「法」という。)第16条の2第3項ただし 書の国土交通省令で定める給水装置の軽微 な変更を除く。第37条第1項第5号及び第 38条第4号において同じ。)又は撤去工事 (以下「工事」という。) をしようとする者 は、あらかじめ管理者に申し込み、その承認 を受けなければならない。

(略)

(給水装置の基準違反に対する措置)

第36条 (略)

2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置 が、指定工事事業者の施行した工事に係るも のでないときは、その者の給水契約の申込み を拒み、又はその者に対する給水を停止する ことができる。ただし、法第16条の2第3 項の国土交通省令で定める給水装置の軽微 改正前

(工事の申込み)

第10条 給水装置の新設、増設、改造、修繕 (水道法(昭和32年法律第177号。以下 「法」という。)第16条の2第3項ただし 書の厚生労働省令で定める給水装置の軽微 な変更を除く。第37条第1項第5号及び第 38条第4号において同じ。)又は撤去工事 (以下「工事」という。) をしようとする者 は、あらかじめ管理者に申し込み、その承認 を受けなければならない。

2 (略)

(給水装置の基準違反に対する措置)

第36条 (略)

2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置 が、指定工事事業者の施行した工事に係るも のでないときは、その者の給水契約の申込み を拒み、又はその者に対する給水を停止する ことができる。ただし、法第16条の2第3 項の厚生労働省全で定める給水装置の軽微 な変更であるとき又は当該給水装置の構造 及び材質が前項の基準に適合していること を確認したときは、この限りでない。 な変更であるとき又は当該給水装置の構造 及び材質が前項の基準に適合していること を確認したときは、この限りでない。

附則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議第82号

美濃加茂市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正 する条例について

美濃加茂市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を 下記のとおり制定する。

令和5年11月29日提出

美濃加茂市長 藤井浩人

記

美濃加茂市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

美濃加茂市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和42年美濃加茂市 条例第6号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(給与の種類)	(給与の種類)
第2条 (略)	第2条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 手当の種類は、初任給調整手当、管理職手	3 手当の種類は、初任給調整手当、管理職手
当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手	当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手
当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤	当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤
務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日	務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日
直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、	直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、
勤勉手当、災害派遣手当、武力攻擊災害等派	勤勉手当、災害派遣手当、武力攻撃災害等派
遣手当及び <u>特定新型インフルエンザ等対策</u>	遣手当及び <u>新型インフルエンザ等緊急事態</u>
<u>派遣手当</u> とする。	<u>派遣手当</u> とする。
4・5 (略)	4・5 (略)
(災害派遣手当等)	(災害派遣手当等)
第13条の2 (略)	第13条の2 (略)
2 (略)	2 (略)

- 3 第1項の規定は、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第 26条の8に規定する特定新型インフルエンザ等対策の実施のため市に派遣された者について準用する。この場合において、同項中「災害派遣手当」とあるのは、「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」と読み替えるものとする。
- 3 第1項の規定は、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)<u>第</u>44条に規定する新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施のため市に派遣された者について準用する。この場合において、同項中「災害派遣手当」とあるのは、「<u>新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当</u>」と読み替えるものとする。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

_	71	_
---	----	---

議第83号

令和5年度美濃加茂市一般会計補正予算(第5号)

令和5年度美濃加茂市の一般会計補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ539,512千円を追加し、歳 入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24,359,332千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入 歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

(債務負担行為の補正)

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

令和5年11月29日提出

美濃加茂市長 藤井浩人

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入 (単位:千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
15 国庫支出金		3, 500, 647	148, 988	3, 649, 635
	1 国庫負担金	2, 397, 005	139, 326	2, 536, 331
	2 国庫補助金	1, 088, 941	9, 662	1, 098, 603
16 県支出金		1, 713, 553	53, 704	1, 767, 257
	1 県負担金	1, 071, 799	32, 913	1, 104, 712
	2 県補助金	501, 785	20, 791	522, 576
18 寄附金		701, 500	1,013	702, 513
	1 寄附金	701, 500	1,013	702, 513
20 繰越金		1, 281, 629	335, 807	1, 617, 436
	1 繰越金	1, 281, 629	335, 807	1, 617, 436
歳入	合 計	23, 819, 820	539, 512	24, 359, 332

2 歳 出 (単位:千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	==+
1 議会費		169, 594	1, 120	170, 714
	1 議会費	169, 594	1, 120	170, 714
2 総務費		3, 978, 154	237, 621	4, 215, 775
	1 総務管理費	3, 441, 827	227, 119	3, 668, 946
	2 徴税費	345, 643	775	346, 418
	3 戸籍住民基本台帳 費	146, 277	10, 562	156, 839
	4 選 挙 費	25, 112	△924	24, 188
	6 監査委員費	13, 779	89	13, 868
3 民生費		8, 801, 194	290, 287	9, 091, 481
	1 社会福祉費	4, 492, 784	74, 358	4, 567, 142
	2 児童福祉費	3, 909, 047	124, 516	4, 033, 563
	3 生活保護費	399, 263	91, 413	490, 676
4 衛生費		1, 745, 716	6, 239	1, 751, 955
	1 保健衛生費	805, 742	6, 239	811, 981
5 農林業費		480, 363	4, 548	484, 911
	1 農業費	320, 972	2, 664	323, 636
	2 林業費	159, 391	1,884	161, 275
6 商工費		731, 477	756	732, 233
	1 商工費	731, 477	756	732, 233
7 土木費		2, 720, 342	△12, 886	2, 707, 456
	1 土木管理費	23, 298	103	23, 401
	2 道路橋りょう費	1, 030, 758	△3, 647	1, 027, 111
	3 河川費	108, 621	△10, 968	97, 653
	4 都市計画費	1, 466, 198	1,626	1, 467, 824
8 消防費		730, 878	7, 569	738, 447
	1 消防費	730, 878	7, 569	738, 447
9 教育費		2, 882, 740	4, 258	2, 886, 998
	1 教育総務費	489, 774	△511	489, 263
	5 社会教育費	647, 125	2,005	649, 130
	6 保健体育費	1, 102, 421	2, 764	1, 105, 185
歳出	合 計	23, 819, 820	539, 512	24, 359, 332

第 2 表 繰 越 明 許 費 補 正

(追加)

款	項	事	業	名	金	額
0 40 70 ab			等施設管理•	改修事業	3	千円 1,000
2 総務費 1	1 総務管理費	第6次総		3,605		

(追加) (単位:千円)

事項	期間	限度額
圏域公共交通網整備事業(定住)	自 令和6年度 至 令和7年度	24,079
放課後児童健全育成事業運営業務	自 令和6年度 至 令和7年度	27,648

予算説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総 括

(歳 入) (単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金	3, 500, 647	148, 988	3, 649, 635
16 県支出金	1, 713, 553	53, 704	1, 767, 257
18 寄附金	701, 500	1,013	702, 513
20 繰越金	1, 281, 629	335, 807	1, 617, 436
歳 入 合 計	23, 819, 820	539, 512	24, 359, 332

(歳 出)

款	補正前の額	補 正 額	計
1 議会費	169, 594	1, 120	170, 714
2 総務費	3, 978, 154	237, 621	4, 215, 775
3 民 生 費	8, 801, 194	290, 287	9, 091, 481
4 衛生費	1, 745, 716	6, 239	1, 751, 955
5 農林業費	480, 363	4, 548	484, 911
6 商工費	731, 477	756	732, 233
7 土木費	2, 720, 342	△12, 886	2, 707, 456
8 消 防 費	730, 878	7, 569	738, 447
9 教育費	2, 882, 740	4, 258	2, 886, 998
歳 出 合 計	23, 819, 820	539, 512	24, 359, 332

(単位:千円)

	補 正	額の財	源 内 訳	
特	定	財	源	,你几日子讨百
国庫支出金	県支出金	市債	その他	一般財源
				1, 120
9, 079				228, 542
139, 909	49, 704			100, 674
			1,013	5, 226
	4,000	-		548
				756
				△12, 886
				7, 569
				4, 258
148, 988	53, 704		1,013	335, 807

2 歳 入

(款) 15 国庫支出金 (項) 1 国庫負担金

	款 項 目	補正前の額	補正額	計
	国庫支出金	3, 500, 647	148, 988	3, 649, 635
	国庫負担金	2, 397, 005	139, 326	2, 536, 331
1	民生費国庫負担金	2, 355, 310	139, 326	2, 494, 636
	国庫補助金	1, 088, 941	9, 662	1, 098, 603
1	総務費国庫補助金	142, 229	9, 079	151, 308
2	民生費国庫補助金	345, 892	583	346, 475
	1	国庫支出金 国庫負担金 1 民生費国庫負担金 国庫補助金 1 総務費国庫補助金	国庫支出金 3,500,647 国庫負担金 2,397,005 1 民生費国庫負担金 2,355,310 国庫補助金 1,088,941 1 総務費国庫補助金 142,229	国庫支出金 3,500,647 148,988 国庫負担金 2,397,005 139,326 1 民生費国庫負担金 2,355,310 139,326 国庫補助金 1,088,941 9,662 1 総務費国庫補助金 142,229 9,079

節					(単位: 下円)		
区	分	金	額		説	明	
		_					
1 社会	福祉費	_	2, 990	1	補装具費負担金		
<u>負担</u> 2 児童	重福祉費		62, 836	1	子どものための教育・保育給付交付金		
● 負担	1金		73, 500	1	生活保護費等負担金		
負担	后保護費 日金						
2 戸籍 本台 助金	新住民基 計帳費補		9, 079	1	社会保障・税番号制度システム費補助金		-
1 社会 補助	会福祉費 計金		583	1	地域生活支援事業補助金		

(款) 16 県支出金 (項) 1 県負担金

		款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
16		県支出金	1, 713, 553	53, 704	1, 767, 257
1	1	県負担金	1, 071, 799	32, 913	1, 104, 712
	1	民生費県負担金	1, 033, 048	32, 913	1, 065, 961
2	2	県補助金	501, 785	20, 791	522, 576
	2	民生費県補助金	348, 957	16, 791	365, 748
	4	農林業費県補助金	48, 380	4, 000	52, 380

	節						(単位:十円)
<u> </u>	分	<u></u> 金	額		説	明	
	ガ		領				
-							
1 24 0	5751 車		1 405		壮壮日弗 及和 众		
1 社会 負担	(年代) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1		1, 495	I	補装具費負担金		
2 児童	福祉費 金		31, 418	1	子どものための教育・保育給付交付金		
1 社会福期	福祉費 金		291	1	地域生活支援事業補助金		
2 福祉 補助:	医療費		16, 500	1	福祉医療費助成事業運営費補助金		_
1 農業	費補助		4, 000	1	中山間地域等担い手育成支援事業費補助金		

(款) 18 寄附金 (項) 1 寄附金

		款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
18		寄附金	701, 500	1, 013	702, 513
1		寄附金	701, 500	1, 013	702, 513
	2		701, 500		

節			(中世・111
区分	金 額	説	明
1 保健衛生費 寄附金	1,013	1 保健衛生費寄附金	
寄附金			

(款) 20 繰越金 (項) 1 繰越金

		款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
20		繰 越 金	1, 281, 629	335, 807	1, 617, 436
1		繰越金	1, 281, 629	335, 807	1, 617, 436
-	1				

(単位:千円)

節			(平 匹・十十1)
区分	金額	説	明
	700		
1 繰 越 金	335, 807	1 前年度繰越金	

3 歳 出

(款) 1 議会費 (項) 1 議会費

		+:/_		14-7-24-0-#F	14 T #F	= 1	補正額の財源内訳	
		款	項目	補正前の額	補 正 額	<u>=</u> +	特定財源	一般財源
1			議会費	169, 594	1, 120	170, 714		1, 120
	1		議会費	169, 594	1, 120	170, 714		1, 120
	1	1						

1	i		·····································	備	考
区分	金額	н Л.	ヴ J) VHI	<i>~</i> 7
	and the state of t				
					_
3 職員手当等	1, 120	扶住時期勤児特 (表) (表) (表) (表) (表) (表) (表) (表) (表) (表)	79 7 172 5 90 60 707	議員費人件費人会計年度任用職員給	707 408 5

(款) 2 総務費 (項) 1 総務管理費

	-±:/	· 1否 日	対工芸の類	好 工 婚	≑ I.	補正額の財	源内訳
	耖	文 項 目	補正前の額	補正額	計	特定財源	一般財源
2		総務費	3, 978, 154	237, 621	4, 215, 775	9, 079	228, 542
	1	総務管理費	3, 441, 827	227, 119	3, 668, 946		227, 119
		一般管理費	830, 523	39, 728	870, 251		39, 728
	Ę	5 財産管理費	258, 888	32, 627	291, 515		32, 627
	•	6 企 画 費	1, 466, 424	154, 751	1, 621, 175		154, 751
	10) 消費生活対 策費	7, 886	13	7, 899		13
	2	徴 税 費	345, 643	775	346, 418		775

É	· ·	-× HП	/#± +7.
区分	金額	説明	備考
1報 酬	1, 173	月額任用職員	人件費
2 給 料	13, 324	特別職給 △738 一般職給 14,062	3) 333
3 職員手当等	20, 230	扶養手当 △117 地域手当 △52 住居手当 59 通勤手当 92 時間外勤務手当 5,405 期末手当 5,796 勤勉手当 795 中別職財本手当 192 特別職退職手当負担金 △221 一般職退職手当負担金 2,779	
4 共 済 費	4, 835	職員共済組合負担金 3,464 会計年度任用職員健康保険等負担金 1,378 特別職共済負担金 △7	
8 旅 費	166	通勤に係る費用弁償	
 	1, 510	月額任用職員	
	117	期末手当	31,000
12 委 託 料	3, 230	一	一大百千次正///M风风和 1,021
14 工事請負費	27, 770	<u></u>	
	<u> </u>		
10 需 用 費	20	消耗品費	総合戦略事業事務費
11 役 務 費	96	郵便料	第6次総合計画推進事業 3,605
12 委 託 料	3, 489	第6次総合計画市民アンケート調査	
22 償還金、利 子及び割引 料	151, 146	新型コロナウイルス感染症対応地方 創生臨時交付金返還金	
3 職員手当等	13	期末手当	会計年度任用職員給 13

(款) 2 総務費 (項) 2 微税費

-	±/-	r# D	サマン の佐	14 T 45	⇒ I	補正額の見	 財源内訳
Ā	扒	垻 目	補上削の額	佣 止 額	計	特定財源	一般財源
	1	税務総務費	180, 372	775	181, 147		775
3		戸籍住民基 本台帳費	146, 277	10, 562	156, 839	9, 079	1, 483
	1	戸籍住民基本台帳費	146, 277	10, 562	156, 839	国庫支出金 9,079	1, 483
4	1	選挙費 選挙管理委員会費	25, 112 7, 397	△924 △924	24, 188 6, 473		△924 △924
6	1	監査委員費	13, 779 13, 779	89 89	13, 868 13, 868		
	4	3 1 1 4 1 1 1 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6	1 税務総務費	1 税務総務費 180,372 3 戸籍住民基本台帳費 146,277 1 戸籍住民基本台帳費 146,277 1 戸籍住民基本 17,397 1 選挙管理委 7,397 6 監査委員費 13,779	1 税務総務費 180, 372 775	1 税務総務費 180,372 775 181,147 3 戸籍住民基本台帳費 146,277 10,562 156,839 1 戸籍住民基本台帳費 146,277 10,562 156,839 4 選挙費 25,112 △924 24,188 1 選挙管理委員会費 7,397 △924 6,473 6 監查委員費 13,779 89 13,868	款項目 補正前の額 補正額 計 1 税務総務費 180,372 775 181,147 3 戸籍住民基本台帳費 146,277 10,562 156,839 9,079 1 戸籍住民基本台帳費 146,277 10,562 156,839 国庫支出金9,079 4 選挙費 25,112 △924 24,188 1 選挙管理委員会費 7,397 △924 6,473 6 監査委員費 13,779 89 13,868

			í	 節					(単位:十円)
	区	<i>5</i> .	}	金	額	説明		備	考
3	職員	手当	4 等		775	扶養手当 通勤手当 期末手当 勤勉手当 児童手当	80 85 69 181 360	人件費	775
-	給職員	[手当	料		629 788	一般職給 扶養手当 地域手当 住居手当当 勤勉手 勤勉手	19 20 295	住民基本台帳事務 人件費 会計年度任用職員給	9, 079 1, 450 33
						期末手当 勤勉手当 児童手当 一般職退職手当負担金	126 127 120 81		
4	共	済	費		66	職員共済組合負担金			
12	委	託	料 —— ——		9, 079	住民基本台帳システム改修			
2	給		料		△716	一般職給		人件費	△924
3	職員	手当	台等		77	地域手当 住居手当 通勤手当 期末手当 勤勉手当 一般職退職手当負担金			
4	共	済	費		△285	職員共済組合負担金			
2	給		料		15	一般職給		人件費	89
3	職員	[手坐 	4 等		69	地域手当 期末手当 勤勉手当 一般職退職手当負担金	2 28 36 3		
4	共	済	費		5	職員共済組合負担金			

(款) 3 民生費 (項) 1 社会福祉費

		+-/	- 	14 T 24 5 4T	14 - der	=1	補正額の則	才源内訳
		款	項目	補正前の額	補正額	計	特定財源	一般財源
3			民 生 費	8, 801, 194	290, 287	9, 091, 481	189, 613	100, 674
	1		社会福祉費	4, 492, 784	74, 358	4, 567, 142	21, 859	52, 499
		1	社会福祉総務費	758, 303	8, 985	767, 288		8, 985
		3	老人福祉費	749, 579	8, 733	758, 312		8, 733
		5	自立支援費	1, 552, 615	12, 128	1, 564, 743	国庫支出金 3,573 県支出金 1,786	6, 769
		6	福祉医療費	646, 598	47, 005	693, 603	県支出金 16,500	30, 505
		7	国民年金費	16, 534	△2, 493	14, 041		△2, 493

負			(年位 . 111)
区分	金額		備 考
2 給 料	3, 897	一般職給	
3 職員手当等	2, 212	地域手当91通勤手当16期末手当705勤勉手当868一般職退職手当負担金532	会計年度任用職員給
4 共 済 費	703	職員共済組合負担金	
8 旅 費	28	通勤に係る費用弁償	
27 繰 出 金	2, 145	国民健康保険会計繰出金	
27 繰 出 金	8, 733	介護保険会計繰出金(人件事務費) 8,477	介護保険会計繰出金(人件事務費) 8,477
		介護認定・障がい者自立支援認定審 査会会計繰出金 256	介護認定・障がい者自立支援認定審 査会会計繰出金 256
12 委 託 料	1, 167	地域活動支援及び相談支援	地域生活支援事業 6,147 補装具費助成事業 5,981
19 扶 助 費	5, 981	補装具給付費	111220134747474
21 補償、補て ん及び賠償 金	4, 980	過年度委託料に係る消費税等	
3 職員手当等	5	期末手当	福祉医療費助成事業 47,000 会計年度任用職員給 5
19 扶 助 費	47, 000	福祉医療費扶助費	
1報酬	1, 842	月額任用職員	人件費
2 給 料	△2, 803	一般職給	会計年度任用職員給 2,263
3 職員手当等	△1, 096	地域手当 △87 期末手当 △322 勤勉手当 △304 一般職退職手当負担金 △383	
4 共 済 費	△592	職員共済組合負担金	
8 旅 費	156	通勤に係る費用弁償	

(款) 3 民生費 (項) 2 児童福祉費

	±:/-	西	サナンシの佐	<u>+</u> + → <i>4</i> =	<u>⇒</u> ı	補正額の財源内訳		
款		項目	補正前の額	補正額	計	特定財源	一般財源	
2		児童福祉費	3, 909, 047	124, 516	4, 033, 563	94, 254	30, 262	
	1	児童福祉総 務費	238, 512	△1, 152	237, 360		$\triangle 1$, 152	
	3	児童保育費	1, 276, 604	143, 001	1, 419, 605	国庫支出金 62,836 県支出金 31,418	48, 747	
	4	保育園施設費	841, 387	△11, 361	830, 026		△11, 361	
	5	カナリヤの 家費	71, 690	△5, 972	65, 718		△5, 972	
3		生活保護費	399, 263	91, 413	490, 676	73, 500	17, 913	

É	 疖				(中位・111)
区 分	金額	説明		備	考
					-
2 給 料	△3, 600	一般職給		人件費 子育て支援事業	$\triangle 6,685$ 5,533
3 職員手当等	△1, 565	地域手当 住居手当 時間外勤務手当 期末手当 勤勉手当 一般職退職手当負担金	$\triangle 132$ 191 176 $\triangle 939$ $\triangle 830$ $\triangle 31$		0, 000
4 共 済 費	△1, 520	職員共済組合負担金			
22 償還金、利 子及び割引 料	5, 533	国庫負担金等返還金			
			_		
18 負担金、補 助及び交付 金	125, 673	民間保育所運営費等負担金		私立保育園運営費等額	甫助事業 143, 001
22 償還金、利 子及び割引 料	17, 328	国庫負担金等返還金			
2 給 料	△6, 595	一般職給		人件費	△11, 361
3 職員手当等	△1, 214	扶養手当 地域手当 住居手当 管理職手当 期末手当 勤勉手当 一般職退職手当負担金			
4 共 済 費	△3, 552	職員共済組合負担金			
2 給 料	△3, 428	一般職給 		人件費	$\triangle 5,972$
3 職員手当等	△1, 381	地域手当 住居手当 期末手当 勤勉手当 一般職退職手当負担金	$\triangle 102$ 307 $\triangle 634$ $\triangle 513$ $\triangle 439$		
4 共 済 費	△1, 163	職員共済組合負担金			

(款) 3 民生費 (項) 3 生活保護費

±:	il-	項目	# T 24 O # F	· 一 · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	⇒ 1	補正額の財源内訳		
			補正前の額	補 正 額		計	特定財源	一般財源
	1	生活保護総 務費	47, 168		△6, 587	40, 581		△6, 587
	2	扶助	291, 088		98,000	389, 088	国庫支出金73,500	24, 500

	ij	-27	HD.	144	.lw
区分	金額	説	明	備	考
2 給 料	△3, 937	一般職給		人件費	△6, 587
3 職員手当等	△1, 446	扶養手当 地域手当 期末手当 期之手当 見 見 一般職退職手当負担金	$ \begin{array}{r} 163 \\ $		
4 共 済 費	△1, 204	職員共済組合負担金			
19 扶 助 費	98, 000	生活扶助費住宅療扶助費	14, 000 6, 500 77, 500	生活保護扶助費	98, 000

(款) 4 衛生費 (項) 1 保健衛生費

		+-/	*	44-T-24-0-16F	14 T #F	= 1	補正額の財源内訳		
		款	項目	補正前の額	補 正 額] 	特定財源	一般財源	
4			衛 生 費	1, 745, 716	6, 239	1, 751, 955	1,013	5, 226	
	1		保健衛生費	805, 742	6, 239	811, 981	1,013	5, 226	
4	1	1							

色	——————— 布	⇒¥4 1	iH	/#	*
区分	金額	説 :	明 	備	考
2 給 料	2, 316			人件費	5, 226
3 職員手当等	3, 027	扶養手当 地域手当 通勤手当 期末手当 期勉手当 児童手当 一般職退職手当負担金	$\triangle 575$ 53 337 1, 108 1, 103 60 941	健康づくり事業	1,013
4 共 済 費	△117	職員共済組合負担金			
10 需 用 費	313	消耗品費 印刷製本費	213 100		
12 委 託 料	250	健活PR用品制作			
17 備品購入費	450	健康測定器具			

(款) 5 農林業費 (項) 1 農業費

	+:/-		補正前の額	14 T 65	= = 1	補正額の	補正額の財源内訳		
	款	項目		補 正 額	計	特定財源	一般財源		
5		農林業費	480, 363	4, 54	8 484,	911 4,000	548		
	1	農業費	320, 972	2, 66	323,	636 4,000	△1, 336		
	1	農業委員会費	34, 959	$\triangle 2$, 64	9 32,	310	△2, 649		
	2	農業総務費	22, 140	1, 30	23,	448	1, 308		
	3	農業振興費	38, 950	4, 00	5 42,	955 県支出金 4,000	5		
	2		159, 391	1,88	34 161,	275	1,884		
	1		159, 391	1, 88			1, 884		

Î	 節		(単位:十円)
区分	金 額	説明	備考
2 給 料	$\triangle 1,452$	一般職給	△2,649
3 職員手当等	△746	扶養手当 △59 地域手当 △45 通勤手当 70 期末手当 △301 勤勉手当 △375 一般職退職手当負担金 △36	
4 共 済 費	△451	職員共済組合負担金	
2 給 料	195	一般職給 	人件費 1,308
3 職員手当等	994	扶養手当△317地域手当△3住居手当281時間外勤務手当862期末手当24勤勉手当121一般職退職手当負担金26	
4 共 済 費	119	職員共済組合負担金	
3 職員手当等	5	期末手当	農業担い手育成事業 4,000 会計年度任用職員給 5
18 負担金、補 助及び交付 金	4,000	中山間地域等担い手育成支援事業費補助金	
2 給 料	851	一般職給	│ 人件費 1,879 │ 会計年度任用職員給 5
3 職員手当等	641	扶養手当 地域手当 期末手当 勤勉手当 一般職退職手当負担金△12 26 249 112	
4 共 済 費	392	職員共済組合負担金	

(款) 6 商工費 (項) 1 商工費

		4-7	-T. D	地工芸の畑		⇒I.	補正額の財源内訳	
		款	項目	補正前の額	補 正 額	計	特定財源	一般財源
6			商工費	731, 477	756	732, 233		756
	1		商工費	731, 477	756	732, 233		756
		1	商工総務費	97, 517	△4, 355	93, 162		△4, 355
		2	商工振興費	474, 280	5, 111	479, 391		5, 111

		⇒V HП		, t++-	±*
区分	金 額	説 明		備	考
					-
2 給 料	△2, 677	一般職給		人件費 会計年度任用職員給	$\triangle 4,364$
3 職員手当等	△537	扶養手当 地域手当 住居手当 期末手当 勤勉手当 一般職退職手当負担金	$\begin{array}{c} 61 \\ \triangle 77 \\ 142 \\ \triangle 241 \\ \triangle 123 \\ \triangle 299 \end{array}$	AH I ZEZIZIMAZIN	
4 共 済 費	△1, 141	職員共済組合負担金			
18 負担金、補 助及び交付 金	5, 111	住宅リフォーム助成補助会	È	中小企業支援事業	5, 111
金					
<u></u>				L	

(款) 7 土 木 費 (項) 1 土木管理費

訳	補正額の財	14	14 T #F			+:/_	
段財源	特定財源	計	補正額	補正前の額	項目	款	
∆12, 88¢		2, 707, 456	△12, 886	2, 720, 342	土木費		
103		23, 401	103	23, 298	土木管理費		1
10		23, 401	103	23, 298	土木総務費	1	
△3, 64°		1, 027, 111	△3, 647	1, 030, 758	道路橋りよ う費		2
△3, 83		260, 029	△3, 830	263, 859	う質 道路維持費	1	
					X274/11-1-1-7X		
18		613, 277	183	613, 094	道路新設改良費	2	-
∆10, 96a		97, 653	△10, 968	108, 621	河川 費		3
∆10, 96		97, 653	△10, 968	108, 621	河川総務費	1	
					河川費	1	3

貿	<u></u>				(中位・111)
区分	金 額	説 		備	考
2 給 料	32	一般職給		人件費	103
3 職員手当等	103	扶養手当 期末手当 勤勉手当 一般職退職手当負担金	△41 54 85 5		
4 共 済 費	△32	職員共済組合負担金			
2 給 料	△2, 661	一般職給		人件費	△3, 830
3 職員手当等	△190	扶養手当 地域手当 住居手当 頭東手当 期末手当 動勉手当 児童手当 児童乗過 一般職退職手当負担金	450 $\triangle 65$ 319 98 $\triangle 498$ $\triangle 313$ 165 $\triangle 346$,
4 共 済 費	△979	職員共済組合負担金			
2 給 料	73			人件費	177
3 職員手当等	193	地域手当 通勤手当 期末手当 勤勉手当 一般職退職手当負担金	3 27 64 88 11	人件費 会計年度任用職員給	6
4 共 済 費	△83	職員共済組合負担金			
		1			
2 給 料	△5, 711	一般職給		人件費	△10, 968
3 職員手当等	△3, 513	地域手当 時間外勤務手当 期末手当 勤勉手当 一般職退職手当負担金			

(款) 7 土木費 (項) 3 河川費

	1:1/-	1百 日	地工さっ畑	* T * ***	≣ ↓	補正額の財源内訳		
1 - 1	款	項 目	補正前の額	補 正 額	計	特定財源	一般財源	
4		都市計画費	1, 466, 198	1, 626	1, 467, 824		1, 62	
	1	都市計画総 務費	197, 886	1, 621	199, 507		1, 62	
	4	公園費	206, 868	5	206, 873			

質	j	-1V		-	-lev
区分	金 額	説	归	備	考
4 共 済 費	△1,744	職員共済組合負担金			
1 報 画州	1, 780	月額任用職員		人件費 会計年度任用職員給	$\triangle 436$ 2, 057
2 給 料	△989	一般職給		云前 牛及任用 概貝和	2,007
3 職員手当等	794	扶養手当 地域手当 住居手当 時間外勤務手当 期末手当 勤勉手当 一般職退職手当負担金	$\triangle 962$ $\triangle 58$ 265 832 347 497 $\triangle 127$		
4 共 済 費	36	職員共済組合負担金			
3 職員手当等	5	期末手当		会計年度任用職員給	5

(款) 8 消防費 (項) 1 消防費

Į.	款		-5: H	14-14-545	14 - 1 45	∌ ↓	補正額の財源内訳		
		款	項目	補正前の額	補正額	計	特定財源	一般財源	
8			消防費	730, 878	7, 569	738, 447		7, 569	
	1		消防費	730, 878	7, 569	738, 447		7, 569	
8	1	1							

貿		av n		/#	+*
区分	金額	説	州 	備	考
2 給 料	2, 343	一般職給		人件費 会計年度任用職員給	7, 564 5
3 職員手当等	4, 214	扶養手当 地域手当 通勤手当 期末手当 勤勉手当 児童手当 一般職退職手当負担金	1, 315 110 102 771 561 1, 050 305		
4 共 済 費	1, 012	職員共済組合負担金			

(款) 9 教育費 (項) 1 教育総務費

+:/_		14-7-24-0 ME	14 T 15E	⇒ 1	補正額の具	
款	垻 目	補止削の額	佣 止 額	計	特定財源	一般財源
	教育費	2, 882, 740	4, 258	2, 886, 998		4, 258
	教育総務費	489, 774	△511	489, 263		△511
2	事務局費	428, 664	△1, 479	427, 185		△1, 479
3	教育センター費	58, 657	968	59, 625		968
	社会教育費	647, 125	2, 005	649, 130		2, 005
1	社会教育総務費	73, 373	△4, 363	69, 010		△4, 363
4	図書館費	179, 394	5, 168	184, 562		5, 168
	1	教育費 教育総務費 2 事務局費 3 教育センタ 社会教育費 1 社会教育総務費	教育費 2,882,740 教育総務費 489,774 2 事務局費 428,664 3 教育センター費 58,657 社会教育費 647,125 1 社会教育総 73,373 務費	数 育 費 2,882,740 4,258 数 育総務費 489,774 △511 2 事務局費 428,664 △1,479	教育費	款 項目 補正前の額 補正額 計 教育費 2,882,740 4,258 2,886,998 教育総務費 489,774 △511 489,263 2 事務局費 428,664 △1,479 427,185 3 教育センター費 58,657 968 59,625 社会教育費 647,125 2,005 649,130 1 社会教育総務費 73,373 △4,363 69,010

Ê	 節				(中匹・111)
区分	金 額	説明		備	考
_					
lue well					
1報 酬	238	月額任用職員		│ 人件費 │ 会計年度任用職員給	$\triangle 1,782$ 303
2 給 料	△3, 405	一般職給 			
3 職員手当等	1, 672	扶養手当 地域手当 住居勤手当 時間大手当 時間末手当 動勉職 時別職 時別職退職 一般職退職手 当 負担金			
4 共 済 費	16	職員共済組合負担金			
2 給 料	43	一般職給 		人件費	968
3 職員手当等	722	地域手当 時間外勤務手当 期末手当 勤勉手当 一般職退職手当負担金	2 609 52 52 7		
4 共 済 費	203	職員共済組合負担金			
2 給 料	$\triangle 2,760$			人件費 会計年度任用職員給	<u>△</u> 4, 369
3 職員手当等	△1,009	扶養手当 地域手当 通勤手当 期末手当 動愈手当 児童野進 一般職退職手当負担金	319 △73 112 △590 △658 240 △359	会計年度任用職員給 	6
4 共 済 費	△594	職員共済組合負担金			
2 給 料	2, 787	一般職給	_	人件費	5, 168
3 職員手当等	1,635	地域手当 期末手当 勤勉手当 一般職退職手当負担金	84 654 534 363		

(款) 9 教育費 (項) 5 社会教育費

-1-2		44 T 24 O ME	1.4 - <i>b</i> =	⇒ı.	補正額の財源内訳		
 	₹ 項 目 	補正前の額	補正額	計	特定財源	一般財源	
(3 文化会館費	71, 865	219	72, 084		219	
	7 文化の森費	226, 358	981	227, 339		981	
6	保健体育費 1 保健体育総 務費	1, 102, 421 94, 364	2, 764 △632	1, 105, 185 93, 732			
	3 学校給食セ ンター費	697, 306	3, 396	700, 702		3, 396	
	3 学校給食セ ンター費	697, 306	3, 396	700, 702		3,3	

					(単位:十円)
区分	金 額	説	明	備	考
4 共 済 費	746	職員共済組合負担金			
					_
2 給 料	31	一般職給		 人件費 会計年度任用職員給	123 96
3 職員手当等	184	地域手当 期末手当 勤勉手当 一般職退職手当負担金	2 141 36 5	云山 牛及 山 州	90
4 共 済 費	4	職員共済組合負担金			
2 給 料	146	一般職給		人件費	981
3 職員手当等	822	扶養手当 地域手当 通勤手当 時間外勤務手当 期末手当 勤勉手当 一般職退職手当負担金	175 10 25 443 101 48 20		
4 共 済 費	13	職員共済組合負担金			
2 給 料	△781	一般職給		人件費 会計年度任用職員給	$\begin{array}{c} \triangle 649 \\ 17 \end{array}$
3 職員手当等	434	扶養手当 地域手当 住居手当 動末手当 期勉手当 一般職退職手当負担金	207 $\triangle 16$ 247 1 $\triangle 9$ 105 $\triangle 101$		
4 共 済 費	△285	職員共済組合負担金			
2 給 料	2, 637	一般職給		人件費	3, 396
3 職員手当等	8	扶養手当 地域手当 通勤手当 期末手当 勤勉手当 一般職退職手当負担金	$\triangle 299$ 71 25 156 141 $\triangle 86$		
4 共 済 費	751	職員共済組合負担金			

1 特別職

1 4	1 特別職											
					給	与	費					
	区分	職員数 (人)	報酬	給料	期末手当 (千円)	地域 手当	寒冷地 手当	その他 の手当	計	共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
			(千円)	(千円)	年間支給率 (月分)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(111)	(111)	
	長等	3		26,214	12,131			7,865	46,210	6,810	53,020	
					(4.5)							
壮	議員	16	70,607		31,772				102,379	21,981	124,360	
補正					(4.5)							
後	その他の 特別職	1,480	83,242						83,242		83,242	
	計	1,499	153,849	26,214	43,903			7,865	231,831	28,791	260,622	
	長等	0		26,952	11,860			8,086	46,898	6,817	53,715	
	長等	3			(4.4)							
	議員	16	70,607		31,065				101,672	21,981	123,653	
補正					(4.4)							
前	その他の特別職	1,480	83,242						83,242		83,242	
	<u>≅</u> †	1,499	153,849	26,952	42,925			8,086	231,812	28,798	260,610	
	長等			△ 738	271			△ 221	△ 688	△ 7	△ 695	
比	議員				707				707		707	
較	その他の特別職											
	計			△ 738	978			△ 221	19	△ 7	12	

2 一般職 (1)総括

区	職員数		給	与 費		共済費	合計	ttte da
分	(人)	報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)	(千円)	(千円)	備考
補正後	759 (2)	002,983	1,172,458	952,866	2,728,307	489,999	3,218,306	
補正前	759 (1)	596,440	1,183,916	928,611	2,708,967	494,833	3,203,800	
比較	(1)	6,543	△ 11,458	24,255	19,340	△ 4,834	14,506	

()内は内短時間勤務職員数を計上

	区分	扶養 手当	地域 手当	住居手当	通勤手当	特勤手当	時間外 手当	管理職 手当	期末 手当	勤勉 手当	宿日直 手当	退職手当 負担金	単身赴 任手当
		(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
職員手	補正後	32,630	37,148	18,413	15,127	30	119,758	36,907	310,443	224,931	1,065	156,414	
当の内訳	補正前	32,796	38,110	15,320	13,944	30	109,040	36,866	306,270	219,470	1,065	155,700	
	比較	△ 166	△ 962	3,093	1,183		10,718	41	4,173	5,461		714	

ア 会計年度任用職員以外の職員

区	職員数	(L/1140)(C/)/1 v/	給	与 費	共済費	合計	مد طالہ	
分	(人)	報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円) 計 (千円)		(千円)	(千円)	備考
補正後	330 (2)		1,172,458	898,628	2,071,086	404,795	2,475,881	
補正前	334 (1)		1,183,916	875,280	2,059,196	412,243	2,471,439	
比較	△ 4 (1)		△ 11,458	23,348	11,890	△ 7,448	4,442	

^()内は内短時間勤務職員数を計上

	区分	扶養 手当	地域 手当	住居 手当	通勤 手当	特勤手当	時間外 手当	管理職 手当	期末手当	勤勉 手当	宿日直 手当	退職手当 負担金	単身赴 任手当
		(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
職員手	補正後	32,630	37,148	18,413	15,127	30	119,758	36,907	256,205	224,931	1,065	156,414	
当の内訳	補正前	32,796	38,110	15,320	13,944	30	109,040	36,866	252,939	219,470	1,065	155,700	
	比較	△ 166	△ 962	3,093	1,183		10,718	41	3,266	5,461		714	

イ 会計年度任用職員

	$\Delta \Pi + \Delta$							
区	職員数		給	与 費		共済費	合計	/++: - 1 -7.
分	(人)	報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)	(千円)	(千円)	備考
補正後	429	602,983		54,238	657,221	85,204	742,425	
補正前	425	596,440		53,331	649,771	82,590	732,361	
比較	4	6,543		907	7,450	2,614	10,064	

⁽⁾内は内短時間勤務職員数を計上

	区分	期末 手当 (千円)
職員手	補正後	54,238
当の内訳	補正前	53,331
	比較	907

(2)給料及び職員手当の増減額の明細

区	増減額	美手当の増減額 増減		⇒\\		/# **	
分	(千円)	別内訳		説	明	備 考	
	△ 11,458	給与改定に	12,641	給与改定率(1.07%	(a)		
		伴う増加分					
給料		その他の	△ 24,099	新陳代謝・人事異重	th		
' '		増減分		に伴う増減分			
	24,255	給与改定に	18,961	地域手当	377		
		伴う増加分		期末手当	9,365	期末手当0.05月分增	
				勤勉手当	7,440	勤勉手当0.05月分增	
				退職手当負担金	1,779		
		その他の	5,294	扶養手当	△ 166		
		増減分		地域手当	△ 1,339		
職				住居手当	3,093		
職員手				通勤手当	1,183		
当				時間外手当	10,718		
				管理職手当	41		
				期末手当	△ 5,192		
				勤勉手当	△ 1,979		
				退職手当負担金	△ 1,065		

(3)給料及び職員手当の状況ア 職員1人当たり給与

7 税負1八当たり相当	区 分	一般行政職	単純労務職
	平均給料月額(円)	309,526	_
令和5年10月1日現在	平均給与月額(円)	375,560	_
	平均年齢(歳)	42.8	_
	平均給料月額(円)	308,648	_
令和4年10月1日現在	平均給与月額(円)	376,998	_
	平均年齢(歳)	42.5	_

イ 初任給

区分	一般行政職(円)	国の制度
	测文11 政机(口)	一般行政職(円)
高校卒	166,600	166,600
大学卒	196,200	196,200

ウ 級別職員数

ウ 級別職員数		一般行政職			単純労務職	
区分	級	職員数(人)	構成比(%)	級	職員数(人)	構成比(%)
	1級	40	12.27	1級	1	100.00
	2級	70	21.47	2級		
		(1)	(50.00)			
	3級	83	25.46	3級		
	4級	27	8.28	4級		
令和5年10月1日現在		(1)	(50.00)			
	5級	63	19.33	5級		
	6級	35	10.74			
	7級	8	2.45			
	計	326	100.00	計	1	100.00
		(2)	(100.00)			
	1級	43	13.35	1級	1	100.00
		(1)	(100.00)			
	2級	70	21.74	2級		
	3級	75	23.29	3級		
令和4年10月1日現在	4級	29	9.01	4級		
MAILEY LYVALE SELT	5級	63	19.57	5級		
	6級	34	10.56			
	7級	8	2.48			
	計	322	100.00	計	1	100.00
() 内尺句時間勘效聯昌粉		(1)	(100.00)			

()内は短時間勤務職員数を計上

(令和5年度 級別の基準となる職務)

(PATE TO TO TO		((C) (1) (1) (1)						
区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	
一般行政職	主事•技師	主任	主任主査	係長	課長補佐	課長	部長	

工 昇給

	<u> </u>			合計	代表的	な職種
	,	ム ガ 		行訂	一般行政職	単純労務職
	職員	数(A)	(人)	330	329	1
	昇給に係る	職員数(B)	(人)	261	260	1
		1号給	(人)	10	10	
44		2号給	(人)	1	1	
補正後	昇給数別内訳	3号給	(人)	17	17	
1/2	分十 邓山 安义 力 リ P V 司 八 ト	4号給	(人)	233	232	1
		6号給	(人)			
		8号給	(人)			
	比率(E	3)/(A)	(%)	79.1	79.0	100.0
	職員	数(A)	(人)	334	333	1
	昇給に係る	職員数(B)	(人)	260	259	1
		1号給	(人)	3	3	
		2号給	(人)	1	1	
補正		3号給	(人)	21	21	
前	昇給数別内訳	4号給	(人)	235	234	1
		5号給	(人)			
		6号給	(人)			
		8号給	(人)			
	比率(E	3)/(A)	(%)	77.8	77.8	100.0

オ 期末手当・勤勉手当

区分	6月(月分)	12月(月分)	支給率計(月分)	職制上の段階、職 務の 級等による加算措 置	備考
補正	2.2	2.3	4.5	有	
後	(1.15)	(1.2)	(2.35)	有	
補正前	2.2	2.2	4.4	有	
前	(1.15)	(1.15)	(2.30)	1	
国の	2.2	2.3	4.5	有	
制度	(1.15)	(1.2)	(2.35)	何	

()内は再任用職員の支給率を計上

カ 定年退職及び応募認定退職に係る退職手当

区分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の加算措置等	備考
支給率等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 (2~45%加算)	
国の制度	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 (2~45%加算)	

キ 地域手当

支給対象地域	岐阜市	各務原市	美濃加茂市
支給率(%)	6.0	3.0	3.0
支給対象職員数(人)	1	1	320
国の指定基準に 基づく支給率(%)	6.0	3.0	3.0

_	126	_
---	-----	---

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

事項	限度額	支出()	末までの 見込)額
		期 間	金 額
圏域公共交通網整備事業(定住)	千円		
	24,079		
放課後児童健全育成事業運営業務			
	27,648		

当該年月	度以降の	力	この 財	源内	訳
支出	予定額	特	定財	源	一般財源
期間	金 額	国県支出金	地方債	その他	川又於丁切尔
	千円			千円	千円
R6-R7	24,079			11,738	12,341
	千円			千円	千円
R6-R7	27,648	11,912		7,576	8,160

_	129	_
---	-----	---

議第84号

令和5年度美濃加茂市国民健康保険会計補正予算(第2号)

令和5年度美濃加茂市の国民健康保険会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,145千円を追加し、歳入歳 出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,190,274千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入 歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年11月29日提出

美濃加茂市長 藤井浩人

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入 (単位:千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
6 繰入金		473, 714	2, 145	475, 859
	1 他会計繰入金	443,714	2, 145	445, 859
歳 入	合 計	5, 188, 129	2, 145	5, 190, 274

2 歳 出 (単位:千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		108, 210	2, 145	110, 355
	1 総務管理費	88, 980	2, 145	91, 125
歳出	合 計	5, 188, 129	2, 145	5, 190, 274

予算説明書

歳 入 歳 出 補 正 予 算 事 項 別 明 細 書

1 総 括

(歳 入) (単位:千円)

款	補正前の額	補 正 額	計
6 繰入金	473, 714	2, 145	475, 859
		-	
歳入合計	5, 188, 129	2, 145	5, 190, 274

(歳 出)

款	補正前の額	補 正 額	m i t
	108, 210	2, 145	110, 355
1 総務費	108, 210	2, 145	110, 355
歳 出 合 計	5, 188, 129	2, 145	5, 190, 274

国庫支出金		源 内 訳	
	県支出金	 その他	保険料
		2, 145	
		 2, 145	

2 歳 入

(款) 6 繰 入 金 (項) 1 他会計繰入金

		款 項 目	補正前の額	補正額	計
3		繰入金	473, 714	2, 145	475, 859
1		他会計繰入金	443, 714	2, 145	445, 859
	1	一般会計繰入金	443, 714	2, 145	445, 859 445, 859

(国民健康保険会計)

節			н	(辛匹・111)
区分	金 額	説	明	
8 產前產後期 前除 時間 金	2, 145	1 産前産後期間保険料免除措置繰入金		

3 歳 出

(款) 1 総務費 (項) 1 総務管理費

款		# ₂ 1 日		15 T 24 5 MT		=1	 補正額の	財源内訳	
		款	項目	補正前の額	補 正 額	額	計		保険料
1			総務費	108, 210	6	2, 145	110, 355	2, 145	
	1		総務管理費	88, 980	4	2, 145	91, 125	2, 145	
		1	一般管理費	87, 920	2	2, 145	90, 065	繰入金 2,145	

(国民健康保険会計)

(単位:千円)

	節		-3V	HH	(中世. 111)		
- 区 タ	金	額	説	明	備	考	
						<u>-</u>	
12 委 託	料	2, 145	システム改修	_	一般管理費	2, 145	
			_				

_	141	_
---	-----	---

議第85号

令和5年度美濃加茂市介護保険会計補正予算(第3号)

令和5年度美濃加茂市の介護保険会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10,677千円を追加し、歳入 歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,293,662千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入 歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年11月29日提出

美濃加茂市長 藤井浩人

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入 (単位:千円)

款	款項		補 正 額	計
4 国庫支出金		887, 096	1,500	888, 596
	2 国庫補助金	211, 565	1,500	213, 065
8 繰入金		682, 834	8, 986	691, 820
	1 一般会計繰入金	653, 223	8, 477	661, 700
	2 基金繰入金	29, 611	509	30, 120
9 繰越金		202, 400	191	202, 591
	1 繰越金	202, 400	191	202, 591
歳入	合 計	4, 282, 985	10,677	4, 293, 662

2 歳 出 (単位:千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		104, 136	7, 219	111, 355
	1 総務管理費	63, 903	7, 219	71, 122
3 地域支援事業費		214, 797	2,758	217, 555
	3 包括的支援事業・ 任意事業費	114, 925	2, 758	117, 683
6 諸支出金		118, 778	700	119, 478
	1 償還金及び還付加 算金	110, 309	700	111,009
歳出	合 計	4, 282, 985	10,677	4, 293, 662

予算説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総 括

(歳 入) (単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計
4 国庫支出金	887, 096	1,500	888, 596
8 繰入金	682, 834	8, 986	691, 820
9 繰越金	202, 400	191	202, 591
歳入合計	4, 282, 985	10, 677	4, 293, 662

(歳 出)

款	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費	104, 136	7, 219	111, 355
3 地域支援事業費	214, 797	2, 758	217, 555
6 諸支出金	118, 778	700	119, 478
歳 出 合 計	4, 282, 985	10,677	4, 293, 662

	補 正	額の財	源 内 訳	
国庫支出金	県支出金		その他	保険料
1, 500			5, 719	
			2, 758	
			700	
1,500			9, 177	

2 歳 入

(款) 4 国庫支出金 (項) 2 国庫補助金

			款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
4			国庫支出金	887, 096	1, 500	888, 596
	2		国庫補助金	211, 565	1, 500	213, 065
	2	0	介護保険事業費補助金	211, 565	1,500	1,500

節			(幸匹・111)
区分	金 額	説	明
		-	
1 現年度分	1, 500	1 介護保険事業費補助金	

(款) 8 繰入金 (項) 1 一般会計繰入金

	補 正 額	計
682, 834	8, 986	691, 820
653, 223	8, 477	661, 700
123, 108	8, 477	131, 585
29, 611	509	30, 120
29, 611	509	30, 120
	29, 611	29, 611 509

節			u.e.	
区分	金 額	説	明	
				.
				<u> </u>
1 職員給与費 等繰入金	8, 477	1 一般会計繰入金 職員給与費等繰入金 2 事務費繰入金	Ž	4, 136 4, 341
→ 寺樑八金 		△ 事務負牒八金 		4, 341
1 企業給付费	509	1 介護給付費準備基金繰入金		
1 介護給付費 準備基金繰 入金	509	1		
//亚				

(款) 9 繰越金 (項) 1 繰越金

		款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
9		繰越金	202, 400	191	202, 591
1		繰越金	202, 400	191	202, 591
-	1				

	節					(平)匹・ 1)
区	分	金	額	説	明	
1 繰 越	金		191	1 前年度繰越金		

3 歳 出

(款) 1 総務費 (項) 1 総務管理費

-	`	項)	1 総務管理費				 補正額の見	
		款	項目	補正前の額	補正額	計		保険料
1			総務費	104, 136	7, 219	111, 355	7, 219	
	1		総務管理費	63, 903	7, 219	71, 122	7, 219	
	1	1						

負	ń	- 	П	/±±:	⇒ Z-
区分	金 額	説	力	備	考
			_		
1報 酬	1, 984	月額任用職員		一般管理費 人件費 会計年度任用職員給	5,841 $1,024$
2 給 料	△495	一般職給 		会計年度任用職員給	$\triangle 1,024 \\ 2,402$
3 職員手当等	△147	扶養手当 地域手当 期末手当 勤勉手当 児童手当 一般職退職手当負担金	$\begin{array}{c} \triangle 40 \\ \triangle 15 \\ 97 \\ \triangle 95 \\ \triangle 30 \\ \triangle 64 \end{array}$		
4 共 済 費	△15	職員共済組合負担金			
8 旅 費	51	通勤に係る費用弁償			
12 委 託 料	5, 841	システム改修			

(款) 3 地域支援事業費 (項) 3 包括的支援事業・任意事業費

		少)		ず未・口心ず未		31	 補正額の見	 才源内訳
		款	項目	補正前の額	補正額	計		保険料
3			地域支援事 業費	214, 797	2, 758	217, 555	2, 758	
	3		包括的支援 事業・任意 事業費	114, 925	2, 758	117, 683	2, 758	
		1	包括的支援事業費	108, 265	2, 758	111, 023	繰入金 2,758	

(単位:千円)

É	· 布	- TV 131			r.H.	-14
区分	金額	説	3		備	考
						_
2 給 料	1, 415	一般職給		人件費		2, 758
3 職員手当等	1, 001	地域手当 通勤手当 期末手当 勤勉手当 一般職退職手当負担金	44 36 382 354 185			
4 共 済 費	342	職員共済組合負担金				

(款) 6 諸支出金 (項) 1 償還金及び還付加算金

	士/	75 H	地工芸の姫	址		始石	⇒I.	補正額の見	
	款	項目	補正前の額	補	正	額	計		保険料
3		諸支出金	118, 778			700	119, 478	700	
1		償還金及び 還付加算金	110, 309			700	111, 009	700	
	1	償還受力第1号保保以で会算保保以ででののののののののののののののののののののののののののののののののののののののののののののののののののののののののののののののののののののののののののののののののののののののののののののののののののののののののののののののののののののののののののののののののののののののののののののののののののののののののののののののののののののののののののののののののののののののののののののののの	3, 221			700	3, 921	700 繰入金 繰越金 509 191	

	節	÷₩	110	/#b	-tz.
区分	金額	. 説	明	備	考
99 億溫久 利	700	保険料還付金		 第 1 号被保険者保	金料. 置付会 700
22 償還金、利 子及び割引 料	700	体例体的证		另 1 分似体映省体	夾科逐門並 700
11					

1 一般職 (1)総括

	職員数		給 -	与 費		共済費	合計	/+t
区分	(人)	報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)	(千円)	(千円)	備考
補正後	23	24,428	36,556	27,245	88,229	12,799	101,028	
補正前	22	22,444	35,636	26,361	84,441	12,472	96,913	
比較	1	1,984	920	884	3,788	327	4,115	

	区分	扶養 手当	地域 手当	住居 手当	通勤 手当	特勤手当	時間外 手当	管理職 手当	期末 手当	勤勉 手当	宿日直 手当	退職手当 負担金
		(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
職員手	補正後	656	1,142	246	585		1,804	748	10,503	6,806		4,755
当の内訳	補正前	696	1,113	246	549		1,804	748	10,024	6,547		4,634
	比較	△ 40	29		36				479	259		121

ア 会計年度任用職員以外の職員

		. 山田城县以下97年					0	
区分	職員数 (人)	報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)	共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
補正後	10		36,556	24,581	61,137	11,394	72,531	
補正前	10		35,636	23,917	59,553	11,214	70,767	
比較			920	664	1,584	180	1,764	

	区分	扶養 手当	地域 手当	住居手当	通勤 手当	特勤手当	時間外 手当	管理職 手当	期末 手当	勤勉 手当	宿日直 手当	退職手当 負担金
		(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
職員手当	補正後	656	1,142	246	585		1,804	748	7,839	6,806		4,755
当の内訳	補正前	696	1,113	246	549		1,804	748	7,580	6,547		4,634
	比較	△ 40	29		36				259	259		121

イ 会計年度任用職員

1 -		[江川 順貝						
区	職員数		給	 費		共済費	合計	/±± +7.
分	(人)	報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)	(千円)	(千円)	備考
補正後	13	24,428		2,664	27,092	1,405	28,497	
補正前	12	22,444		2,444	24,888	1,258	26,146	
比較	1	1,984		220	2,204	147	2,351	

	区分	期末 手当 (千円)
職員手	補正後	2,664
当の内訳	補正前	2,444
	比較	220

(2)給料及び職員手当の増減額の明細

		手当の増減					
区分	増減額 (千円)	増減 別内訳		説	明	備 考	
	920	給与改定に	411	給与改定率(1.30%	,)		
		伴う増加分					
\ \(\sqrt{\sq}\sqrt{\sq}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}							
給料		その他の	509	新陳代謝・人事異動	b		
		増減分		に伴う増減分			
	884	給与改定に	546	地域手当	13		
		伴う増加分		期末手当	271	期末手当0.05月分増	
				勤勉手当	209	勤勉手当0.05月分增	
				退職手当負担金	53		
融		その他の	338	扶養手当	△ 40		
員		増減分		地域手当	16		
職員手当				通勤手当	36		
				期末手当	208		
				勤勉手当	50		
				退職手当負担金	68		

(3)給料及び職員手当の状況ア 職員1人当たり給与

7 械質1八当たり相当	一般行政職	
	平均給料月額(円)	291,933
令和5年10月1日現在	平均給与月額(円)	337,440
	平均年齢(歳)	39.4
	平均給料月額(円)	280,529
令和4年10月1日現在	平均給与月額(円)	327,944
	平均年齢(歳)	37.9

イ 初任給

	☆ルクニュ と 取外 / □□ \	国の制度	
区分	一般行政職(円)	一般行政職(円)	
高校卒	166,600	166,600	
大学卒	196,200	196,200	

ウ 級別職員数

り 一般別職員数				
区分		一般行政職		
	級	職員数(人)	構成比(%)	
	1級	1	11.12	
	2級	2	22.22	
	3級	3	33.33	
- - - - - - - - - - - - - - - - - - -	4級	2	22.22	
77和3平10月1日現任	5級			
	6級	1	11.11	
	7級			
	計	9	100.00	
	1級	2	16.67	
	2級	3	25.00	
	3級	3	25.00	
令和4年10月1日現在	4級	3	25.00	
7 和4平10月1日 近任	5級			
	6級	1	8.33	
	7級			
	計	12	100.00	

(令和5年度 級別の基準となる職務)

ı			O/II	O VIT	A √cTf	-√π	C √H	r√π
	区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	一般行政職	主事	主任	主任主査	係長	課長補佐	課長	部長

工 昇給

区分		合計	代表的な職種		
					一般行政職
	職員数(A) 昇給に係る職員数(B)		(人)	10	10
			(人)	10	10
		2号給	(人)		
 補 正		3号給	(人)	2	2
 後 	昇給数別内訳	4号給	(人)	8	8
		6号給	(人)		
		8号給	(人)		
	比率(I	3)/(A)	(%)	100.0	100.0
	職員	数(A)	(人)	10	10
	昇給に係る	職員数(B)	(人)	10	10
		2号給	(人)		
 補 正		3号給	(人)	1	1
前	昇給数別内訳	4号給	(人)	9	9
		6号給	(人)		
		8号給	(人)		
	 比率(I	B)/(A)	(%)	92.9	92.9

才 期末手当・勤勉手当

区分	6月(月分)	12月(月分)	支給率計(月分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備考
補正後	2.2	2.3	4.5	有	
補正前	2.2	2.2	4.4	有	
国の制度	2.2	2.3	4.5	有	

カ 定年退職及び応募認定退職に係る退職手当

区	20年勤続の者	25年勤続の者	35年勤続の者	最高限度	その他の加算措置等	備考
分	(月分)	(月分)	(月分)	(月分)		7 my
支給率等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 (2~45%加算)	
国の制度	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 (2~45%加算)	

キ 地域手当

支給率(%)	3.0
支給対象職員数(人)	10
国の指定基準に 基づく支給率(%)	3.0

_	169	_

議第86号

令和5年度美濃加茂市介護認定・障がい者自立支援認定審査会会計補 正予算(第1号)

令和5年度美濃加茂市の介護認定・障がい者自立支援認定審査会会計補正予算(第 1号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ256千円を追加し、歳入歳出予 算の総額を歳入歳出それぞれ40,723千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年11月29日提出

美濃加茂市長 藤井浩人

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入 (単位:千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 繰入金		15, 144	256	15, 400
	1 介護認定審査会費 繰入金	13, 360	256	13, 616
歳入	合 計	40, 467	256	40, 723

2 歳 出				(単位:千円)
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 介護認定審査会費		36, 328	256	36, 584
	1 介護認定審査会費	36, 328	256	36, 584
歳出	合 計	40, 467	256	40, 723

予算説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総 括

(歳 入) (単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計
2 繰入金	15, 144	256	15, 400
	_		
歳入合計	40, 467	256	40, 723

(歳 出)

款	補正前の額	補 正 額	#H
	36, 328	256	36, 584
1 介護認定審查会費	36, 328	256	36, 584
歳 出 合 計	40, 467	256	40, 723

	補 正	額の財	源 内 訳	
国庫支出金	県支出金		その他	繰入金
			-C 07[III	256
<u></u>				
				256

2 歳 入

(款) 2 繰 入 金 (項) 1 介護認定審査会費繰入金

		款 項 目	補正前の額	補正額	計
2		繰入金	15, 144	256	15, 400
1		介護認定審査会費繰入金	13, 360	256	13, 616
-	1				

(介護認定・障がい者自立支援認定審査会会計)

節			(華位・111)
区分	金 額	説	明
		_	
1 介護認定審	256	1 一般会計繰入金(介護)	
1 介護認定審 查会費繰入 金			

3 歳 出

(款) 1 介護認定審査会費 (項) 1 介護認定審査会費

		+:/_		47.4.0 <i>m</i>	44		dec	=1	補正額の	財源内訳
		款	項目	補正前の額	補	正	狽	計		繰入金
1			介護認定審 查会費	36, 328			256	36, 584		256
	1		介護認定審 查会費	36, 328			256	36, 584		256
		1	介在 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	36, 328			256	36, 584		256

(介護認定・障がい者自立支援認定審査会会計)

貿			説	明		備	考	
区分	金額		н)С	φ1		VHI	77	
-					-			_
3 職員手当等	256	扶養手当 地域手当 期勉手当		181 5	人件費			256
		期末手当 勤勉手当		46 24				
					1.			

書

1 一般職 (1)総括

	職員数		給	与 費		共済費	合計	/+tt-v
分	(人)	報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)	(千円)	(千円)	備考
補正後	3	3,195	4,684	2,896	10,775		10,775	
補正前	3	3,195	4,684	2,640	10,519		10,519	
比較				256	256		256	

	区分	扶養 手当	地域 手当	住居手当	通勤手当	特勤手当	時間外 手当	管理職 手当	期末 手当	勤勉 手当	宿日直 手当	退職手当 負担金
		(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
職員手当	補正後	259	148		24		73		1,483	909		
当の内訳	補正前	78	143		24		73		1,437	885		
	比較	181	5						46	24		

ア 会計年度任用職員以外の職員

		11日111日以200	7 概 兵					
区	職員数		給	与 費		 共済費	合計	/ -11: - 17
分	(人)	報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)	(千円)	(千円)	備考
補正後	1		4,684	2,537	7,221		7,221	
補正前	1		4,684	2,281	6,965		6,965	
比較				256	256		256	

	区分	扶養 手当	地域 手当	住居手当	通勤手当	特勤手当	時間外 手当	管理職 手当	期末 手当	勤勉 手当	宿日直 手当	退職手当 負担金
		(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
職員手当	補正後	259	148		24		73		1,124	909		
当の内訳	補正前	78	143		24		73		1,078	885		
	比較	181	5						46	24		

イ 会計年度任用職員

	$\Delta H + \Delta$	1上/11/畝只						
区	職員数		給	与 費		共済費	合計	/++ > /
分	(人)	報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)	(千円)	(千円)	備考
補正後	2	3,195		359	3,554		3,554	
補正前	2	3,195		359	3,554		3,554	
比較								

	区分	期末 手当 (千円)
職員手	補正後	359
当の内訳	補正前	359
	比較	

(2)給料及び職員手当の増減額の明細

		ナヨの追溯							
区分	増減額 (千円)	増減- 別内訳			説	明		備	考
),		給与改定に		地域手当			1		
							20	##- *	
		伴う増加分		期末手当				期末手当0.05月分增	
				勤勉手当			25	勤勉手当0.05月分增	
職員		その他の	200	扶養手当			181		
員手当		増減分		地域手当			4		
				期末手当			16		
				勤勉手当			\triangle 1		

(3)給料及び職員手当の状況

ア 初任給

区 分	一般行政職(円)	国の制度
	州文1 1 4 4 4 4 (一)	一般行政職(円)
高校卒	166,600	166,600
大学卒	196,200	196,200

エ 期末手当・勤勉手当

区分	6月(月分)		支給率計(月分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備考
補正後	2.2	2.3	4.5	有	
補正前	2.2	2.2	4.4	有	
国の制度	2.2	2.3	4.5	有	

オ 定年退職及び応募認定退職に係る退職手当

区分	20年勤続の者			最高限度	その他の加算措置等	備考
	(月分)	(月分)	(月分)	(月分)		
支給率等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 (2~45%加算)	
国の制度	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 (2~45%加算)	

力 地域手当

支給率(%)	3.0
支給対象職員数(人)	1
国の指定基準に 基づく支給率(%)	3.0

議第87号

令和5年度美濃加茂市水道事業会計補正予算(第3号)

(総則)

第1条 令和5年度美濃加茂市水道事業会計の補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(業務の予定量の補正)

- 第2条 令和5年度美濃加茂市水道事業会計予算(以下「予算」という。)第2条に 定めた業務の予定量を次のとおり補正する。
 - (4) 主な建設改良事業

(事項) (既決予定額) (補正予定額) (計) 配水設備改良事業 446,874 千円 88,000 千円 534,874 千円

(資本的収入及び支出の補正)

第3条 予算第4条中「不足する額564,633千円」を「不足する額624,633千円」に、「過年度分損益勘定留保資金474,483千円」を「過年度分損益勘定留保資金534,483千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

	収	入	
(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 資本的収入	239,609 千円	28,000 千円	267,609 千円
第3項 補助金	61,000 千円	28,000 千円	89,000 千円
	支	出	
(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 資本的支出	804, 242 千円	88,000 千円	892, 242 千円
第1項 建設改良費	499,092 千円	88,000 千円	587,092 千円

令和5年11月29日提出

美濃加茂市長 藤井浩人

令和5年度美濃加茂市水道事業会計補正予算(第3号)実施計画 資本的収入及び支出

収 入									(単位:千円)
款	項		目		既決予定額	補正予定額	計		
1 資本的収入						239,609	28,000	267,609	
	3 補	助	金				61,000	28,000	89,000
				1 補	助	金	61,000	28,000	89,000

支 出					(単位:千円)
款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1 資本的支出			804,242	88,000	892,242
	1建設改良費		499,092	88,000	587,092
		2配水設備改良費	446,874	88,000	534,874

令和5年度美濃加茂市水道事業予定キャッシュ・フロー計算書 (令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

(単位:千円)

I 要効に利けたフィップ	
I 業務活動によるキャッシュ・フロー	15 400
当年度純利益	15,499
減価償却費	531,270
賞与引当金の増減額(減少は△)	579
長期前受金戻入益	△ 295,675
受取利息及び配当金	△ 1,722
支払利息	11,030
資産減耗費	48,307
未収金の増減額(増加は△)	\triangle 10,122
たな卸資産の増減額(増加は△)	\triangle 97
未払金の増減額(減少は△)	76,288
その他流動負債の増減額(減少は△)	1,364
小計	376,721
利息及び配当金の受取額	1,722
利息の支払額	△ 11,030
業務活動によるキャッシュ・フロー	367,413
Ⅱ 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	\triangle 507,633
国庫補助金等による収入	66,336
一般会計からの繰入金による収入	896
工事負担金の受入による収入	70,803
分担金の受入による収入	87,330
他会計貸付金による支出	△ 215,000
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 497 , 268
Ⅲ 財務活動によるキャッシュ・フロー	
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	廿 △ 90,150
財務活動によるキャッシュ・フロー	$\frac{290,150}{\triangle 90,150}$
M 2011 2010 0 1 1 7 4 4 7 4	△ 50,100
Ⅳ 資金増加額(又は減少額)	△ 220,005
V 資金期首残高	1,977,774
VI 資金期末残高	1,757,769

令和5年度美濃加茂市水道事業予定貸借対照表 (令和6年3月31日)

(単位:千円)

		資 産	\mathcal{O}	部	(単位:十円)
1	固定資産				
	(1) 有形固定資産				
	ィ 土 地		465, 589		
	口 建 物	1,011,333			
	減価償却累計額 _	△ 317, 197	694, 136		
	八 構 築 物	19, 268, 991			
	減価償却累計額 _	△ 9, 241, 350	10, 027, 641		
	ニ機械及び装置	2, 157, 013			
	減価償却累計額 _	\triangle 1, 616, 413	540,600		
	_ホ 車両及び運搬具	19, 888			
	減価償却累計額	△ 15, 375	4, 513		
	工 具 器 具	00.550			
	及び備品	38, 570	10.000		
	減価償却累計額 _	△ 25, 910	12, 660		
	, 建 設 仮 勘 定 本形田字次音会記		29, 350	11 554 400	
	有形固定資産合計			11, 774, 489	
	(2) 投資その他の資産		5 00 000		
	7 投資有価証券		500, 000		
	ロ 他 会 計 貸 付 金 投資その他の資産		577, 000		
	合計			1, 077, 000	
	固定資産合計				12, 851, 489
2	流動資産				
	(1) 現 金 預 金		1, 757, 769		
	(2) 未 収 金	212, 612			
	貸 倒 引 当 金	△ 500	212, 112		
	(3) 貯 蔵 品		1, 143		
	(4) その他流動資産		1,341		
	流動資産合計				1, 972, 365
	資 産 合 計				14, 823, 854

		負	債	\mathcal{O}	部	
3	固定負債(1) 企業債建設改良費等の					
	イ 財源に充てるための企業債 た 数 債 合計 (2) 引 当 金		_	413, 039	413,)39
	イ 退職給付引当金 引 当 金 合 計 固 定 負 債 合 計			93, 520	93,	520 506, 559
4	流動負債(1)企業債建設改良費等のイ財源に充てる					
	ための企業債 企業債合計 (2)未 払 金			83, 397	83, ; 379, ;	
	(3)前 受 金 (4)引 当 金 イ賞与引当金			7, 341		0
5	引 当 金 合 計 (5) その他流動負債 流動負債合計 繰 延 収 益				14,	341 <u>766</u> 484, 744
O	長期前受金 収益化累計額 繰延収益合計				11, 912, △ 6, 007,	
	負 債 合 計					6, 896, 725
6	資 本 金	資	本	0)	部	6, 871, 250
7	剰 余 金(1) 資 本 剰 余 金イ 補 助 金			4, 164		
	資本剰余金合計 (2) 利益剰余金					164
	ィ 減 債 積 立 金 ロ 建設改良積立金			646, 066 300, 000		
	八当年度未処分利益剰余金合計報金合計		_	105, 649	1, 051,	7 <u>15</u> 1, 055, 879
	資 本 合 計					7, 927, 129
	負 債 資 本 合 計					14, 823, 854

議第88号

指定管理者の指定について

太田宿中山道会館の指定管理者を指定するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年11月29日提出

美濃加茂市長 藤井浩人

記

- 公の施設の名称
 太田宿中山道会館
- 2 指定管理者となる団体の名称等 株式会社 三和サービス 代表取締役 林 正 和
- 3 指定管理者となる団体の所在地 岐阜市西鶉1丁目52番地
- 4 指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

議第89号

市道路線の認定について

道路法(昭和27年法律第180号)第8条第1項の規定により、下記のとおり 市道路線を認定することについて、同条第2項の規定により議会の議決を求める。

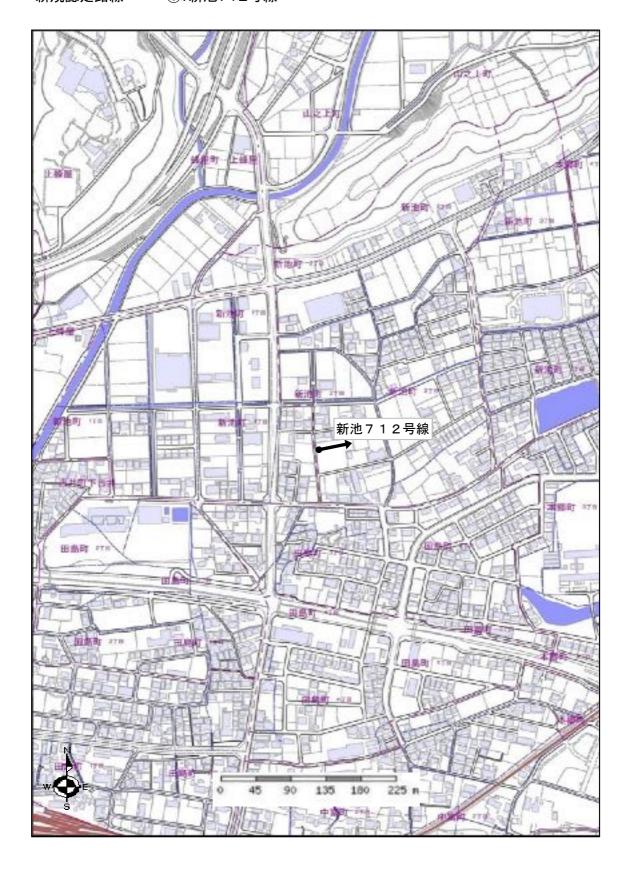
令和5年11月29日提出

美濃加茂市長 藤井浩人

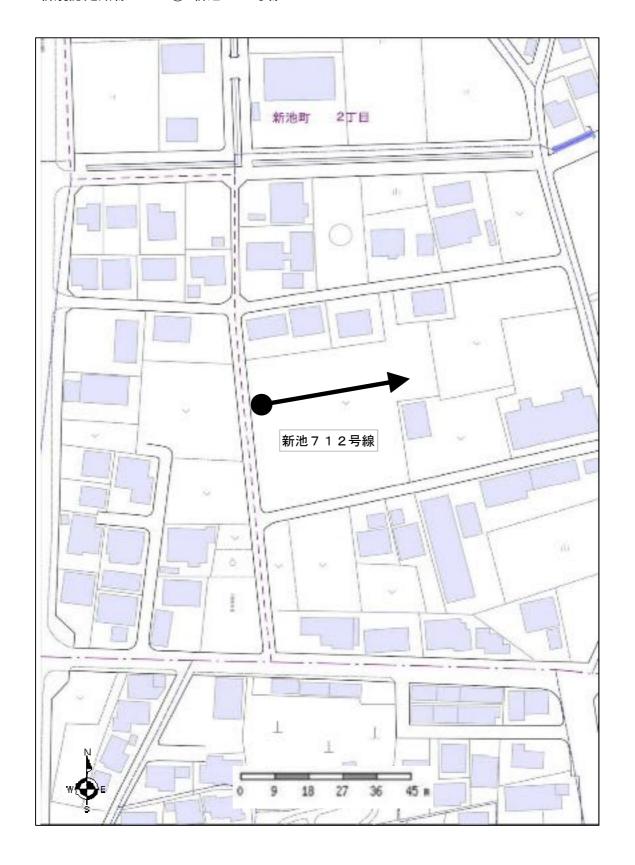
記

番号	路線名	起	卢	重要な
笛 ク	始脉泊	終	点	経過地
1	新池71	美濃加茂市新池町二丁目15番1	1 地先	
	2号線	美濃加茂市新池町二丁目15番1	4 地先	

新規認定路線 ①:新池712号線



新規認定路線 ①:新池712号線



議第90号

美濃加茂市教育委員会の委員の任命について

美濃加茂市教育委員会の委員に下記の者を任命したいから、地方教育行政の組織 及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第4条第2項の規定により、 議会の同意を求める。

令和5年11月29日提出

美濃加茂市長 藤井浩人

記

住 所

氏 名 榊間月絵

生年月日



Walkable City Minakama